

岡山県土木工事共通仕様書 改定箇所 (R8. 4. 1～)

番号	名称	改定有無
第1編	共通編	有
第2編	材料編	有
第3編	土木工事共通編	有
第6編	河川編	有
第7編	河川海岸編	無
第8編	砂防編	有
第9編	ダム編	有
第10編	道路編	有
第11編	下水編	有

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第1編 共通編				
第1章 総則				
第1節 総則				
1-1-1-4 ワンデーレスポンス		<b>1. ワンデーレスポンス</b> 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	条文の追加（国に準拠）	5/83
1-1-1-5 ウィークリースタンス		監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。 ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	条文の追加（国に準拠）	6/83
1-1-1-6 施工計画書			番号の修正	6/83
1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録			番号の修正	7/83
1-1-1-8 監督員			番号の修正	7/83
1-1-1-9 工事用地等の使用			番号の修正	8/83
1-1-1-10 工事着手			番号の修正	9/83
1-1-1-11 工事の下請負			番号の修正	9/83
1-1-1-12 施工体制台帳			番号の修正	9/83
1-1-1-13 受発注者間の情報共有			番号の修正	10/83
1-1-1-14 受注者相互の協力			番号の修正	10/83
1-1-1-15 調査・試験に対する協力			番号の修正	10/83
1-1-1-16 工事の一時中止	<b>1. 一般事項</b> 発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して <b>通知</b> した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	<b>1. 一般事項</b> 発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して <b>通知</b> した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-45臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	文脈の判断の為に表示（国に準拠）	12/83
1-1-1-17 設計図書の変更	<b>3. 設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて</b> 設計変更等については、工事請負契約書第19条～第26条及び岡山県土木工事共通仕様書共通編 <b>1-1-1-13～1-1-15</b> に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」（岡山県農林水産部 岡山県土木部）によることとする。	<b>3. 設計変更ガイドライン等の遵守義務づけについて</b> 設計変更等については、工事請負契約書第19条～第26条及び岡山県土木工事共通仕様書共通編 <b>1-1-1-16～1-1-18</b> に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」（岡山県農林水産部 岡山県土木部）によることとする。	番号の修正 誤記修正（国に準拠）	12/83 13/83
1-1-1-18 工期変更			番号の修正	13/83
1-1-1-19 支給材料及び貸与品			番号の修正	14/83
1-1-1-20 工事現場発生品			番号の修正	14/83
1-1-1-21 建設副産物	<b>4. 再生資源利用計画</b> 受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に <b>提出</b> しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	<b>4. 再生資源利用計画</b> 受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に <b>提出</b> しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、 <b>工事現場において</b> 再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	文脈の判断の為に表示（国に準拠） 表現修正（国に準拠）	14/83 15/83 15/83

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
		<b>5. 受領書の交付</b> 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	条文の追加（国に準拠）	15/83
	<b>5. 再生資源利用促進計画</b> また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	<b>6. 再生資源利用促進計画</b> また、受注者は、法令等に基づき、 <b>工事現場において</b> 再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	番号の修正 表現修正（国に準拠）	15/83 15/83
		<b>7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</b> 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。	条文の追加（国に準拠）	15/83
		また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加（国に準拠）	15/83
		<b>8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</b> 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	条文の追加（国に準拠）	15/83
		<b>9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</b> 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	条文の追加（国に準拠）	16/83
	<b>6. 実施書の提出</b>	<b>10. 実施書の提出</b>	番号の修正	16/83
<b>1-1-1-22</b> 工事完成図			番号の修正	16/83
<b>1-1-1-23</b> 工事完成検査			番号の修正	16/83
<b>1-1-1-24</b> 既済部分検査等	<b>5. 適用規定</b> 受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-5監督員による <b>確認及び立会</b> 等第3項の規定を準用する。	<b>5. 適用規定</b> 受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4監督員による <b>確認及び立会</b> 等第3項の規定を準用する。	誤記修正（国に準拠）	17/83
<b>1-1-1-25</b> 部分使用			番号の修正	17/83
<b>1-1-1-26</b> 施工管理			番号の修正	17/83
<b>1-1-1-27</b> 履行報告			番号の修正	20/83
<b>1-1-1-28</b> 週休二日の対応	受注者は、週休二日 <b>に取り組み</b> 、その実施内容を監督員に <b>報告</b> しなければならない。	受注者は、週休二日 <b>の実施に努め</b> 、その実施内容を監督員に <b>報告</b> しなければならない。	文脈の判断の為に表示（国に準拠）	20/83
<b>1-1-1-29</b> 工事関係者に対する措置請求			番号の修正	20/83
<b>1-1-1-30</b> 工事中の安全確保	<b>1. 安全指針等の遵守</b> 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	<b>1. 安全指針等の遵守</b> 受注者は、 <b>最新の</b> 土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、 <del>令和4年2月</del> ）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	21/83
	<b>4. 工用道路の維持管理</b>	<b>4. 使用する建設機械</b>	誤記修正	21/83
	<b>10. 現場環境改善</b> 2. 現場環境改善等の実施にあたっては、現場環境改善等の具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定後、施工計画書に記載し、提出するものとする。	<b>10. 現場環境改善</b> 2. 現場環境改善等の実施にあたっては、現場環境改善等の具体的な内容、実施時期について工事規模・地域の状況を踏まえ工事現場に即した実施内容を設定後、施工計画書に記載し、 <del>提出</del> するものとする。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	21/83 22/83

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
1-1-1-31 爆発及び火災の防止			番号の修正	23/83
1-1-1-32 後片付け			番号の修正	24/83
1-1-1-33 事故報告書			番号の修正	24/83
1-1-1-34 環境対策	<b>6. 排出ガス対策型建設機械</b> 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	<b>6. 排出ガス対策型建設機械</b> 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事前排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事前排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	24/83 25/83
1-1-1-35 文化財の保護			番号の修正	27/83
1-1-1-36 交通安全管理	<b>5. 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	<b>5. 交通安全法令の遵守</b> 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	実態を踏まえた規定の変更（国に準拠）	28/83
	<b>14. 通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。	<b>14. 通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを <b>確認</b> しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	29/83
1-1-1-37 施設管理			番号の修正	31/83
1-1-1-38 諸法令の遵守	(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号) (8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号) (10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号) (14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号) (15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号) (16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号) (17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号) (19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) (20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号) (21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号) (22) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号) (24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)	(4) 労働基準法 (令和6年5月改正 法律第42号) (8) 雇用保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (10) 健康保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正 法律第26号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和5年12月改正 法律第84号) (14) 道路法 (令和5年5月改正 法律第34号) (15) 道路交通法 (令和5年6月改正 法律第56号) (16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号) (17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正 法律第63号) (19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号) (20) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号) (21) 海岸法 (令和5年5月改正 法律第34号) (22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号) (24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (令和5年5月改正 法律第34号)	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	31/83

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
	(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号) (29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号) (39) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号) (40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号) (41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号) (42) 測量法 (令和元年6月改正 法律第37号) (43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号) (44) 都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号) (48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号) (51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号) (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号) (63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号) (68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号) (70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号) (71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号) (72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号) (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号) (76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号) (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号) (79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号) (80) 個人情報保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	(26) 航空法 (令和5年6月改正 法律第63号) (29) 森林法 (令和5年6月改正 法律第63号) (39) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号) (40) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号) (41) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号) (42) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号) (43) 建築基準法 (令和6年6月改正 法律第53号) (44) 都市公園法 (令和6年5月改正 法律第40号) (48) 海上交通安全法 (令和5年5月改正 法律第34号) (51) 船員法 (令和6年5月改正 法律第42号) (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和5年5月改正 法律第24号) (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号) (63) 厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (68) 所得税法 (令和6年5月改正 法律第26号) (70) 船員保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (71) 著作権法 (令和6年6月改正 法律第55号) (72) 電波法 (令和5年12月改正 法律第87号) (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号) (75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号) (76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号) (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号) (79) 警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号) (80) 個人情報保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号) (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号)		
1-1-1-39 官公庁等への手続等			番号の修正	33/83
1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更			番号の修正	34/83
1-1-1-41 工事測量			番号の修正	35/83
1-1-1-42 不可抗力による損害			番号の修正	35/83
1-1-1-43 特許権等	<b>3. 著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号 第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	<b>3. 著作権法に規定される著作物</b> 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正 法律第55号 第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	36/83
1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償			番号の修正	36/83
1-1-1-45 臨機の措置	<b>3. 不具合発生時の措置</b> 受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を	<del><b>3. 不具合発生時の措置</b></del> <del>受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を</del>	番号の修正 削除（国に準拠）	37/83
1-1-1-46 石綿使用の有無			番号の修正	37/83
1-2-3-1 一般事項	<b>4. 適用規定</b> 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 <b>6. 施工計画書</b> 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて <b>設計図書</b> に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	<b>4. 適用規定</b> 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。 <b>6. 施工計画書</b> 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて <b>設計図書</b> に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正（国に準拠）	42/83
			誤記修正（国に準拠）	42/83

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																								
1-2-4-1 一般事項	<b>8. 適用規定</b> 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	<b>8. 適用規定</b> 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	誤記修正（国に準拠）	48/83																								
	<b>10. 施工計画書</b> 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて <b>設計図書</b> に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	<b>10. 施工計画書</b> 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて <b>設計図書</b> に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正（国に準拠）	49/83																								
1-2-4-4 路床盛土工	<b>10. 路床盛土の締固め度</b> 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。	<b>10. 路床盛土の締固め度</b> 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	誤記修正（国に準拠）	53/83																								
1-3-1-0 適用	<b>3. 適用規定（2）</b> 受注者は、コンクリートの施工にあたり、 <b>設計図書</b> に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、 <b>設計図書</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	<b>3. 適用規定（2）</b> 受注者は、コンクリートの施工にあたり、 <b>設計図書</b> に定めのない事項については、「 <b>土木学会</b> コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定]」（土木学会、2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、 <b>設計図書</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	56/83																								
1-3-2-0 適用すべき諸基準	<b>1. 適用規定</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] （2018年3月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定] （2018年3月）	<b>1. 適用規定</b> 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定] （2023年9月） 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） [2023年制定] （2023年3月）	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	56/83																								
1-3-3-2 工場の選定	<b>1. 一般事項（1）</b> JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	<b>1. 一般事項（1）</b> JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	57/83																								
1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	<b>2. 材料の計量（6）</b>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表1-3-2 計量値の許容差</caption> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内	材料の種類	最大値（%）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<b>2. 材料の計量（6）</b>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表1-3-2 計量値の許容差</caption> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>計量値の許容差（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1（%）とする。	材料の種類	計量値の許容差（%）	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	61/83
材料の種類	最大値（%）																											
水	1																											
セメント	1																											
骨材	3																											
混和材	2※																											
混和剤	3																											
材料の種類	計量値の許容差（%）																											
水	1																											
セメント	1																											
骨材	3																											
混和材	2※																											
混和剤	3																											
	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 <b>容積</b> で計量してもよいものとする。	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、 <b>体積</b> で計量してもよいものとする。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	61/83																								
1-3-6-9 養生	<b>2. 湿潤状態の保持</b> 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて <b>適切に定めなければならない</b> 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を <b>標準</b> とする。  なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。	<b>2. 湿潤状態の保持</b> 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 <b>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする</b> 。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を <b>目安</b> とする。  <del>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</del>	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	67/83																								
			削除（国に準拠）	67/83																								

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																																				
	<p style="text-align: center;"><b>表1-3-3 コンクリートの標準養生期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </table> <p>[注]寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p style="text-align: center;"><b>表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>中庸熟ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 [注]寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熟ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	67/83												
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																																					
15℃以上	5日	7日	3日																																																					
10℃以上	7日	9日	4日																																																					
5℃以上	9日	12日	5日																																																					
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熟ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																			
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																																			
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																																			
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																																			
1-3-7-3 加工	<p><b>3. 鉄筋の曲げ半径</b> 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、<b>設計図書</b>に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「<b>コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提</b>」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>3. 鉄筋の曲げ半径</b> 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、<b>設計図書</b>に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「<b>コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定] 本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提</b>」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	69/83																																																				
1-3-9-2 施工	<p><b>3. 打設時のコンクリート温度</b> 打設時のコンクリート温度は、<b>35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</b></p>	<p><b>3. 打設時のコンクリート温度</b> 打設時のコンクリート温度の上限は、<b>所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</b></p>	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	74/83																																																				
1-3-10-2 施工	<p><b>1. 一般事項(1)</b> 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を<b>そのまま</b>用いてはならない。</p>	<p><b>1. 一般事項(1)</b> 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を<b>そのまま</b>用いてはならない。</p>	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	75/83																																																				
1-3-10-3 養生	<p><b>5. 養生温度</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </table> <p>注:水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p><b>5. 養生温度</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </table> <p>注:水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	76/83
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																				
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																						
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																				
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																				
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																				
	10℃	3日	2日	4日																																																				
1-3-12-2 施工	<p><b>7. 水中コンクリートの打設方法</b> 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー<b>または</b>コンクリートポンプを使用してコンクリートを打設<b>しなければならない</b>。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9. トレミー打設(1)</b> 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由<b>落下</b>できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。</p>	<p><b>7. 水中コンクリートの打設方法</b> 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプ<b>または底開き箱や底開き袋</b>を使用してコンクリートを打設<b>するものとする</b>。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9. トレミー打設(1)</b> 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由<b>に移動</b>できる大きさとし、打設中は、<b>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき</b>、水平移動してはならない。</p>	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	77/83																																																				
			適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	78/83																																																				

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
<b>1-3-12-3</b> <b>海水の作用を受ける</b> <b>コンクリート</b>	<b>1. 一般事項</b> 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	<b>1. 一般事項</b> 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	79/83
	<b>2. 水平打継目の設置位置</b> 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	<b>2. 水平打継目の設置位置</b> 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	79/83
<b>1-3-13-3</b> <b>コンクリートの製造</b>	<b>3. 材料の計量 (1)</b> ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	<b>3. 材料の計量 (1)</b> ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	79/83

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																																																																																				
2-2-3-1 一般事項	1. 適合規格 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)	1. 適合規格 JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 附属書JA (レディーミクストコンクリート用骨材)	JIS改正 (国に準拠)	5/38																																																																																																				
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材	<p>1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度</p> <p style="text-align: center;">表2-2-4 再生砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40~0 (RC-40)</th> <th>30~0 (RC-30)</th> <th>20~0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通過質量百分率 (%)</th> <th rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ふるい目の開き</th> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50~80</td> <td>55~85</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60~90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15~40</td> <td>15~45</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~25</td> <td>5~30</td> <td>10~35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含んだ</b>破砕されたままの<b>見かけ</b>の骨材粒度を使用する。</p>			粒度範囲 (呼び名)			40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100		26.5mm	—	—	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	—	—	60~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	<p>1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度</p> <p style="text-align: center;">表2-2-4 再生砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40~0 (RC-40)</th> <th>30~0 (RC-30)</th> <th>20~0 (RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通過質量百分率 (%)</th> <th rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ふるい目の開き</th> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>50~80</td> <td>55~85</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60~90</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>15~40</td> <td>15~45</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>5~25</td> <td>5~30</td> <td>10~35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含む</b>破砕されたままの<b>見掛け</b>の骨材粒度を使用する。</p>			粒度範囲 (呼び名)			40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)	通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100		26.5mm	—	—	100	19mm	50~80	55~85	95~100	13.2mm	—	—	60~90	4.75mm	15~40	15~45	20~50	2.36mm	5~25	5~30	10~35	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	10/38																
				粒度範囲 (呼び名)																																																																																																				
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)																																																																																																				
通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																					
		37.5mm	95~100	100																																																																																																				
		31.5mm	—	95~100																																																																																																				
		26.5mm	—	—	100																																																																																																			
		19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																																			
		13.2mm	—	—	60~90																																																																																																			
		4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																																			
		2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																																			
		粒度範囲 (呼び名)																																																																																																						
		40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)																																																																																																				
通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																					
		37.5mm	95~100	100																																																																																																				
		31.5mm	—	95~100																																																																																																				
		26.5mm	—	—	100																																																																																																			
		19mm	50~80	55~85	95~100																																																																																																			
		13.2mm	—	—	60~90																																																																																																			
		4.75mm	15~40	15~45	20~50																																																																																																			
		2.36mm	5~25	5~30	10~35																																																																																																			
	<p style="text-align: center;">表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40~0 (RM-40)</th> <th>30~0 (RM-30)</th> <th>25~0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通過質量百分率 (%)</th> <th rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ふるい目の開き</th> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60~90</td> <td>60~90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含んだ</b>破砕されたままの<b>見かけ</b>の骨材粒度を使用する。</p>			粒度範囲 (呼び名)			40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100	100	26.5mm	—	—	95~100	19mm	60~90	60~90	—	13.2mm	—	—	55~85	4.75mm	30~65	30~65	30~65	2.36mm	20~50	20~50	20~50	425μm	10~30	10~30	10~30	75μm	2~10	2~10	2~10	<p style="text-align: center;">表2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">粒度範囲 (呼び名)</th> </tr> <tr> <th>40~0 (RM-40)</th> <th>30~0 (RM-30)</th> <th>25~0 (RM-25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">通過質量百分率 (%)</th> <th rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ふるい目の開き</th> <td>53mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37.5mm</td> <td>95~100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31.5mm</td> <td>—</td> <td>95~100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>26.5mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>95~100</td> </tr> <tr> <td>19mm</td> <td>60~90</td> <td>60~90</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13.2mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>55~85</td> </tr> <tr> <td>4.75mm</td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> <td>30~65</td> </tr> <tr> <td>2.36mm</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>425μm</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> <td>10~30</td> </tr> <tr> <td>75μm</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを<b>含む</b>破砕されたままの<b>見掛け</b>の骨材粒度を使用する。</p>			粒度範囲 (呼び名)			40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100			37.5mm	95~100	100		31.5mm	—	95~100	100	26.5mm	—	—	95~100	19mm	60~90	60~90	—	13.2mm	—	—	55~85	4.75mm	30~65	30~65	30~65	2.36mm	20~50	20~50	20~50	425μm	10~30	10~30	10~30	75μm	2~10	2~10	2~10	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	11/38
				粒度範囲 (呼び名)																																																																																																				
		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)																																																																																																				
通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																					
		37.5mm	95~100	100																																																																																																				
		31.5mm	—	95~100	100																																																																																																			
		26.5mm	—	—	95~100																																																																																																			
		19mm	60~90	60~90	—																																																																																																			
		13.2mm	—	—	55~85																																																																																																			
		4.75mm	30~65	30~65	30~65																																																																																																			
		2.36mm	20~50	20~50	20~50																																																																																																			
		425μm	10~30	10~30	10~30																																																																																																			
		75μm	2~10	2~10	2~10																																																																																																			
		粒度範囲 (呼び名)																																																																																																						
		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)																																																																																																				
通過質量百分率 (%)	ふるい目の開き	53mm	100																																																																																																					
		37.5mm	95~100	100																																																																																																				
		31.5mm	—	95~100	100																																																																																																			
		26.5mm	—	—	95~100																																																																																																			
		19mm	60~90	60~90	—																																																																																																			
		13.2mm	—	—	55~85																																																																																																			
		4.75mm	30~65	30~65	30~65																																																																																																			
		2.36mm	20~50	20~50	20~50																																																																																																			
		425μm	10~30	10~30	10~30																																																																																																			
		75μm	2~10	2~10	2~10																																																																																																			

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																		
2-2-3-4 アスファルト用再生骨材	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の規格に適合するものとする。	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-2-13とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更（国に準拠）	14/38																		
	<p style="text-align: center;"><b>表2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">旧アスファルトの含有量</td> <td style="width: 10%;">%</td> <td style="width: 60%;">3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1 /10mm</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>MPa/mm</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>[注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3]アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4]アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5]骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。</p> <p>[注6]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7]旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm	圧裂係数	MPa/mm	骨材の微粒分量	%	5以下	<p style="text-align: center;"><b>表2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1 /10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2]アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13～0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3]旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4]骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5]アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1 /10mm	20以上	骨材の微粒分量 %	5以下	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																				
旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm																				
	圧裂係数	MPa/mm																				
骨材の微粒分量	%	5以下																				
項目	目標値																					
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																					
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1 /10mm	20以上																					
骨材の微粒分量 %	5以下																					

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁								
2-2-3-4 アスファルト用再生骨材		<p style="text-align: center;"><b>表2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量 %</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p>	項目	目標値	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下	図表の追加 適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	16/38
項目	目標値											
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上											
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C) MPa/mm	1.70以下											
骨材の微粒分量 %	5以下											
2-2-3-5 フィラー	<p><b>2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲</b> 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</b></p> <p><b>3. 石灰岩以外の石粉の規定</b> フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定</b></p>	<p><b>2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲</b> 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-14の規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</b></p> <p><b>3. 石灰岩以外の石粉の規定</b> フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-15の規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定</b></p>	番号の修正	16/38								
			番号の修正	17/38								
			番号の修正	17/38								
			番号の修正	17/38								

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

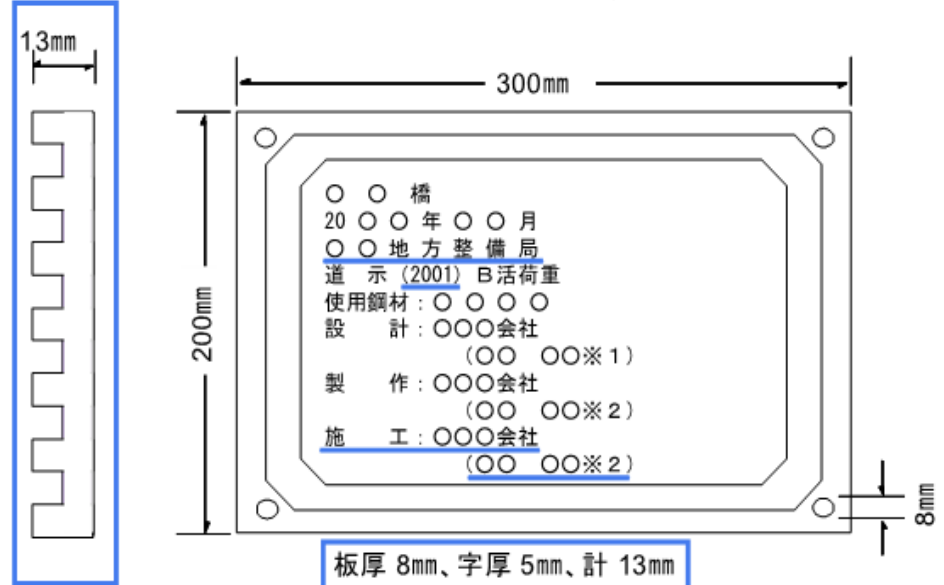
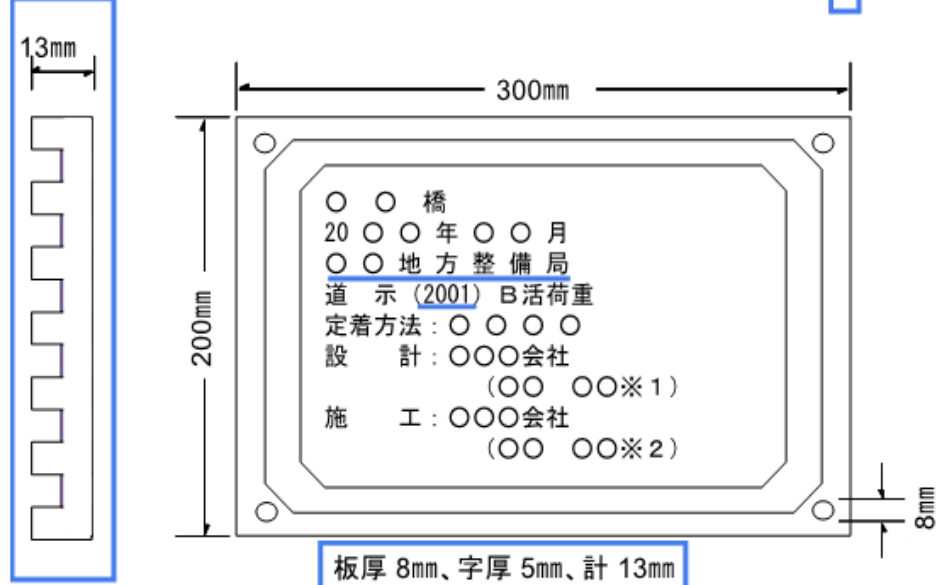
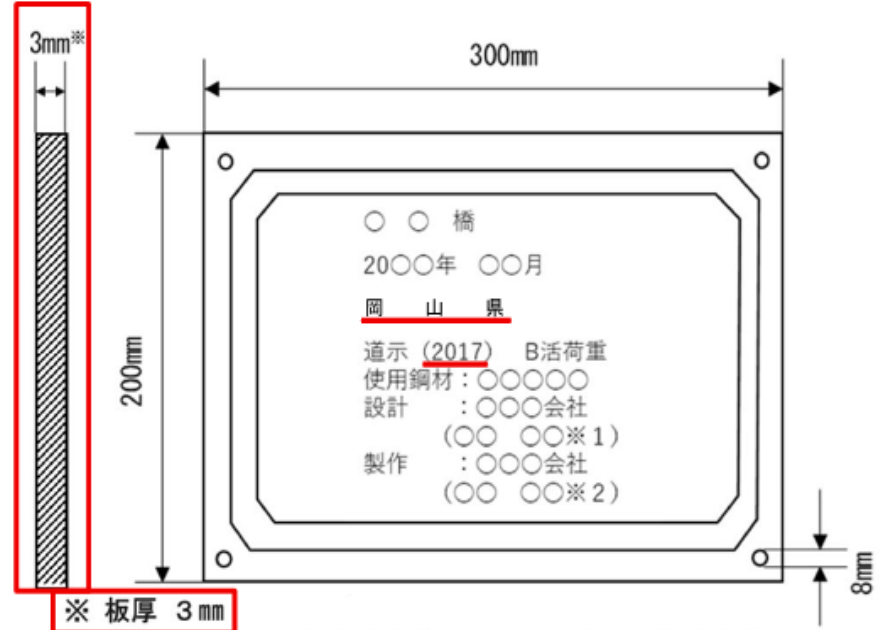
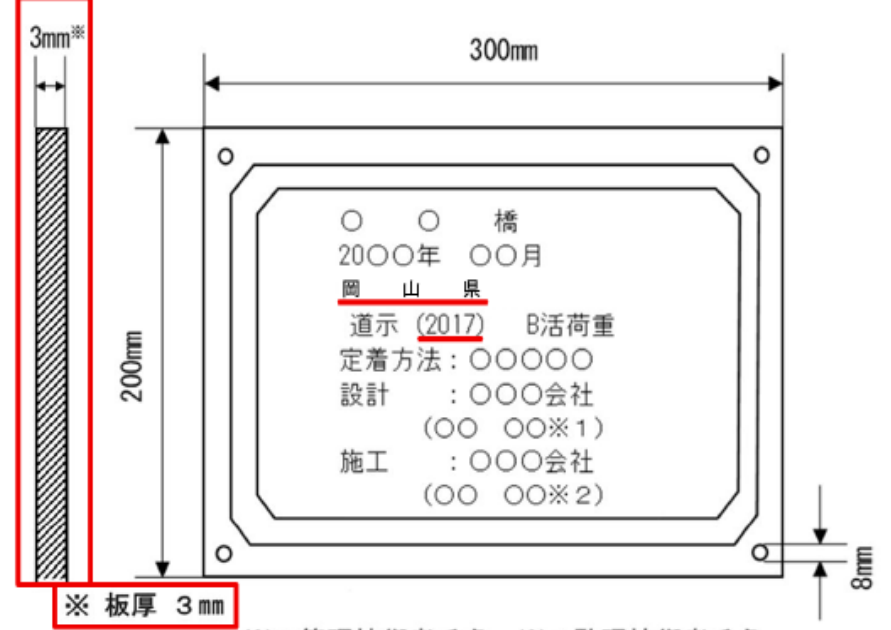
項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																																																																																																																																																															
2-2-3-6 安定材	<b>1. 瀝青材料の品質</b> 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	<b>1. 瀝青材料の品質</b> 瀝青安定処理に使用する瀝青材料 <b>(再生舗装工法における新アスファルトを含む)</b> の品質は、表2-2-16に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-17に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	番号の修正	17/38																																																																																																																																																																															
	<b>表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</b>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</caption> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40～60</th> <th>60～80</th> <th>80～100</th> <th>100～120</th> <th>120～150</th> <th>150～200</th> <th>200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0～ 55.0</td> <td>44.0～ 52.0</td> <td>42.0～ 50.0</td> <td>40.0～ 50.0</td> <td>38.0～ 48.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン 可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td><b>240</b>以上</td> <td><b>240</b>以上</td> <td><b>210</b>以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	<b>240</b> 以上	<b>240</b> 以上	<b>210</b> 以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<b>表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格</b>  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>表2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格</caption> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40～60</th> <th>60～80</th> <th>80～100</th> <th>100～120</th> <th>120～150</th> <th>150～200</th> <th>200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0～ 55.0</td> <td>44.0～ 52.0</td> <td>42.0～ 50.0</td> <td>40.0～ 50.0</td> <td>38.0～ 48.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン 可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td><b>250</b>以上</td> <td><b>250</b>以上</td> <td><b>250</b>以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.5以下</td> <td>1.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。                      [注2] 舗装用の新アスファルトである120～150、150～200、200～300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点異なる。</p>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	<b>250</b> 以上	<b>250</b> 以上	<b>250</b> 以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-	薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-	蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下	蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-	密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	番号の修正 適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																												
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																												
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																												
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																												
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																												
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	<b>240</b> 以上	<b>240</b> 以上	<b>210</b> 以上																																																																																																																																																																												
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																												
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																												
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																												
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																																																																												
針入度(25℃) 1/10mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																																																																												
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																																																																												
伸度(15℃) cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																																																												
トルエン 可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																																																												
引火点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	<b>250</b> 以上	<b>250</b> 以上	<b>250</b> 以上																																																																																																																																																																												
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
薄膜加熱針入度 残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	-	-	-																																																																																																																																																																												
蒸発後の質量 変化率 %	-	-	-	-	0.5以下	1.0以下	1.0以下																																																																																																																																																																												
蒸発後の 針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	-	-	-																																																																																																																																																																												
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																																																												
	<b>表2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格</b>	<b>表2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格</b>	番号の修正	19/38																																																																																																																																																																															
2-2-6-1 一般事項	<b>2. セメントの貯蔵</b> 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	<b>2. セメントの貯蔵</b> 受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	25/38																																																																																																																																																																															
2-2-6-2 セメント	<b>1. 適用規格</b> セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。	<b>1. 適用規格</b> セメントは、表2-2-18の規格に適合するものとする。	番号の修正	26/38																																																																																																																																																																															
	<b>表2-2-17 セメントの種類</b>	<b>表2-2-18 セメントの種類</b>	番号の修正	26/38																																																																																																																																																																															
	<b>3. 普通ポルトランドセメントの品質</b> 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。	<b>3. 普通ポルトランドセメントの品質</b> 普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-19の規格に適合するものとする。	番号の修正	27/38																																																																																																																																																																															
	<b>表2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</b>	<b>表2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</b>	番号の修正	27/38																																																																																																																																																																															
2-2-6-3 混和材料	<b>5. 急結剤</b> 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	<b>5. 急結剤</b> 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定] JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年9月)の規格に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	28/38																																																																																																																																																																															
2-2-6-4 コンクリート用水	<b>1. 練混ぜ水</b> コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	<b>1. 練混ぜ水</b> コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。	JIS改正(国に準拠)	28/38																																																																																																																																																																															

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																									
2-2-8-1 一般瀝青材料	<b>1. 適用規格</b> 舗装用石油アスファルトは、第2編 2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。	<b>1. 適用規格</b> 舗装用石油アスファルトは、第2編 2-2-3-6安定材の表2-2-16の規格に適合するものとする。	番号の修正	29/38																																									
	<b>2. ポリマー改質アスファルト</b> ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、ブランドミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	<b>2. ポリマー改質アスファルト</b> ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-20の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、ブランドミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-20に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	番号の修正 番号の修正	30/38 30/38																																									
	<b>表2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状</b>	<b>表2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状</b>	番号の修正	30/38																																									
	<b>3. セミプローションアスファルト</b> セミプローションアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。	<b>3. セミプローションアスファルト</b> セミプローションアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとする。	番号の修正	31/38																																									
	<b>表2-2-20 セミプローションアスファルト(AC-100)の規格</b>	<b>表2-2-21 セミプローションアスファルト(AC-100)の規格</b>	番号の修正	31/38																																									
	<b>4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト</b> 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-22の規格に適合するものとする。	<b>4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト</b> 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-23の規格に適合するものとする。	番号の修正	31/38																																									
	<b>表2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状</b>	<b>表2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状</b>	番号の修正	31/38																																									
	<b>表2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状</b>	<b>表2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状</b>	番号の修正	32/38																																									
	<b>5. 石油アスファルト乳剤</b> 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。	<b>5. 石油アスファルト乳剤</b> 石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-24の規格に適合するものとする。	番号の修正	32/38																																									
	<b>表2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</b>	<b>表2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状</b>	番号の修正	32/38																																									
	<b>6. グースアスファルトに用いるアスファルト</b> グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	<b>6. グースアスファルトに用いるアスファルト</b> グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。	番号の修正	32/38																																									
	<b>7. グースアスファルト</b> グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	<b>7. グースアスファルト</b> グースアスファルトは、表2-2-23に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	番号の修正	33/38																																									
	2-2-8-3 再生用添加剤	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-25、表2-2-26、表2-2-27の規格に適合するものとする。	番号の修正 適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	33/38																																								
<b>表2-2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)</b>		<b>表2-2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)</b>	番号の修正	33/38																																									
<b>表2-2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)</b>		<b>表2-2-26 再生用添加剤の品質(オイル系)</b>	番号の修正	33/38																																									
<b>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</b>		<b>表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状</b>	番号の修正 適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	34/38																																									
<b>表2-2-26 再生用添加剤の標準的性状</b> ブランド再生用		<b>表2-2-27 再生用添加剤の標準的性状</b> ブランド再生用																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (80℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td>℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (80℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃)</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)</td> <td></td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。</p>	項 目		標準的性状	動 粘 度 (80℃)	mm <sup>2</sup> /S	80~1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (80℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以内	密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (80℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/S</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点</td> <td>℃</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (80℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>±3以内</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃)</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)</td> <td></td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm<sup>3</sup>以上とすることが望ましい。</p>	項 目		標準的性状	動 粘 度 (80℃)	mm <sup>2</sup> /S	80~1,000	引 火 点	℃	250以上	薄膜加熱後の粘度比 (80℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	±3以内	密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告	組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)		報告		
項 目		標準的性状																																											
動 粘 度 (80℃)	mm <sup>2</sup> /S	80~1,000																																											
引 火 点	℃	250以上																																											
薄膜加熱後の粘度比 (80℃)		2以下																																											
薄膜加熱質量変化率	%	±3以内																																											
密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告																																											
組 成 (石油学会規格JPI-5S-70-10)		報告																																											
項 目		標準的性状																																											
動 粘 度 (80℃)	mm <sup>2</sup> /S	80~1,000																																											
引 火 点	℃	250以上																																											
薄膜加熱後の粘度比 (80℃)		2以下																																											
薄膜加熱質量変化率	%	±3以内																																											
密 度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告																																											
組 成 (石油学会規格JPI-5S-77-19)		報告																																											
2-2-12-1 道路標識	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-28、表2-2-29に示す規格以上のものとする。	番号の修正	36/38																																									
	なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	なお、受注者は、表2-2-28、表2-2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。	番号の修正	36/38																																									
	<b>表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</b>	<b>表2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能</b>	番号の修正	37/38																																									
	<b>表2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</b>	<b>表2-2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</b>	番号の修正	37/38																																									

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																																				
3-2-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準 (環境省告示第62号) (令和3年10月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] (2018年10月)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準 (令和5年3月13日環境省告示第6号) (令和5年3月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 [令和4年度改訂版] (令和5年2月) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月) 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定] (2023年9月)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	7/190																																																				
3-2-3-9 区画線工	<b>9. 区画線の施工</b> 区画線の施工は、下表によるものとする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th rowspan="2">施工厚 (標準)</th> <th colspan="2">塗布量 (100㎡当たり標準量)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>トラフィックペイント</th> <th>ガラスビース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よう融用</td> <td>JIS K 5665 3種</td> <td>1.5 (mm)</td> <td>3 8 0 (kg)</td> <td>1 7 (kg)</td> <td rowspan="3">ロスを含んだ量</td> </tr> <tr> <td>加熱用</td> <td>JIS K 5665 2種</td> <td></td> <td>4 7 (ℓ)</td> <td>3 9 (kg)</td> </tr> <tr> <td>常温用</td> <td>JIS K 5665 1種</td> <td></td> <td>3 3 (ℓ)</td> <td>2 6 (kg)</td> </tr> </tbody> </table> かし担保 契約書第46条2項の期間は、熔融式1ヶ月、ペイント式(加熱用、常温用)6ヶ月とする。			施工厚 (標準)	塗布量 (100㎡当たり標準量)		備考	種別	規格	トラフィックペイント	ガラスビース	よう融用	JIS K 5665 3種	1.5 (mm)	3 8 0 (kg)	1 7 (kg)	ロスを含んだ量	加熱用	JIS K 5665 2種		4 7 (ℓ)	3 9 (kg)	常温用	JIS K 5665 1種		3 3 (ℓ)	2 6 (kg)	<b>9. 区画線の施工</b> 区画線の施工は、下表によるものとする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th rowspan="2">施工厚 (標準)</th> <th colspan="2">塗布量 (100㎡当たり標準量)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>トラフィックペイント</th> <th>ガラスビース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よう融用</td> <td>JIS K 5665 3種</td> <td>1.5 (mm)</td> <td>3 8 0 (kg)</td> <td>1 7 (kg)</td> <td rowspan="3">ロスを含んだ量</td> </tr> <tr> <td>加熱用</td> <td>JIS K 5665 2種</td> <td></td> <td>4 7 (ℓ)</td> <td>3 9 (kg)</td> </tr> <tr> <td>常温用</td> <td>JIS K 5665 1種</td> <td></td> <td>3 3 (ℓ)</td> <td>2 6 (kg)</td> </tr> </tbody> </table> 契約不適合責任の期間 契約書第46条1項における契約不適合責任の期間は、熔融式1ヶ月、ペイント式(加熱用、常温用)6ヶ月とする。			施工厚 (標準)	塗布量 (100㎡当たり標準量)		備考	種別	規格	トラフィックペイント	ガラスビース	よう融用	JIS K 5665 3種	1.5 (mm)	3 8 0 (kg)	1 7 (kg)	ロスを含んだ量	加熱用	JIS K 5665 2種		4 7 (ℓ)	3 9 (kg)	常温用	JIS K 5665 1種		3 3 (ℓ)	2 6 (kg)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	20/190
		施工厚 (標準)	塗布量 (100㎡当たり標準量)		備考																																																			
種別	規格		トラフィックペイント	ガラスビース																																																				
よう融用	JIS K 5665 3種	1.5 (mm)	3 8 0 (kg)	1 7 (kg)	ロスを含んだ量																																																			
加熱用	JIS K 5665 2種		4 7 (ℓ)	3 9 (kg)																																																				
常温用	JIS K 5665 1種		3 3 (ℓ)	2 6 (kg)																																																				
		施工厚 (標準)	塗布量 (100㎡当たり標準量)		備考																																																			
種別	規格		トラフィックペイント	ガラスビース																																																				
よう融用	JIS K 5665 3種	1.5 (mm)	3 8 0 (kg)	1 7 (kg)	ロスを含んだ量																																																			
加熱用	JIS K 5665 2種		4 7 (ℓ)	3 9 (kg)																																																				
常温用	JIS K 5665 1種		3 3 (ℓ)	2 6 (kg)																																																				
3-2-3-10 道路付属物工	<b>7. 合いマークの設置</b> 道路標識、道路照明施設(トンネル照明を含む)、道路情報提供装置、道路情報収集装置、トンネル換気装置(ジェットファン)、車輛諸元計測施設、遮音壁(ベースプレート式)の新設又は更新時には、ボルト部のゆがみが目視でも簡易に把握できるように、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(以下「合いマーク」という。)を施工するものとする。 なお、合いマークの施工にあたっては、「付属物(標識、照明施設等)点検要領付録-7 合いマークの施工」(平成26年6月 国土交通省道路局国道防災課)に基づきボルト部に「合いマーク」を参考とすること。	<b>7. 合いマークの設置</b> 道路標識、道路照明施設(トンネル照明を含む)、道路情報提供装置、道路情報収集装置、トンネル換気装置(ジェットファン)、車輛諸元計測施設、遮音壁(ベースプレート式)の新設又は更新時には、ボルト部のゆがみが目視でも簡易に把握できるように、ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(以下「合いマーク」という。)を施工するものとする。 なお、合いマークの施工にあたっては、「付属物(標識、照明施設等)点検要領付録-7 合いマークの施工」(平成31年3月 国土交通省道路局国道防災課)に基づきボルト部に「合いマーク」を参考とすること。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	21/190																																																				
3-2-3-14 プレキャストセグメント 主桁組立工	<b>2. ブロック組立て施工</b> なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	<b>2. ブロック組立て施工</b> なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編) [2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	26/190																																																				
3-2-3-25 銘板工	<b>1. 一般事項</b> 受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	<b>1. 一般事項</b> 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更(国に準拠)	36/190																																																				

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
	<p style="text-align: center;"><b>図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</b></p>  <p style="text-align: center;">板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>  <p style="text-align: center;">板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	<p style="text-align: center;"><b>図3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</b></p>  <p style="text-align: center;">※ 板厚 3mm</p> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>  <p style="text-align: center;">※ 板厚 3mm</p> <p style="text-align: center;">※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者氏名</p>	<p>実態を踏まえた規定の変更(国に準拠)</p>	<p>38/190</p>

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																				
<b>3-2-6-3</b> <b>アスファルト舗装の材料</b>	<b>10. アスファルト安定処理の材料規格</b> 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。	<b>10. アスファルト安定処理の材料規格</b> 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第2編2-2-3-3 6. 鉄鋼スラグの規格(加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用)の表2-2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。  また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-2-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	82/190																																				
	<p style="text-align: center;"><b>表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>呼び名</th> <th>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減 量 (%)</th> <th>水 浸 膨張比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラッシュラン 製鋼スラグ</td> <td>C S S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>単粒度製鋼スラグ</td> <td>S S</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。</p>	材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減 量 (%)	水 浸 膨張比 (%)	クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	<p style="text-align: center;"><b>表3-2-21 鉄鋼スラグの品質規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th><del>材 料 名</del></th> <th><del>呼び名</del></th> <th><del>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</del></th> <th><del>吸水率 (%)</del></th> <th><del>すりへり減 量 (%)</del></th> <th><del>水 浸 膨張比 (%)</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>クラッシュラン 製鋼スラグ</del></td> <td><del>C S S</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>-</del></td> <td><del>50以下</del></td> <td><del>2.0以下</del></td> </tr> <tr> <td><del>単粒度製鋼スラグ</del></td> <td><del>S S</del></td> <td><del>2.45以上</del></td> <td><del>3.0以下</del></td> <td><del>30以下</del></td> <td><del>2.0以下</del></td> </tr> </tbody> </table> <p><del>[注] 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。</del></p>	<del>材 料 名</del>	<del>呼び名</del>	<del>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</del>	<del>吸水率 (%)</del>	<del>すりへり減 量 (%)</del>	<del>水 浸 膨張比 (%)</del>	<del>クラッシュラン 製鋼スラグ</del>	<del>C S S</del>	<del>-</del>	<del>-</del>	<del>50以下</del>	<del>2.0以下</del>	<del>単粒度製鋼スラグ</del>	<del>S S</del>	<del>2.45以上</del>	<del>3.0以下</del>	<del>30以下</del>	<del>2.0以下</del>	条文の追加(国に準拠)	82/190
	材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減 量 (%)	水 浸 膨張比 (%)																																		
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50以下	2.0以下																																			
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下																																			
<del>材 料 名</del>	<del>呼び名</del>	<del>表乾密度 (g/cm<sup>3</sup>)</del>	<del>吸水率 (%)</del>	<del>すりへり減 量 (%)</del>	<del>水 浸 膨張比 (%)</del>																																			
<del>クラッシュラン 製鋼スラグ</del>	<del>C S S</del>	<del>-</del>	<del>-</del>	<del>50以下</del>	<del>2.0以下</del>																																			
<del>単粒度製鋼スラグ</del>	<del>S S</del>	<del>2.45以上</del>	<del>3.0以下</del>	<del>30以下</del>	<del>2.0以下</del>																																			
<p style="text-align: center;"><b>表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td style="width: 15%;">%</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td>1/10mm</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td>MPa/mm</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>%</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。                      [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。                      [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。                      [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。                      [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。                      [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。                      [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	圧裂係数	MPa/mm	骨材の微粒分量	%	5以下	<p style="text-align: center;"><b>表3-2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td><del>旧アスファルトの含有量</del></td> <td><del>%</del></td> <td><del>3.8以上</del></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><del>旧アスファルトの性状</del></td> <td><del>針入度</del></td> <td><del>1/10mm</del></td> </tr> <tr> <td><del>圧裂係数</del></td> <td><del>MPa/mm</del></td> </tr> <tr> <td><del>骨材の微粒分量</del></td> <td><del>%</del></td> <td><del>5以下</del></td> </tr> </tbody> </table> <p><del>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。                      [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。                      [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。                      [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。                      [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。                      [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。                      [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</del></p>	<del>旧アスファルトの含有量</del>	<del>%</del>	<del>3.8以上</del>	<del>旧アスファルトの性状</del>	<del>針入度</del>	<del>1/10mm</del>	<del>圧裂係数</del>	<del>MPa/mm</del>	<del>骨材の微粒分量</del>	<del>%</del>	<del>5以下</del>	削除(国に準拠)	82/190															
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																						
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm																																						
	圧裂係数	MPa/mm																																						
骨材の微粒分量	%	5以下																																						
<del>旧アスファルトの含有量</del>	<del>%</del>	<del>3.8以上</del>																																						
<del>旧アスファルトの性状</del>	<del>針入度</del>	<del>1/10mm</del>																																						
	<del>圧裂係数</del>	<del>MPa/mm</del>																																						
<del>骨材の微粒分量</del>	<del>%</del>	<del>5以下</del>																																						

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																										
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	14. 適用規格(再生アスファルト(2)) 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。	14. 適用規格(再生アスファルト(2)) 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	82/190																																										
	19. 適用規定(加熱アスファルト)(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-23、3-2-24の規格に適合するものとする。	19. 適用規定(加熱アスファルト)(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。	番号の修正	83/190																																										
	20. マーシャル安定度試験 表3-2-23、3-2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	20. マーシャル安定度試験 表3-2-21、表3-2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	番号の修正	83/190																																										
	表3-2-23 マーシャル安定度試験基準値	表3-2-21 マーシャル安定度試験基準値	番号の修正	84/190																																										
	表3-2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	表3-2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	番号の修正	85/190																																										
23. 安定処理に使用するアスファルトの種類	23. 安定処理に使用するアスファルトの種類	23. 安定処理に使用するアスファルトの種類	字句の整合(国に準拠)	86/190																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト 舗装</td> <td rowspan="2">材料</td> <td>必須</td> <td>共通仕様書</td> <td rowspan="2">事前審査による認定書の提出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「品質管理基準」の全項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プラント</td> <td rowspan="3">必須</td> <td>配合試験</td> <td rowspan="3">共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理</td> </tr> <tr> <td>混合物のアスファルト量 抽出粒度分析試験</td> </tr> <tr> <td>温度測定(混合物)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基準密度の決定</td> <td>事前審査による認定書の提出</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	アスファルト 舗装	材料	必須	共通仕様書	事前審査による認定書の提出	その他	「品質管理基準」の全項目	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理	混合物のアスファルト量 抽出粒度分析試験	温度測定(混合物)			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アスファルト 舗装</td> <td rowspan="2">材料</td> <td>必須</td> <td>共通仕様書</td> <td rowspan="2">事前審査による認定書の提出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「品質管理基準」の全項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プラント</td> <td rowspan="3">必須</td> <td>配合試験</td> <td rowspan="3">共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理</td> </tr> <tr> <td>混合物のアスファルト量 抽出粒度分析試験</td> </tr> <tr> <td>温度測定(混合物)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>基準密度の決定</td> <td>事前審査による認定書の提出</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	アスファルト 舗装	材料	必須	共通仕様書	事前審査による認定書の提出	その他	「品質管理基準」の全項目	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理	混合物のアスファルト量 抽出粒度分析試験	温度測定(混合物)			基準密度の決定	事前審査による認定書の提出
工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準																																										
アスファルト 舗装	材料	必須	共通仕様書	事前審査による認定書の提出																																										
		その他	「品質管理基準」の全項目																																											
	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理																																										
			混合物のアスファルト量 抽出粒度分析試験																																											
温度測定(混合物)																																														
		基準密度の決定	事前審査による認定書の提出																																											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準																																										
アスファルト 舗装	材料	必須	共通仕様書	事前審査による認定書の提出																																										
		その他	「品質管理基準」の全項目																																											
	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理																																										
			混合物のアスファルト量 抽出粒度分析試験																																											
温度測定(混合物)																																														
		基準密度の決定	事前審査による認定書の提出																																											
3-2-6-7 アスファルト舗装工	3. セメント及び石灰安定処理の規定(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-25の規格による。	3. セメント及び石灰安定処理の規定(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-23の規格による。	番号の修正	88/190																																										
	表3-2-25 安定処理路盤の品質規格	表3-2-23 安定処理路盤の品質規格	番号の修正	89/190																																										
	4. 加熱アスファルト安定処理の規定(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	4. 加熱アスファルト安定処理の規定(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-24に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	番号の修正	90/190																																										
表3-2-26 マーシャル安定度試験基準値	表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値	番号の修正	90/190																																											
3-2-6-8 半たわみ性舗装工	4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	95/190																																										
3-2-6-9 排水性舗装工	2. 適用規定(2) 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定(2) 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	95/190																																										
	3. バインダ(アスファルト)の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	3. バインダ(アスファルト)の標準的性状 ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。	番号の修正	95/190																																										
	表3-2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	表3-2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	番号の修正	96/190																																										
	4. タックコートに用いる瀝青材 タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	4. タックコートに用いる瀝青材 タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。	番号の修正	97/190																																										
	表3-2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	表3-2-26 アスファルト乳剤の標準的性状	番号の修正	97/190																																										

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁																																																												
	<b>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</b> ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-29を標準とし、表3-2-30に示す目標値を満足するように決定する。 <b>表3-2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</b> <b>表3-2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b>	<b>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</b> ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-27を標準とし、表3-2-28に示す目標値を満足するように決定する。 <b>表3-2-27 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</b> <b>表3-2-28 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b>	番号の修正	97/190																																																												
	<b>8. 施工工程</b> 受注者は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	<b>8. 施工工程</b> 受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。	番号の修正 番号の修正	98/190 98/190																																																												
3-2-6-11 ゲースアスファルト舗装工	<b>6. 接着剤の塗布 (2)</b> 接着剤の規格は表3-2-31、表3-2-32を満足するものでなければならない。 <b>表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用</b> <b>表3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</b>	<b>6. 接着剤の塗布 (2)</b> 接着剤の規格は表3-2-29、表3-2-30を満足するものでなければならない。 <b>表3-2-29 接着剤の規格鋼床版用</b> <b>表3-2-30 接着剤の規格コンクリート床版用</b>	番号の修正 番号の修正 番号の修正	100/190 100/190 101/190																																																												
	<b>表 3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">溶剤型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JISK6833 -1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する。 *2 試験方法はJIS K6833-1, 2, JISK6387-1, 2などを参考に実施する。 [注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による。</p>	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	項目					指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1	<b>表 3-2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">溶剤型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">水性型</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JISK6833 -1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"><del>[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する。 *2 試験方法はJIS K6833-1, 2, JISK6387-1, 2などを参考に実施する。 [注2] 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による。</del></p>	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	項目					指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1	削除(国に準拠)	101/190
種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																												
項目																																																																
指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1																																																												
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1, 2 *2																																																												
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1																																																												
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1																																																												
種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																												
項目																																																																
指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1																																																												
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1, 2 *2																																																												
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1																																																												
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1																																																												
	<b>8. ゲースアスファルトの示方配合 (1)</b> 骨材の標準粒度範囲は表3-2-33に適合するものとする。 <b>表3-2-33 骨材の標準粒度範囲</b>	<b>8. ゲースアスファルトの示方配合 (1)</b> 骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。 <b>表3-2-31 骨材の標準粒度範囲</b>	番号の修正	101/190																																																												
	<b>8. ゲースアスファルトの示方配合 (2)</b> 標準アスファルト量の規格は表3-2-34に適合するものとする。 <b>表3-2-34 標準アスファルト量</b>	<b>8. ゲースアスファルトの示方配合 (2)</b> 標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。 <b>表3-2-32 標準アスファルト量</b>	番号の修正	102/190																																																												
	<b>9. 設計アスファルト量の決定 (1)</b> 示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表3-2-35の基準値を満足するものでなければならない。 <b>表3-2-35 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値</b>	<b>9. 設計アスファルト量の決定 (1)</b> 示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。 <b>表3-2-33 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値</b>	番号の修正	102/190																																																												
	<b>11. 混合物の製造 (1)</b> アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-36を満足するものとする。 <b>表3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</b>	<b>11. 混合物の製造 (1)</b> アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。 <b>表3-2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</b>	番号の修正	103/190																																																												
	<b>13. 目地工の施工 (4)</b> 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-37の規格を満足するものでなければならない。 <b>表3-2-37 目地材の規格</b>	<b>13. 目地工の施工 (4)</b> 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。 <b>表3-2-35 目地材の規格</b>	番号の修正	104/190																																																												
3-2-6-12 コンクリート舗装工	<b>3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3)</b> 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-38、表3-2-39の規格に適合するものとする。 <b>表3-2-38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格</b> <b>表3-2-39 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格</b>	<b>3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3)</b> 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。 <b>表3-2-36 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格</b> <b>表3-2-37 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格</b>	番号の修正	105/190																																																												
	<b>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1)</b> 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。 <b>表3-2-40 マーシャル安定度試験基準値</b>	<b>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 (1)</b> 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。 <b>表3-2-38 マーシャル安定度試験基準値</b>	番号の修正	106/190																																																												
	<b>6. コンクリートの配合基準</b> コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-41の規格に適合するものとする。	<b>6. コンクリートの配合基準</b> コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-39の規格に適合するものとする。	番号の修正	107/190																																																												
			番号の修正	107/190																																																												
			番号の修正	110/190																																																												

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
	<b>表3-2-41 コンクリートの配合基準</b>	<b>表3-2-39 コンクリートの配合基準</b>	番号の修正	110/190
	<b>7. 材料の質量計量誤差</b> コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-42の許容誤差の範囲内とする。	<b>7. 材料の質量計量誤差</b> コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-40許容誤差の範囲内とする。	番号の修正	110/190
	<b>表3-2-42 計量誤差の許容値</b>	<b>表3-2-40 計量誤差の許容値</b>	番号の修正	110/190
	<b>9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</b> 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「 <b>舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工</b> 」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	<b>9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</b> 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「 <b>舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工</b> 」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	誤記修正 (国に準拠)	111/190
	<b>12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定</b> なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	<b>12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定</b> なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	誤記修正 (国に準拠)	113/190
	<b>13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2)</b> 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は <b>設計図書</b> に示す場合を除き、表3-2-38、表 3-2-39 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、 <b>設計図書</b> に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が <b>承諾</b> した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	<b>13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2)</b> 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は <b>設計図書</b> に示す場合を除き、表3-2-36、表 3-2-37 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、 <b>設計図書</b> に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督員が <b>承諾</b> した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	番号の修正	114/190
	示方配合の標準的な表し方は、 <b>設計図書</b> に示さない場合は表3-2-43によるものとする。	示方配合の標準的な表し方は、 <b>設計図書</b> に示さない場合は表3-2-41によるものとする。	番号の修正	114/190
	<b>表3-2-43 示方配合表</b>	<b>表3-2-41 示方配合表</b>	番号の修正	114/190
	<b>14. コンクリート舗装目地の規定 (9)</b> 注入目地材 (加熱施工式) の品質は、表3-2-44を標準とする。	<b>14. コンクリート舗装目地の規定 (9)</b> 注入目地材 (加熱施工式) の品質は、表3-2-42を標準とする。	番号の修正	116/190
	<b>表3-2-44 注入目地材 (加熱施工式) の品質</b>	<b>表3-2-42 注入目地材 (加熱施工式) の品質</b>	番号の修正	116/190
3-2-9-14 骨材再生工	<b>1. 骨材再生工の施工</b> 骨材再生工の施工については、 <b>設計図書</b> に明示した場合を除き、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	<b>1. 骨材再生工の施工</b> 骨材再生工の施工については、 <b>設計図書</b> に明示した場合を除き、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。	誤記修正 (国に準拠)	133/190
3-2-9-15 運搬処理工	<b>1. 工事現場発生品の規定</b> 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-18工事現場発生品の規定による。	<b>1. 工事現場発生品の規定</b> 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-20工事現場発生品の規定による。	誤記修正 (国に準拠)	134/190
	<b>2. 建設副産物の規定</b> 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-19建設副産物の規定による。	<b>2. 建設副産物の規定</b> 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定による。	誤記修正 (国に準拠)	134/190
3-2-10-5 土留・仮締切工	<b>3. 適用規定</b> 受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「 <b>仮締切堤設置基準(案)</b> 」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。	<b>3. 適用規定</b> 受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「 <b>仮締切堤設置基準(案)</b> 」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	137/190
3-2-10-23 足場工	受注者は、足場工の施工にあたり、「 <b>手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 平成21年4月)</b> 」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	受注者は、足場工の施工にあたり、「 <b>手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 令和5年12月)</b> 」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	146/190
3-2-12-2 材料	<b>3. 溶接材料</b> 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-45に従って設定しなければならない。	<b>3. 溶接材料</b> 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-43に従って設定しなければならない。	番号の修正	148/190
	<b>表3-2-45 溶接材料区分</b>	<b>表3-2-43 溶接材料区分</b>	番号の修正	148/190
	<b>4. 被覆アーク溶接棒</b> 受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-46に従って乾燥させなければならない。	<b>4. 被覆アーク溶接棒</b> 受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-44に従って乾燥させなければならない。	番号の修正	149/190
	<b>表3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間</b>	<b>表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間</b>		149/190
	<b>5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス</b> 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-47に従って乾燥させなければならない。	<b>5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス</b> 受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-2-45に従って乾燥させなければならない。	番号の修正	149/190
	<b>表3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間</b>	<b>表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間</b>	番号の修正	149/190

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
	<b>7. 工場塗装工の材料 (4)</b> 受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-48の基準を遵守しなければならない。	<b>7. 工場塗装工の材料 (4)</b> 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。	番号の修正	149/190
	<b>表3-2-48 多液形塗料の可使時間</b>	<b>表3-2-46 多液型塗料の可使時間</b>	番号の修正	150/190
<b>3-2-12-3 桁製作工</b>	<b>1. 製作加工</b> ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	<b>1. 製作加工</b> ただし、JIS Z 2242 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法) に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	番号の修正	152/190
	<b>表3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</b>	<b>表3-2-47 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</b>	番号の修正	152/190
	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-51の条件満たす場合に限り、表3-2-50により予熱することを標準とする。	受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-2-49の条件を満たす場合に限り、表3-2-48により予熱することを標準とする。	番号の修正	154/190
	なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-52とする。	なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50とする。	番号の修正	155/190
	<b>表3-2-50 予熱温度の標準</b>	<b>表3-2-48 予熱温度の標準</b>	番号の修正	155/190
	<b>表3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合の<math>P_{CM}</math>の条件</b>	<b>表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合の<math>P_{CM}</math>の条件</b>	番号の修正	156/190
	<b>表3-2-52 <math>P_{CM}</math>値と予熱温度の標準</b>	<b>表3-2-50 <math>P_{CM}</math>値と予熱温度の標準</b>	番号の修正	156/190
	(11) ① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	(11) ① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-51に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	番号の修正	157/190
	<b>表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</b>	<b>表3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</b>	番号の修正	158/190
	(11) ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	(11) ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	番号の修正	158/190
	<b>表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</b>	<b>表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</b>	番号の修正	159/190
	補修方法は、表3-2-55に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、 <b>設計図書</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	補修方法は、表3-2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、 <b>設計図書</b> に関して監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	番号の修正	160/190
	<b>表3-2-55 欠陥の補修方法</b>	<b>表3-2-53 欠陥の補修方法</b>	番号の修正	161/190
	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-56によるものとする。	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。	番号の修正	161/190
	<b>表3-2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</b>	<b>表3-2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</b>	番号の修正	161/190
	<b>2. ボルトナット (1)</b> ボルト孔の径は、表3-2-57に示すとおりとする。	<b>2. ボルトナット (1)</b> ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。	番号の修正	162/190
	<b>表3-2-57 ボルト孔の径</b>	<b>表3-2-55 ボルト孔の径</b>	番号の修正	162/190
	<b>2. ボルトナット (2)</b> ボルト孔の径の許容差は、表3-2-58に示すとおりとする。	<b>2. ボルトナット (2)</b> ボルト孔の径の許容差は、表3-2-56に示すとおりとする。	番号の修正	162/190
	<b>表3-2-58 ボルト孔の径の許容差</b>	<b>表3-2-56 ボルト孔の径の許容差</b>	番号の修正	163/190
	<b>2. ボルトナット (3) ②</b> 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-59のとおりに行わなければならない。	<b>2. ボルトナット (3) ②</b> 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-57のとおりに行わなければならない。	番号の修正	163/190
	<b>表3-2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率</b>	<b>表3-2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率</b>	番号の修正	163/190
<b>3-2-12-8 アンカーフレーム製作工</b>	<b>2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度</b> 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-60によらなければならない。	<b>2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度</b> 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-58によらなければならない。	番号の修正	165/190
	<b>表3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度</b>	<b>表3-2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度</b>	番号の修正	165/190

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
3-2-12-11 工場塗装工	<p><b>3. 気温 湿度の条件</b> 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>表3-2-61 塗装禁止条件</b></p>	<p><b>3. 気温 湿度の条件</b> 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-59の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>表3-2-59 塗装禁止条件</b></p>	番号の修正	166/190
3-2-14-2 植生工	<p><b>6. 耳芝</b></p> <p style="text-align: center;">図 3-2-6 耳 芝</p>	<p><b>6. 耳芝</b></p> <p style="text-align: center;">図 3-2-6 耳 芝</p>	番号の修正  現場実装との整合（国に準拠）	167/190  173/190
3-2-17-2 材料	<p><b>1. 一般事項</b> なお、薬剤については<b>農業取締法（令和元年12月改正 法律第62号）</b>に基づくものでなければならない。</p>	<p><b>1. 一般事項</b> なお、薬剤については<b>農業取締法（令和5年5月改正 法律第36号）</b>に基づくものでなければならない。</p>	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	185/190
3-2-18-2 床版工	<p><b>1. 鉄筋コンクリート床版（11）</b> 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-28後片付け）を行わなければならない。</p>	<p><b>1. 鉄筋コンクリート床版（11）</b> 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-32後片付け）を行わなければならない。</p>	諸基準類の追加（国に準拠）	190/190

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
6-1-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	1/76
6-2-4-3 作業船運転工	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	誤記修正(国に準拠)	15/76
6-3-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和4年6月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和4年3月)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和6年5月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	17/76
6-3-8-5 銘板工	樋門銘板の材質は砲金鋳物とする。	樋門銘板の材質はアルミニウムとする。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	24/76
6-4-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	25/76
6-4-3-8 鑄造費	受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)によらなければならない。	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	26/76
6-5-1-0 適用	5.適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和4年3月)の規定による。	5.適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	38/76
6-5-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	38/76
6-6-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	51/76
6-7-2-0 適用すべき諸基準	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	58/76

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第7編 河川海岸編				

改定箇所なし

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
8-1-2-0 適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2013年制定] (2013年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定] (2018年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編） [2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） [2023年制定] (2023年9月)	適用すべき諸基準類との整合（国に準拠）	1/24
8-3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)	<b>1. PC法枠工の施工</b> 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	<b>1. PC法枠工の施工</b> 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	誤記修正（国に準拠）	16/24
8-3-9-1 一般事項	<b>2. 施工計画書</b> 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	<b>2. 施工計画書</b> 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	誤記修正（国に準拠）	22/24

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
9-1-2-0 適用すべき諸基準	コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定 (2013年10月)]	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2023年制定] (2023年9月)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	1/26
9-1-4-5 材料の計量	<b>2. 各材料の計量</b> 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	<b>2. 各材料の計量</b> 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	4/26
9-2-3-2 掘削分類	ただし、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	ただし、第9編9-2-3-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	誤記修正(国に準拠)	17/26

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
10-1-2-0 適用すべき諸基準	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)	<del>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</del>	削除 (国に準拠)	1/146
10-1-7-1 一般事項	2. 適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4. 3施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「 <del>土木構造物標準設計 第2巻解説書4-3 施工上の注意事項</del> 」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	一部削除 (国に準拠)	4/146
10-2-2-0 適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 土木学会 舗装標準示方書 (平成27年10月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 土木学会 舗装標準示方書[2023年制定] (令和5年10月)	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	12/146
10-2-4-10 コンクリート舗装工	4. 初期養生 初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	4. 初期養生 初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正 (国に準拠)	14/146
10-3-2-0 適用すべき諸基準	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2月)	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	28/146
10-4-3-11 鋳造費	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定による。	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	39/146
10-5-3-7 鋳造費	橋歴板は、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120 (銅及び銅合金鋳物)の規定による。	橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	48/146
10-6-2-0 適用すべき諸基準	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (平成30年1月)	厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	62/146
10-6-6-4 インバート本体工	5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-24施工管理第8項の規定による。	5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	誤記修正 (国に準拠)	69/146
10-6-8-6 銘板工	2. 標示板の材質 受注者は、標示板の材質はJIS H 2202 (鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図10-6-2を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	2. 標示板の材質 <del>受注者は、</del> 標示板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。なお、両坑口に図10-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合 (国に準拠)	70/146
	3. 標示板  板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名 図10-6-2 標示板の設置イメージ図	3. 標示板  板厚 3mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名 図10-6-2 標示板の設置イメージ図	実態を踏まえた規定の変更 (国に準拠)	71/146

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
10-7-2-0 適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (2023年9月)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	73/146
10-7-6-5 銘板工	2. 銘板の材質 銘板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	2. 銘板の材質 銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	77/146
10-8-7-5 銘板工	2. 銘板の材質 銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	2. 銘板の材質 銘板に用いる材質は、第3編3-2-3-25銘板工の規定による。	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	82/146
10-14-1-0 適用	5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-42臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正(国に準拠)	98/146
10-14-2-0 適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	98/146
10-14-4-7 路上再生工	1. 路上路盤再生工(3) 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 2. 路上表層再生工(2)① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製作しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。 2. 路上表層再生工(3) 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	1. 路上路盤再生工(3) 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 2. 路上表層再生工(2)① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製作しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。 2. 路上表層再生工(3) 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。	誤記修正(国に準拠)	101/146
10-15-3-1 一般事項	2. 施工計画書 なお、第1編1-1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。 7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。	2. 施工計画書 なお、第1編1-1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。 7. 報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に提出しなければならない。	誤記修正(国に準拠)	122/146
10-16-1-0 適用	5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	誤記修正(国に準拠)	126/146
10-16-2-0 適用すべき諸基準	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合(国に準拠)	126/146
10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工	27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。	27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。	誤記修正(国に準拠)	143/146
10-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工	6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。	6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定による。	誤記修正(国に準拠)	145/146

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	R6とR8(案)の比較頁
第11編 下水道編				
第1章 総則				
第1節 適用				
	<p>岡山県土木部が発注する下水道工事については、本仕様書によるものとし、本仕様書に定めのない事項については、下水道土木工事共通仕様書(案)(公益社団法人日本下水道協会発行、平成26年9月)によるものとする。</p> <p>なお、下水道土木工事共通仕様書が改訂された場合、最新の下水道土木工事共通仕様書によるものとする。</p>	<p>岡山県土木部が発注する下水道工事については、本仕様書によるものとし、本仕様書に定めのない事項については、下水道土木工事共通仕様書(案)(公益社団法人日本下水道協会発行、令和3年)によるものとする。</p> <p>なお、下水道土木工事共通仕様書が改訂された場合、最新の下水道土木工事共通仕様書によるものとする。</p>	基準の改定による	1/1

岡山県土木工事共通仕様書 02施工管理編 改定箇所 (R8. 4. 1～)

名称	改定有無
土木工事施工管理基準	有
工程管理	無
出来形管理基準及び規格値	有
品質管理基準及び規格値	有
写真管理基準(案)	有
RI計器を用いた盛土の締固管理要領	無
ロックボルトの引抜試験	無
塗膜厚の評価基準(案)	無
アルカリ骨材反応抑制対策実施要領	無
骨材のアルカリ骨材反応抑制対策に関する試験	無
擁壁など土木用コンクリートブロックの確認要領	無
プレキャスト製品の確認要領	有
保安施設設置基準	無
建設副産物適正処理推進要綱	無
再生資源の利用促進について	無
建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	無
アスファルト舗装工事の施工鉞及び官民境界線杭の設置要領	有
舗装路面のスベリ抵抗測定方法	無
土工用水砕スラグの施工管理要領	無
薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	無
舗装路面の平坦性測定方法	無
土木工事安全施工技術指針	無
建設工事公衆災害防止対策要綱	無
微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領&解説	無
非破壊試験によるコンクリート構造物の配筋状態及びかぶり測定要領&解説	無
超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)	無

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号
<b>土木工事施工管理基準</b>				
	この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書第1編1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書第1編1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。	共仕の年度と項番	1

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<b>出来形管理基準及び規格値 目次</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<b>第3編 土木工事共通編</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<b>第2章 一般施工</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<b>第3節 共通の工種</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">第3節 共通の工種</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-3-4</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）</td> <td style="width: 15%;">鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">I-7 I-7 I-7 I-7 I-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-5</td> <td></td> <td>縁石工</td> <td>縁石・アスカープ</td> <td style="text-align: center;">I-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-6</td> <td></td> <td>小型標識工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-7</td> <td></td> <td>防止柵工</td> <td>立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト</td> <td style="text-align: center;">I-8 I-8 I-8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-8</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>路側防護柵工</td> <td>ガードレール</td> <td style="text-align: center;">I-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>路側防護柵工</td> <td>ガードケーブル</td> <td style="text-align: center;">I-8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-9</td> <td></td> <td>区画線工</td> <td>融融式カラー塗装</td> <td style="text-align: center;">I-9 I-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-10</td> <td></td> <td>道路付属物工</td> <td>視線誘導標 距離標 防草シート</td> <td style="text-align: center;">I-9 I-9 I-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-11</td> <td></td> <td>コンクリート面塗装工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-12</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>プレテンション桁製作工（購入工）</td> <td>けた橋</td> <td style="text-align: center;">I-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>プレテンション桁製作工（購入工）</td> <td>スラブ桁</td> <td style="text-align: center;">I-10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-13</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>プレキャストセグメント桁製作工</td> <td>（購入工）</td> <td style="text-align: center;">I-11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-14</td> <td></td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-15</td> <td></td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-16</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>PC箱桁製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>PC押し出し箱桁製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-17</td> <td></td> <td>根固めブロック工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-18</td> <td></td> <td>沈床工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-19</td> <td></td> <td>捨石工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-22</td> <td></td> <td>階段工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-24</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>伸縮装置工</td> <td>ゴムジョイント</td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>伸縮装置工</td> <td>鋼製フィンガージョイント</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>伸縮装置工</td> <td>埋設型ジョイント</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-26</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>多自然型護岸工</td> <td>巨石張り、巨石積み</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>多自然型護岸工</td> <td>かごマット</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-27</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>羽口工</td> <td>じゃかご</td> <td style="text-align: center;">I-16</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>羽口工</td> <td>ふとんかご、かご枠</td> <td style="text-align: center;">I-16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-28</td> <td></td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td>プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工</td> <td style="text-align: center;">I-16 I-16</td> </tr> </table>	第3節 共通の工種					3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板	I-7 I-7 I-7 I-7 I-7	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ	I-7	3-2-3-6		小型標識工		I-7	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト	I-8 I-8 I-8	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール	I-8		2	路側防護柵工	ガードケーブル	I-8	3-2-3-9		区画線工	融融式カラー塗装	I-9 I-9	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標 防草シート	I-9 I-9 I-9	3-2-3-11		コンクリート面塗装工		I-9	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	I-10		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁	I-10	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工		I-11		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）	I-11	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工		I-11	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工		I-12	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工		I-12		2	PC押し出し箱桁製作工		I-13	3-2-3-17		根固めブロック工		I-13	3-2-3-18		沈床工		I-14	3-2-3-19		捨石工		I-14	3-2-3-22		階段工		I-14	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	I-14		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント	I-15		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント	I-15	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み	I-15		2	多自然型護岸工	かごマット	I-15	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご	I-16		2	羽口工	ふとんかご、かご枠	I-16	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	I-16 I-16	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">第3節 共通の工種</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-3-4</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）</td> <td style="width: 15%;">鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">I-7 I-7 I-7 I-7 I-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-5</td> <td></td> <td>縁石工</td> <td>縁石・アスカープ</td> <td style="text-align: center;">I-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-6</td> <td></td> <td>小型標識工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-7</td> <td></td> <td>防止柵工</td> <td>立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト</td> <td style="text-align: center;">I-8 I-8 I-8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-8</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>路側防護柵工</td> <td>ガードレール</td> <td style="text-align: center;">I-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>路側防護柵工</td> <td>ガードケーブル</td> <td style="text-align: center;">I-8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-9</td> <td></td> <td>区画線工</td> <td>融融式カラー塗装</td> <td style="text-align: center;">I-9 I-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-10</td> <td></td> <td>道路付属物工</td> <td>視線誘導標 距離標 防草シート</td> <td style="text-align: center;">I-9 I-9 I-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-11</td> <td></td> <td>コンクリート面塗装工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-12</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>プレテンション桁製作工（購入工）</td> <td>けた橋</td> <td style="text-align: center;">I-10</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>プレテンション桁製作工（購入工）</td> <td>スラブ桁</td> <td style="text-align: center;">I-10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-13</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-14</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>プレキャストセグメント桁製作工</td> <td><del>（購入工）</del></td> <td style="text-align: center;">I-11</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-15</td> <td></td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-16</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>PC箱桁製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>PC押し出し箱桁製作工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-17</td> <td></td> <td>根固めブロック工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-13</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-18</td> <td></td> <td>沈床工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-19</td> <td></td> <td>捨石工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-22</td> <td></td> <td>階段工</td> <td></td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-24</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>伸縮装置工</td> <td>ゴムジョイント</td> <td style="text-align: center;">I-14</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>伸縮装置工</td> <td>鋼製フィンガージョイント</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>伸縮装置工</td> <td>埋設型ジョイント</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-26</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>多自然型護岸工</td> <td>巨石張り、巨石積み</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>多自然型護岸工</td> <td>かごマット</td> <td style="text-align: center;">I-15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-27</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>羽口工</td> <td>じゃかご</td> <td style="text-align: center;">I-16</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>羽口工</td> <td>ふとんかご、かご枠</td> <td style="text-align: center;">I-16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3-2-3-28</td> <td></td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td>プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工</td> <td style="text-align: center;">I-16 I-16</td> </tr> </table>	第3節 共通の工種					3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板	I-7 I-7 I-7 I-7 I-7	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ	I-7	3-2-3-6		小型標識工		I-7	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト	I-8 I-8 I-8	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール	I-8		2	路側防護柵工	ガードケーブル	I-8	3-2-3-9		区画線工	融融式カラー塗装	I-9 I-9	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標 防草シート	I-9 I-9 I-9	3-2-3-11		コンクリート面塗装工		I-9	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	I-10		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁	I-10	3-2-3-13	+	ポストテンション桁製作工		I-11	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工	<del>（購入工）</del>	I-11		2	プレキャストセグメント主桁組立工		I-11	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工		I-12	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工		I-12		2	PC押し出し箱桁製作工		I-13	3-2-3-17		根固めブロック工		I-13	3-2-3-18		沈床工		I-14	3-2-3-19		捨石工		I-14	3-2-3-22		階段工		I-14	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	I-14		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント	I-15		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント	I-15	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み	I-15		2	多自然型護岸工	かごマット	I-15	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご	I-16		2	羽口工	ふとんかご、かご枠	I-16	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	I-16 I-16	誤植	i-2
第3節 共通の工種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板	I-7 I-7 I-7 I-7 I-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ	I-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-6		小型標識工		I-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト	I-8 I-8 I-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール	I-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	路側防護柵工	ガードケーブル	I-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-9		区画線工	融融式カラー塗装	I-9 I-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標 防草シート	I-9 I-9 I-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-11		コンクリート面塗装工		I-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	I-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁	I-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工		I-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）	I-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工		I-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-15		PCホロースラブ製作工		I-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-16	1	PC箱桁製作工		I-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	PC押し出し箱桁製作工		I-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-17		根固めブロック工		I-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-18		沈床工		I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-19		捨石工		I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-22		階段工		I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	3	伸縮装置工	埋設型ジョイント	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	多自然型護岸工	かごマット	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご	I-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠	I-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	I-16 I-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第3節 共通の工種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板 軽量鋼矢板 コンクリート矢板 広幅鋼矢板 可とう鋼矢板	I-7 I-7 I-7 I-7 I-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ	I-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-6		小型標識工		I-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵 転落（横断）防止柵 車止めポスト	I-8 I-8 I-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール	I-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	路側防護柵工	ガードケーブル	I-8																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-9		区画線工	融融式カラー塗装	I-9 I-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標 距離標 防草シート	I-9 I-9 I-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-11		コンクリート面塗装工		I-9																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	I-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁	I-10																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-13	+	ポストテンション桁製作工		I-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作工	<del>（購入工）</del>	I-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	プレキャストセグメント主桁組立工		I-11																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-15		PCホロースラブ製作工		I-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-16	1	PC箱桁製作工		I-12																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	PC押し出し箱桁製作工		I-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-17		根固めブロック工		I-13																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-18		沈床工		I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-19		捨石工		I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-22		階段工		I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント	I-14																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	3	伸縮装置工	埋設型ジョイント	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	多自然型護岸工	かごマット	I-15																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご	I-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠	I-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工 プレキャストパイプ工	I-16 I-16																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="width: 15%;">第3節 共通の工種</td> <td rowspan="5" style="width: 10%;">3-2-3-29</td> <td rowspan="5" style="width: 5%;">1</td> <td rowspan="5" style="width: 15%;">側溝工</td> <td style="width: 25%;">プレキャストU型側溝</td> <td style="width: 10%;">I-17</td> </tr> <tr> <td>L型側溝工</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>自由勾配側溝</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>管渠</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>場所打水路工</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-29</td> <td>3</td> <td>側溝工</td> <td>暗渠工</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-30</td> <td></td> <td>集水樹工</td> <td></td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-31</td> <td></td> <td>現場塗装工</td> <td></td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 10%;">3-2-3</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7">小段排水工</td> <td>KH-1-1</td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>縦排水工</td> <td>TH-1-1</td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>張りコンクリート工</td> <td></td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>KH-1-2</td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td>土工</td> <td>遮水シート</td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td>端止工</td> <td></td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修工</td> <td>ひび割れ補修工</td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>断面修復工</td> <td>I-19</td> </tr> </table>	第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝	I-17	L型側溝工	I-17	自由勾配側溝	I-17	管渠	I-17	場所打水路工	I-17	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工	I-17	3-2-3-30		集水樹工		I-18	3-2-3-31		現場塗装工		I-18	3-2-3			小段排水工	KH-1-1	I-18	縦排水工	TH-1-1	I-18	張りコンクリート工		I-18	KH-1-2	I-19	土工	遮水シート	I-19	端止工		I-19	橋梁補修工	ひび割れ補修工	I-19				断面修復工	I-19	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="width: 15%;">第3節 共通の工種</td> <td rowspan="5" style="width: 10%;">3-2-3-29</td> <td rowspan="5" style="width: 5%;">1</td> <td rowspan="5" style="width: 15%;">側溝工</td> <td style="width: 25%;">プレキャストU型側溝</td> <td style="width: 10%;">I-17</td> </tr> <tr> <td>L型側溝工</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>自由勾配側溝</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>管渠</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>場所打水路工</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-29</td> <td>3</td> <td>側溝工</td> <td>暗渠工</td> <td>I-17</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-30</td> <td></td> <td>集水樹工</td> <td></td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-31</td> <td></td> <td>現場塗装工</td> <td></td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="width: 10%;">3-2-3</td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7"></td> <td rowspan="7">小段排水工</td> <td>KH-1-1</td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>縦排水工</td> <td>TH-1-1</td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>張りコンクリート工</td> <td></td> <td>I-18</td> </tr> <tr> <td>KH-1-2</td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td>土工</td> <td>遮水シート</td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td>端止工</td> <td></td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修工</td> <td>ひび割れ補修工</td> <td>I-19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>断面修復工</td> <td>I-19</td> </tr> </table>	第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝	I-17	L型側溝工	I-17	自由勾配側溝	I-17	管渠	I-17	場所打水路工	I-17	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工	I-17	3-2-3-30		集水樹工		I-18	3-2-3-31		現場塗装工		I-18	3-2-3			小段排水工	KH-1-1	I-18	縦排水工	TH-1-1	I-18	張りコンクリート工		I-18	KH-1-2	I-19	土工	遮水シート	I-19	端止工		I-19	橋梁補修工	ひび割れ補修工	I-19				断面修復工	I-19	誤植	i-3																								
第3節 共通の工種	3-2-3-29					1	側溝工	プレキャストU型側溝	I-17																																																																																																																																					
								L型側溝工	I-17																																																																																																																																					
								自由勾配側溝	I-17																																																																																																																																					
								管渠	I-17																																																																																																																																					
			場所打水路工	I-17																																																																																																																																										
	3-2-3-29		3	側溝工	暗渠工	I-17																																																																																																																																								
	3-2-3-30			集水樹工		I-18																																																																																																																																								
	3-2-3-31			現場塗装工		I-18																																																																																																																																								
	3-2-3				小段排水工	KH-1-1	I-18																																																																																																																																							
						縦排水工	TH-1-1	I-18																																																																																																																																						
						張りコンクリート工		I-18																																																																																																																																						
						KH-1-2	I-19																																																																																																																																							
						土工	遮水シート	I-19																																																																																																																																						
						端止工		I-19																																																																																																																																						
		橋梁補修工				ひび割れ補修工	I-19																																																																																																																																							
			断面修復工	I-19																																																																																																																																										
第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝	I-17																																																																																																																																									
				L型側溝工	I-17																																																																																																																																									
				自由勾配側溝	I-17																																																																																																																																									
				管渠	I-17																																																																																																																																									
				場所打水路工	I-17																																																																																																																																									
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工	I-17																																																																																																																																									
	3-2-3-30		集水樹工		I-18																																																																																																																																									
	3-2-3-31		現場塗装工		I-18																																																																																																																																									
	3-2-3			小段排水工	KH-1-1	I-18																																																																																																																																								
					縦排水工	TH-1-1	I-18																																																																																																																																							
					張りコンクリート工		I-18																																																																																																																																							
					KH-1-2	I-19																																																																																																																																								
					土工	遮水シート	I-19																																																																																																																																							
					端止工		I-19																																																																																																																																							
					橋梁補修工	ひび割れ補修工	I-19																																																																																																																																							
			断面修復工	I-19																																																																																																																																										
<b>第7節 地盤改良工</b>																																																																																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="width: 15%;">第7節 地盤改良工</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">3-2-7-2</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">路床安定処理工</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">I-69</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-3</td> <td></td> <td>置換工</td> <td></td> <td>I-69</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">3-2-7-4</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">表層安定処理工</td> <td>サンドマット海上</td> <td>I-70</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>表層安定処理工</td> <td>(ICT施工の場合)</td> <td>I-70</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-5</td> <td></td> <td></td> <td>パイルネット工</td> <td></td> <td>I-70</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-6</td> <td></td> <td></td> <td>サンドマット工</td> <td></td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">3-2-7-7</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td>ベーパードレーン工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドドレーン工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-8</td> <td></td> <td></td> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="width: 10%;">3-2-7-9</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">固結工</td> <td>粉末噴射攪拌工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>スラリー攪拌工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>生石灰パイル工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>固結工</td> <td>スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合</td> <td>I-73</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>固結工</td> <td>中層混合処理</td> <td>I-73</td> </tr> </table>	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I-69	3-2-7-3		置換工		I-69	3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上	I-70	2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)	I-70	3-2-7-5			パイルネット工		I-70	3-2-7-6			サンドマット工		I-71	3-2-7-7			パーチカルドレーン工	サンドドレーン工	I-71	ベーパードレーン工	I-71	袋詰式サンドドレーン工	I-71	3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	I-71	3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工	I-72	高圧噴射攪拌工	I-72	スラリー攪拌工	I-72	生石灰パイル工	I-72	2	固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合	I-73	3	固結工	中層混合処理	I-73	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="15" style="width: 15%;">第7節 地盤改良工</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">3-2-7-2</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">路床安定処理工</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 10%;">I-69</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-3</td> <td></td> <td>置換工</td> <td></td> <td>I-69</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">3-2-7-4</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">表層安定処理工</td> <td>サンドマット海上</td> <td>I-70</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>表層安定処理工</td> <td>(ICT施工の場合)</td> <td>I-70</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-5</td> <td></td> <td></td> <td>パイルネット工</td> <td></td> <td>I-70</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-6</td> <td></td> <td></td> <td>サンドマット工</td> <td></td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">3-2-7-7</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">パーチカルドレーン工</td> <td>サンドドレーン工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td>ベーパードレーン工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td>袋詰式サンドドレーン工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td>3-2-7-8</td> <td></td> <td></td> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル工</td> <td>I-71</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="width: 10%;">3-2-7-9</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5">1</td> <td rowspan="5">固結工</td> <td>粉末噴射攪拌工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>高圧噴射攪拌工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>スラリー攪拌工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>生石灰パイル工</td> <td>I-72</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>固結工</td> <td>スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合</td> <td>I-73</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>固結工</td> <td>中層混合処理</td> <td>I-73</td> </tr> </table>	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I-69	3-2-7-3		置換工		I-69	3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上	I-70	2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)	I-70	3-2-7-5			パイルネット工		I-70	3-2-7-6			サンドマット工		I-71	3-2-7-7			パーチカルドレーン工	サンドドレーン工	I-71	ベーパードレーン工	I-71	袋詰式サンドドレーン工	I-71	3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	I-71	3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工	I-72	高圧噴射攪拌工	I-72	スラリー攪拌工	I-72	生石灰パイル工	I-72	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	I-73	3	固結工	中層混合処理	I-73	諸基準類との整合	i-7
第7節 地盤改良工	3-2-7-2						路床安定処理工		I-69																																																																																																																																					
			3-2-7-3		置換工				I-69																																																																																																																																					
	3-2-7-4			1	表層安定処理工	サンドマット海上	I-70																																																																																																																																							
						2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)	I-70																																																																																																																																					
	3-2-7-5				パイルネット工		I-70																																																																																																																																							
	3-2-7-6				サンドマット工		I-71																																																																																																																																							
	3-2-7-7				パーチカルドレーン工	サンドドレーン工	I-71																																																																																																																																							
						ベーパードレーン工	I-71																																																																																																																																							
						袋詰式サンドドレーン工	I-71																																																																																																																																							
	3-2-7-8				締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	I-71																																																																																																																																							
	3-2-7-9			1	固結工	粉末噴射攪拌工	I-72																																																																																																																																							
						高圧噴射攪拌工	I-72																																																																																																																																							
						スラリー攪拌工	I-72																																																																																																																																							
						生石灰パイル工	I-72																																																																																																																																							
		2				固結工	スラリー攪拌工 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)による管理の場合	I-73																																																																																																																																						
3	固結工	中層混合処理	I-73																																																																																																																																											
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		I-69																																																																																																																																									
				3-2-7-3		置換工		I-69																																																																																																																																						
	3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上	I-70																																																																																																																																								
					2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)	I-70																																																																																																																																						
	3-2-7-5			パイルネット工		I-70																																																																																																																																								
	3-2-7-6			サンドマット工		I-71																																																																																																																																								
	3-2-7-7			パーチカルドレーン工	サンドドレーン工	I-71																																																																																																																																								
					ベーパードレーン工	I-71																																																																																																																																								
					袋詰式サンドドレーン工	I-71																																																																																																																																								
	3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	I-71																																																																																																																																								
	3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工	I-72																																																																																																																																								
					高圧噴射攪拌工	I-72																																																																																																																																								
					スラリー攪拌工	I-72																																																																																																																																								
					生石灰パイル工	I-72																																																																																																																																								
					2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	I-73																																																																																																																																						
3	固結工	中層混合処理	I-73																																																																																																																																											

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号
<b>第6編 河川編</b>				
<b>第1章 築堤・護岸</b>				
<b>第3節 軽量盛土工</b>				
	第3節 計量盛土工 6-1-3-1 軽量盛土工 1-2-4-3路体盛土工 I-5	第3節 軽量盛土工 6-1-3-2 軽量盛土工 1-2-4-3路体盛土工 I-5	誤植	i-9
<b>第2章 浚渫(河川)</b>				
<b>第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</b>				
<b>第4節 浚渫工(グラブ船)</b>				
<b>第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)</b>				
	第2章 浚渫(川) 第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船) 6-2-3-2 浚渫船運転工(民船・官船) 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93 第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船) 6-2-4-2 浚渫船運転工 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93 第4節 浚渫工(ポンプ浚渫船) 6-2-5-2 1 浚渫船運転工 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93 2 浚渫船運転工(面管理の場合) 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93	第2章 浚渫(河川) 第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船) 6-2-3-2 浚渫船運転工(民船・官船) 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93 第4節 浚渫工(グラブ船) 6-2-4-2 浚渫船運転工 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93 第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船) 6-2-5-2 1 浚渫船運転工 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93 2 浚渫船運転工(面管理の場合) 3-2-16-3浚渫船運転工 I-93	誤植	i-10
<b>第4章 水門</b>				
<b>第6節 水門本体工</b>				
	第6節 水門本体工 6-4-6-4 既製杭工 3-2-4-4既製杭工 I-21 6-4-6-5 場所打杭工 3-2-4-5場所打杭工 I-21 6-4-6-6 矢板工(遮水矢板) 3-2-3-4矢板工 I-7 6-4-6-7 床版工 I-97 6-4-6-8 堰柱工 I-97 6-4-6-9 門柱工 I-97 6-4-6-10 ゲート操作台工 I-97 6-4-6-11 胸壁工 I-97 第6節 水門本体工 6-4-6-12 翼壁工 6-3-5-7翼壁工 I-97 6-4-6-13 水叩工 6-3-5-8水叩工 I-97	第6節 水門本体工 6-4-6-4 既製杭工 3-2-4-4既製杭工 I-21 6-4-6-5 場所打杭工 3-2-4-5場所打杭工 I-21 6-4-6-6 矢板工(遮水矢板) 3-2-3-4矢板工 I-7 6-4-6-7 床版工 I-97 6-4-6-8 堰柱工 I-97 6-4-6-9 門柱工 I-97 6-4-6-10 ゲート操作台工 I-97 6-4-6-11 胸壁工 I-97 第6節 水門本体工 6-4-6-12 翼壁工 6-3-5-7翼壁工 I-97 6-4-6-13 水叩工 6-3-5-8水叩工 I-97	誤植	i-11
<b>第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</b>				
	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋) 6-4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工) 3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工) I-10 6-4-14-3 ポストテンション桁製作工 3-2-3-13ポストテンション桁製作工 I-11 6-4-14-4 プレキャストセグメント桁製作工(購入工) 3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工) I-11 6-4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工 3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工 I-11 6-4-14-6 支承工 10-4-5-10支承工 I-131~132 6-4-14-7 架設工(クレーン架設) 3-2-13架設工(コンクリート橋) I-88 6-4-14-8 架設工(架設桁架設) 3-2-13架設工(コンクリート橋) I-88 6-4-14-9 床版・横組工 3-2-18-2床版工 I-94 6-4-14-10 落橋防止装置工 10-4-8-3落橋防止装置工 I-132	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋) 6-4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工) 3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工) I-10 6-4-14-3 ポストテンション桁製作工 3-2-3-13ポストテンション桁製作工 I-11 6-4-14-4 プレキャストセグメント桁製作工(購入工) 3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工) I-11 6-4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工 3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工 I-11 6-4-14-6 支承工 10-4-5-10支承工 I-131~132 6-4-14-7 架設工(クレーン架設) 3-2-13架設工(コンクリート橋) I-88 6-4-14-8 架設工(架設桁架設) 3-2-13架設工(コンクリート橋) I-88 6-4-14-9 床版・横組工 3-2-18-2床版工 I-94 6-4-14-10 落橋防止装置工 10-4-8-3落橋防止装置工 I-132	誤植	i-12

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																										
<b>第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</td> <td style="width: 10%;">6-4-15-2</td> <td style="width: 15%;">支承工</td> <td style="width: 15%;">10-4-5-10支承工</td> <td style="width: 10%;">I-131 ~132</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-4</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-4-8-3落橋防止装置工</td> <td>I-132</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-5</td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>I-12</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2	支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132	6-4-15-4	落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132	6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</td> <td style="width: 10%;">6-4-15-3</td> <td style="width: 15%;">支承工</td> <td style="width: 15%;">10-4-5-10支承工</td> <td style="width: 10%;">I-131 ~132</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-4</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-4-8-3落橋防止装置工</td> <td>I-132</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-5</td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>I-12</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-3	支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132	6-4-15-4	落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132	6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12	誤植	i-12																																																
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132																																																																									
	6-4-15-4		落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132																																																																									
	6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12																																																																										
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-3	支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132																																																																										
	6-4-15-4	落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132																																																																										
	6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12																																																																										
<b>第18節 舗装工</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="width: 15%;">第18節 舗装工</td> <td style="width: 10%;">6-4-18-5</td> <td style="width: 15%;">アスファルト舗装工</td> <td style="width: 15%;">3-2-6-7アスファルト舗装工</td> <td style="width: 10%;">I-26</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-6</td> <td>半たわみ性舗装工</td> <td>3-2-6-8半たわみ性舗装工</td> <td>I-34</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-7</td> <td>排水性舗装工</td> <td>3-2-6-9排水性舗装工</td> <td>I-40</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-8</td> <td>透水性舗装工</td> <td>3-2-6-10透水性舗装工</td> <td style="color: red;">I-46</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-9</td> <td>グースアスファルト舗装工</td> <td>3-2-6-11グースアスファルト舗装工</td> <td style="color: red;">I-48</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-10</td> <td>コンクリート舗装工</td> <td>3-2-6-12コンクリート舗装工</td> <td>I-51</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-11</td> <td>薄層カラー舗装工</td> <td>3-2-6-13薄層カラー舗装工</td> <td>I-61</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-12</td> <td>ブロック舗装工</td> <td>3-2-6-14ブロック舗装工</td> <td>I-64</td> </tr> </table>	第18節 舗装工	6-4-18-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26	6-4-18-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34	6-4-18-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40	6-4-18-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-46	6-4-18-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48	6-4-18-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51	6-4-18-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61	6-4-18-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="width: 15%;">第18節 舗装工</td> <td style="width: 10%;">6-4-18-5</td> <td style="width: 15%;">アスファルト舗装工</td> <td style="width: 15%;">3-2-6-7アスファルト舗装工</td> <td style="width: 10%;">I-26</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-6</td> <td>半たわみ性舗装工</td> <td>3-2-6-8半たわみ性舗装工</td> <td>I-34</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-7</td> <td>排水性舗装工</td> <td>3-2-6-9排水性舗装工</td> <td>I-40</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-8</td> <td>透水性舗装工</td> <td>3-2-6-10透水性舗装工</td> <td style="color: red;">I-47</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-9</td> <td>グースアスファルト舗装工</td> <td>3-2-6-11グースアスファルト舗装工</td> <td style="color: red;">I-49</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-10</td> <td>コンクリート舗装工</td> <td>3-2-6-12コンクリート舗装工</td> <td>I-51</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-11</td> <td>薄層カラー舗装工</td> <td>3-2-6-13薄層カラー舗装工</td> <td>I-61</td> </tr> <tr> <td>6-4-18-12</td> <td>ブロック舗装工</td> <td>3-2-6-14ブロック舗装工</td> <td>I-64</td> </tr> </table>	第18節 舗装工	6-4-18-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26	6-4-18-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34	6-4-18-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40	6-4-18-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-47	6-4-18-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-49	6-4-18-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51	6-4-18-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61	6-4-18-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64	誤植	i-12								
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26																																																																									
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34																																																																									
	6-4-18-7		排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40																																																																									
	6-4-18-8		透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-46																																																																									
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48																																																																									
	6-4-18-10		コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51																																																																									
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61																																																																									
	6-4-18-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64																																																																										
第18節 舗装工	6-4-18-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26																																																																										
	6-4-18-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34																																																																										
	6-4-18-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40																																																																										
	6-4-18-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-47																																																																										
	6-4-18-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-49																																																																										
	6-4-18-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51																																																																										
	6-4-18-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61																																																																										
	6-4-18-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64																																																																										
<b>第5章 堰</b>																																																																														
<b>第5節 軽量盛土工</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5節 計量盛土工</td> <td style="width: 10%;">6-5-5-2</td> <td style="width: 15%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 15%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> </table>	第5節 計量盛土工	6-5-5-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">6-5-5-2</td> <td style="width: 15%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 15%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> </table>	第5節 軽量盛土工	6-5-5-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5	誤植	i-13																																																																
第5節 計量盛土工	6-5-5-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5																																																																										
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5																																																																										
<b>第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</td> <td style="width: 10%;">6-5-15-2</td> <td style="width: 15%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">I-10</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-4</td> <td>プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td>3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-6</td> <td>支承工</td> <td>10-4-5-10支承工</td> <td>I-131 ~132</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td>3-2-13架設工(コンクリート橋)</td> <td>I-88</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13架設工(コンクリート橋)</td> <td>I-88</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-9</td> <td>床版・横組工</td> <td>3-2-18-2床版工</td> <td>I-94</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-4-8-3落橋防止装置工</td> <td>I-132</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10	6-5-15-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11	6-5-15-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11	6-5-15-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11	6-5-15-6	支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132	6-5-15-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88	6-5-15-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88	6-5-15-9	床版・横組工	3-2-18-2床版工	I-94	6-5-15-10	落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</td> <td style="width: 10%;">6-5-15-2</td> <td style="width: 15%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">I-10</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-4</td> <td>プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-6</td> <td>支承工</td> <td>10-4-5-10支承工</td> <td>I-131 ~132</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td>3-2-13架設工(コンクリート橋)</td> <td>I-88</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13架設工(コンクリート橋)</td> <td>I-88</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-9</td> <td>床版・横組工</td> <td>3-2-18-2床版工</td> <td>I-94</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-4-8-3落橋防止装置工</td> <td>I-132</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10	6-5-15-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11	6-5-15-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11	6-5-15-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11	6-5-15-6	支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132	6-5-15-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88	6-5-15-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88	6-5-15-9	床版・横組工	3-2-18-2床版工	I-94	6-5-15-10	落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132	誤植	i-14
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10																																																																									
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11																																																																									
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11																																																																									
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11																																																																									
	6-5-15-6		支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132																																																																									
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88																																																																									
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88																																																																									
	6-5-15-9		床版・横組工	3-2-18-2床版工	I-94																																																																									
	6-5-15-10		落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132																																																																									
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10																																																																									
6-5-15-3		ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11																																																																										
6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11																																																																										
6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11																																																																										
6-5-15-6		支承工	10-4-5-10支承工	I-131 ~132																																																																										
6-5-15-7		架設工(クレーン架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88																																																																										
6-5-15-8		架設工(架設桁架設)	3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-88																																																																										
6-5-15-9		床版・横組工	3-2-18-2床版工	I-94																																																																										
6-5-15-10		落橋防止装置工	10-4-8-3落橋防止装置工	I-132																																																																										

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																
<b>第7編 河川海岸編</b>																																																				
<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)</b>																																																				
<b>第4節 海域堤本体工</b>																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第4節 海域堤本体工</td> <td style="width: 10%;">7-3-4-2</td> <td style="width: 15%;">捨石工</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-19捨石工</td> <td style="width: 10%;">I-14</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-3</td> <td>海岸コンクリートブロック工</td> <td>7-2-5-5海岸コンクリートブロック工</td> <td>I-104</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-4</td> <td>ケーソン工</td> <td>7-2-5-11ケーソン工</td> <td>I-105</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-5</td> <td>セルラー工</td> <td>7-2-5-12セルラー工</td> <td>I-106</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-6</td> <td>場所打コンクリート工</td> <td>7-2-5-10場所打ちコンクリート工</td> <td>I-104</td> </tr> </table>	第4節 海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	3-2-3-19捨石工	I-14	7-3-4-3	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104	7-3-4-4	ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	I-105	7-3-4-5	セルラー工	7-2-5-12セルラー工	I-106	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-104	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第4節 海域堤本体工</td> <td style="width: 10%;">7-3-4-2</td> <td style="width: 15%;">捨石工</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-19捨石工</td> <td style="width: 10%;">I-14</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-3</td> <td>海岸コンクリートブロック工</td> <td>7-2-5-5海岸コンクリートブロック工</td> <td>I-104</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-4</td> <td>ケーソン工</td> <td>7-2-5-11ケーソン工</td> <td>I-105</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-5</td> <td>セルラー工</td> <td>7-2-5-12セルラー工</td> <td>I-106</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-6</td> <td>場所打コンクリート工</td> <td>7-2-5-10場所打ちコンクリート工</td> <td>I-104</td> </tr> </table>	第4節 海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	3-2-3-19捨石工	I-14	7-3-4-3	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104	7-3-4-4	ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	I-105	7-3-4-5	セルラー工	7-2-5-12セルラー工	I-106	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-104	誤植	i-18						
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工	3-2-3-19捨石工	I-14																																															
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104																																															
	7-3-4-4		ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	I-105																																															
	7-3-4-5		セルラー工	7-2-5-12セルラー工	I-106																																															
	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-104																																																
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	3-2-3-19捨石工	I-14																																																
	7-3-4-3	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-104																																																
	7-3-4-4	ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	I-105																																																
	7-3-4-5	セルラー工	7-2-5-12セルラー工	I-106																																																
	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-104																																																
<b>第4章 浚渫(海岸)</b>																																																				
<b>第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</b>																																																				
<b>第4節 浚渫工(グラブ船)</b>																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5"><b>第4章 浚渫(海)</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</td> <td style="width: 10%;">7-4-2-2</td> <td style="width: 15%;">浚渫船運転工</td> <td style="width: 15%;">3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="width: 10%;">I-93</td> </tr> <tr> <td>7-4-3-2</td> <td>浚渫船運転工</td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td>I-94</td> </tr> </table>	<b>第4章 浚渫(海)</b>					第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-2-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	7-4-3-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-94	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5"><b>第4章 浚渫(海岸)</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</td> <td style="width: 10%;">7-4-3-2</td> <td style="width: 15%;">浚渫船運転工</td> <td style="width: 15%;">3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="width: 10%;">I-93</td> </tr> <tr> <td>7-4-4-2</td> <td>浚渫船運転工</td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td>I-94</td> </tr> </table>	<b>第4章 浚渫(海岸)</b>					第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-93	7-4-4-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-94	誤植	i-18																				
<b>第4章 浚渫(海)</b>																																																				
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-2-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-93																																																
	7-4-3-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-94																																																
<b>第4章 浚渫(海岸)</b>																																																				
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-93																																																
	7-4-4-2	浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	I-94																																																
<b>第5章 養浜</b>																																																				
<b>第3節 軽量盛土工</b>																																																				
<b>第4節 砂止工</b>																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5"><b>第5章 養浜</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第2節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">7-5-2-2</td> <td style="width: 15%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 15%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> <tr> <td>7-5-3-2</td> <td>根固めブロック工</td> <td>7-2-6-3根固めブロック工</td> <td>I-107</td> </tr> </table>	<b>第5章 養浜</b>					第2節 軽量盛土工	7-5-2-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5	7-5-3-2	根固めブロック工	7-2-6-3根固めブロック工	I-107	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5"><b>第5章 養浜</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第3節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">7-5-3-2</td> <td style="width: 15%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 15%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> <tr> <td>7-5-4-2</td> <td>根固めブロック工</td> <td>7-2-6-3根固めブロック工</td> <td>I-107</td> </tr> </table>	<b>第5章 養浜</b>					第3節 軽量盛土工	7-5-3-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5	7-5-4-2	根固めブロック工	7-2-6-3根固めブロック工	I-107	誤植	i-19																				
<b>第5章 養浜</b>																																																				
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5																																																
	7-5-3-2	根固めブロック工	7-2-6-3根固めブロック工	I-107																																																
<b>第5章 養浜</b>																																																				
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5																																																
	7-5-4-2	根固めブロック工	7-2-6-3根固めブロック工	I-107																																																
<b>第8編 砂防編</b>																																																				
<b>第1章 砂防堰堤</b>																																																				
<b>第9節 鋼製堰堤工</b>																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第9節 鋼製堰堤工</td> <td style="width: 10%;">8-1-9-5</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">鋼製堰堤本体工</td> <td style="width: 15%;">不透過型</td> <td style="width: 10%;">I-109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>透過型</td> <td>I-110-①~②</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-6</td> <td>鋼製側壁工</td> <td></td> <td>I-111</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-7</td> <td>コンクリート側壁工</td> <td>8-1-8-6コンクリート側壁工</td> <td>I-108</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-9</td> <td>水叩工</td> <td>8-1-8-8水叩工</td> <td>I-109</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-10</td> <td>現場塗装工</td> <td>3-2-3-31現場塗装工</td> <td>I-18</td> </tr> </table>	第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	鋼製堰堤本体工	不透過型	I-109		透過型	I-110-①~②	8-1-9-6	鋼製側壁工		I-111	8-1-9-7	コンクリート側壁工	8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108	8-1-9-9	水叩工	8-1-8-8水叩工	I-109	8-1-9-10	現場塗装工	3-2-3-31現場塗装工	I-18	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第9節 鋼製堰堤工</td> <td style="width: 10%;">8-1-9-5</td> <td rowspan="2" style="width: 15%;">鋼製堰堤本体工</td> <td style="width: 15%;">1 不透過型</td> <td style="width: 10%;">I-109</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 透過型</td> <td>I-110-①~②</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-6</td> <td>鋼製側壁工</td> <td></td> <td>I-111</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-7</td> <td>コンクリート側壁工</td> <td>8-1-8-6コンクリート側壁工</td> <td>I-108</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-9</td> <td>水叩工</td> <td>8-1-8-8水叩工</td> <td>I-109</td> </tr> <tr> <td>8-1-9-10</td> <td>現場塗装工</td> <td>3-2-3-31現場塗装工</td> <td>I-18</td> </tr> </table>	第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	鋼製堰堤本体工	1 不透過型	I-109		2 透過型	I-110-①~②	8-1-9-6	鋼製側壁工		I-111	8-1-9-7	コンクリート側壁工	8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108	8-1-9-9	水叩工	8-1-8-8水叩工	I-109	8-1-9-10	現場塗装工	3-2-3-31現場塗装工	I-18	誤植	i-20
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5		鋼製堰堤本体工		不透過型	I-109																																														
				透過型	I-110-①~②																																															
	8-1-9-6		鋼製側壁工		I-111																																															
	8-1-9-7		コンクリート側壁工	8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108																																															
	8-1-9-9	水叩工	8-1-8-8水叩工	I-109																																																
8-1-9-10	現場塗装工	3-2-3-31現場塗装工	I-18																																																	
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	鋼製堰堤本体工	1 不透過型	I-109																																																
			2 透過型	I-110-①~②																																																
	8-1-9-6	鋼製側壁工		I-111																																																
	8-1-9-7	コンクリート側壁工	8-1-8-6コンクリート側壁工	I-108																																																
	8-1-9-9	水叩工	8-1-8-8水叩工	I-109																																																
8-1-9-10	現場塗装工	3-2-3-31現場塗装工	I-18																																																	
<b>第9編 ダム編</b>																																																				
<b>第2章 フィルダム</b>																																																				
<b>第4節 盛立工</b>																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第4節 盛立工</td> <td style="width: 10%;">9-2-4-5</td> <td style="width: 15%;">コアの盛立</td> <td style="width: 15%;">I-116</td> </tr> <tr> <td>9-2-4-6</td> <td>フィルターの盛立</td> <td>I-116</td> </tr> <tr> <td>9-2-4-7</td> <td>ロックの盛立</td> <td>I-116</td> </tr> <tr> <td>9-2</td> <td>フィルダム(洪水時)</td> <td style="color: red;">I-117</td> </tr> </table>	第4節 盛立工	9-2-4-5	コアの盛立	I-116	9-2-4-6	フィルターの盛立	I-116	9-2-4-7	ロックの盛立	I-116	9-2	フィルダム(洪水時)	I-117	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第4節 盛立工</td> <td style="width: 10%;">9-2-4-5</td> <td style="width: 15%;">コアの盛立</td> <td style="width: 15%;">I-116</td> </tr> <tr> <td>9-2-4-6</td> <td>フィルターの盛立</td> <td>I-116</td> </tr> <tr> <td>9-2-4-7</td> <td>ロックの盛立</td> <td>I-116</td> </tr> <tr> <td>9-2</td> <td>フィルダム(洪水時)</td> <td style="color: red;">I-116</td> </tr> </table>	第4節 盛立工	9-2-4-5	コアの盛立	I-116	9-2-4-6	フィルターの盛立	I-116	9-2-4-7	ロックの盛立	I-116	9-2	フィルダム(洪水時)	I-116	頁番号の修正	i-23																						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立	I-116																																																
	9-2-4-6		フィルターの盛立	I-116																																																
	9-2-4-7		ロックの盛立	I-116																																																
	9-2	フィルダム(洪水時)	I-117																																																	
第4節 盛立工	9-2-4-5	コアの盛立	I-116																																																	
	9-2-4-6	フィルターの盛立	I-116																																																	
	9-2-4-7	ロックの盛立	I-116																																																	
	9-2	フィルダム(洪水時)	I-116																																																	

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																																																																																																						
<b>第10編 道路編</b>																																																																																																																																																										
<b>第1章 道路改良</b>																																																																																																																																																										
<b>第3節 工場製作工</b>																																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第3節 工場製作工</td> <td style="width: 10%;">10-1-3-2</td> <td style="width: 15%;">遮音壁支柱製作工</td> <td style="width: 15%;">遮音壁支柱製作工</td> <td style="width: 15%;">I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工場塗装工</td> <td>3-2-12-11工場塗装工</td> <td>I-86</td> </tr> </table>	第3節 工場製作工	10-1-3-2	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	I-118			工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第3節 工場製作工</td> <td style="width: 10%;">10-1-3-2</td> <td style="width: 15%;">遮音壁支柱製作工</td> <td style="width: 15%;">遮音壁支柱製作工</td> <td style="width: 15%;">I-117</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工場塗装工</td> <td>3-2-12-11工場塗装工</td> <td>I-86</td> </tr> </table>	第3節 工場製作工	10-1-3-2	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	I-117			工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86	頁番号の修正	i-24																																																																																																																																		
第3節 工場製作工	10-1-3-2	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	I-118																																																																																																																																																						
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86																																																																																																																																																						
第3節 工場製作工	10-1-3-2	遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工	I-117																																																																																																																																																						
		工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-86																																																																																																																																																						
<b>第9節 カルバート工</b>																																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第9節 カルバート工</td> <td style="width: 10%;">10-1-9-4</td> <td style="width: 15%;">既製杭工</td> <td style="width: 15%;">3-2-4-4既製杭工</td> <td style="width: 15%;">I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-9-5</td> <td>場所打杭工</td> <td>3-2-4-5場所打杭工</td> <td>I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-9-6</td> <td>場所打砕薬工</td> <td></td> <td>I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-9-7</td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td>3-2-3-28プレキャストカルバート工</td> <td>I-16</td> </tr> </table>	第9節 カルバート工	10-1-9-4	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21		10-1-9-5	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21		10-1-9-6	場所打砕薬工		I-118		10-1-9-7	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第9節 カルバート工</td> <td style="width: 10%;">10-1-9-4</td> <td style="width: 15%;">既製杭工</td> <td style="width: 15%;">3-2-4-4既製杭工</td> <td style="width: 15%;">I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-9-5</td> <td>場所打杭工</td> <td>3-2-4-5場所打杭工</td> <td>I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-9-6</td> <td>場所打砕薬工</td> <td></td> <td>I-117</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-9-7</td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td>3-2-3-28プレキャストカルバート工</td> <td>I-16</td> </tr> </table>	第9節 カルバート工	10-1-9-4	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21		10-1-9-5	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21		10-1-9-6	場所打砕薬工		I-117		10-1-9-7	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	頁番号の修正	i-24																																																																																																														
第9節 カルバート工	10-1-9-4	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-1-9-5	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-1-9-6	場所打砕薬工		I-118																																																																																																																																																						
	10-1-9-7	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16																																																																																																																																																						
第9節 カルバート工	10-1-9-4	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-1-9-5	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-1-9-6	場所打砕薬工		I-117																																																																																																																																																						
	10-1-9-7	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16																																																																																																																																																						
<b>第11節 落石雪害防止工</b>																																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第11節 落石雪害防止工</td> <td style="width: 10%;">10-1-11-4</td> <td style="width: 15%;">落石防止網工</td> <td style="width: 15%;">I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-11-5</td> <td>落石防護柵工</td> <td>I-118</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第11節 落石雪害防止工</td> <td style="width: 10%;">10-1-11-6</td> <td style="width: 15%;">防雪柵工</td> <td style="width: 15%;">I-119</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-11-7</td> <td>雪崩予防柵工</td> <td>I-119</td> </tr> </table>	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4	落石防止網工	I-118		10-1-11-5	落石防護柵工	I-118	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6	防雪柵工	I-119		10-1-11-7	雪崩予防柵工	I-119	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第11節 落石雪害防止工</td> <td style="width: 10%;">10-1-11-4</td> <td style="width: 15%;">落石防止網工</td> <td style="width: 15%;">I-117</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-11-5</td> <td>落石防護柵工</td> <td>I-118</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第11節 落石雪害防止工</td> <td style="width: 10%;">10-1-11-6</td> <td style="width: 15%;">防雪柵工</td> <td style="width: 15%;">I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-1-11-7</td> <td>雪崩予防柵工</td> <td>I-119</td> </tr> </table>	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4	落石防止網工	I-117		10-1-11-5	落石防護柵工	I-118	第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6	防雪柵工	I-118		10-1-11-7	雪崩予防柵工	I-119	頁番号の修正	i-24 i-25																																																																																																																						
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4	落石防止網工	I-118																																																																																																																																																							
	10-1-11-5	落石防護柵工	I-118																																																																																																																																																							
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6	防雪柵工	I-119																																																																																																																																																							
	10-1-11-7	雪崩予防柵工	I-119																																																																																																																																																							
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4	落石防止網工	I-117																																																																																																																																																							
	10-1-11-5	落石防護柵工	I-118																																																																																																																																																							
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6	防雪柵工	I-118																																																																																																																																																							
	10-1-11-7	雪崩予防柵工	I-119																																																																																																																																																							
<b>第2章 舗装</b>																																																																																																																																																										
<b>第4節 舗装工</b>																																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第4節 舗装工</td> <td style="width: 10%;">10-2-4-5</td> <td style="width: 15%;">アスファルト舗装工</td> <td style="width: 15%;">3-2-6-7アスファルト舗装工</td> <td style="width: 15%;">I-26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-6</td> <td>半たわみ性舗装工</td> <td>3-2-6-8半たわみ性舗装工</td> <td>I-34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-7</td> <td>排水性舗装工</td> <td>3-2-6-9排水性舗装工</td> <td>I-40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-8</td> <td>透水性舗装工</td> <td>3-2-6-10透水性舗装工</td> <td>I-46</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-9</td> <td>グースアスファルト舗装工</td> <td>3-2-6-11グースアスファルト舗装工</td> <td>I-48</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-10</td> <td>コンクリート舗装工</td> <td>3-2-6-12コンクリート舗装工</td> <td>I-51</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-11</td> <td>薄層カラー舗装工</td> <td>3-2-6-13薄層カラー舗装工</td> <td>I-61</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-12</td> <td>ブロック舗装工</td> <td>3-2-6-14ブロック舗装工</td> <td>I-64</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>歩道路盤工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>取合舗装路盤工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>路肩舗装路盤工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>歩道舗装工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>取合舗装工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>路肩舗装工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>表層工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> </table>	第4節 舗装工	10-2-4-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26		10-2-4-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34		10-2-4-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40		10-2-4-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-46		10-2-4-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48		10-2-4-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51		10-2-4-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61		10-2-4-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64		10-2-4	歩道路盤工		I-120		10-2-4	取合舗装路盤工		I-120		10-2-4	路肩舗装路盤工		I-120		10-2-4	歩道舗装工		I-120		10-2-4	取合舗装工		I-120		10-2-4	路肩舗装工		I-120		10-2-4	表層工		I-120	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第4節 舗装工</td> <td style="width: 10%;">10-2-4-5</td> <td style="width: 15%;">アスファルト舗装工</td> <td style="width: 15%;">3-2-6-7アスファルト舗装工</td> <td style="width: 15%;">I-26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-6</td> <td>半たわみ性舗装工</td> <td>3-2-6-8半たわみ性舗装工</td> <td>I-34</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-7</td> <td>排水性舗装工</td> <td>3-2-6-9排水性舗装工</td> <td>I-40</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-8</td> <td>透水性舗装工</td> <td>3-2-6-10透水性舗装工</td> <td>I-47</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-9</td> <td>グースアスファルト舗装工</td> <td>3-2-6-11グースアスファルト舗装工</td> <td>I-49</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-10</td> <td>コンクリート舗装工</td> <td>3-2-6-12コンクリート舗装工</td> <td>I-51</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-11</td> <td>薄層カラー舗装工</td> <td>3-2-6-13薄層カラー舗装工</td> <td>I-61</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4-12</td> <td>ブロック舗装工</td> <td>3-2-6-14ブロック舗装工</td> <td>I-64</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>歩道路盤工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>取合舗装路盤工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>路肩舗装路盤工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>歩道舗装工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>取合舗装工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>路肩舗装工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-2-4</td> <td>表層工</td> <td></td> <td>I-120</td> </tr> </table>	第4節 舗装工	10-2-4-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26		10-2-4-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34		10-2-4-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40		10-2-4-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-47		10-2-4-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-49		10-2-4-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51		10-2-4-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61		10-2-4-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64		10-2-4	歩道路盤工		I-120		10-2-4	取合舗装路盤工		I-120		10-2-4	路肩舗装路盤工		I-120		10-2-4	歩道舗装工		I-120		10-2-4	取合舗装工		I-120		10-2-4	路肩舗装工		I-120		10-2-4	表層工		I-120	誤植	i-25
第4節 舗装工	10-2-4-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26																																																																																																																																																						
	10-2-4-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34																																																																																																																																																						
	10-2-4-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40																																																																																																																																																						
	10-2-4-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-46																																																																																																																																																						
	10-2-4-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-48																																																																																																																																																						
	10-2-4-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51																																																																																																																																																						
	10-2-4-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61																																																																																																																																																						
	10-2-4-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64																																																																																																																																																						
	10-2-4	歩道路盤工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	取合舗装路盤工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	路肩舗装路盤工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	歩道舗装工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	取合舗装工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	路肩舗装工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	表層工		I-120																																																																																																																																																						
第4節 舗装工	10-2-4-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	I-26																																																																																																																																																						
	10-2-4-6	半たわみ性舗装工	3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-34																																																																																																																																																						
	10-2-4-7	排水性舗装工	3-2-6-9排水性舗装工	I-40																																																																																																																																																						
	10-2-4-8	透水性舗装工	3-2-6-10透水性舗装工	I-47																																																																																																																																																						
	10-2-4-9	グースアスファルト舗装工	3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-49																																																																																																																																																						
	10-2-4-10	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	I-51																																																																																																																																																						
	10-2-4-11	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-61																																																																																																																																																						
	10-2-4-12	ブロック舗装工	3-2-6-14ブロック舗装工	I-64																																																																																																																																																						
	10-2-4	歩道路盤工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	取合舗装路盤工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	路肩舗装路盤工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	歩道舗装工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	取合舗装工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	路肩舗装工		I-120																																																																																																																																																						
	10-2-4	表層工		I-120																																																																																																																																																						
<b>第3章 橋梁下部</b>																																																																																																																																																										
<b>第6節 橋台工</b>																																																																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第6節 橋台工</td> <td style="width: 10%;">10-3-6-3</td> <td style="width: 15%;">既製杭工</td> <td style="width: 15%;">3-2-4-4既製杭工</td> <td style="width: 15%;">I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-4</td> <td>場所打杭工</td> <td>3-2-4-5場所打杭工</td> <td>I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-5</td> <td>深礎工</td> <td>3-2-4-6深礎工</td> <td>I-22</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第6節 橋台工</td> <td style="width: 10%;">10-3-6-6</td> <td style="width: 15%;">オープンケーソン基礎工</td> <td style="width: 15%;">3-2-4-7オープンケーソン基礎工</td> <td style="width: 15%;">I-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-7</td> <td>ニューマチックケーソン基礎工</td> <td>3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工</td> <td>I-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-8</td> <td>橋台躯体工</td> <td></td> <td>I-124 ~125</td> </tr> </table>	第6節 橋台工	10-3-6-3	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21		10-3-6-4	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21		10-3-6-5	深礎工	3-2-4-6深礎工	I-22	第6節 橋台工	10-3-6-6	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22		10-3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22		10-3-6-8	橋台躯体工		I-124 ~125	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第6節 橋台工</td> <td style="width: 10%;">10-3-6-3</td> <td style="width: 15%;">既製杭工</td> <td style="width: 15%;">3-2-4-4既製杭工</td> <td style="width: 15%;">I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-4</td> <td>場所打杭工</td> <td>3-2-4-5場所打杭工</td> <td>I-21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-5</td> <td>深礎工</td> <td>3-2-4-6深礎工</td> <td>I-22</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">第6節 橋台工</td> <td style="width: 10%;">10-3-6-6</td> <td style="width: 15%;">オープンケーソン基礎工</td> <td style="width: 15%;">3-2-4-7オープンケーソン基礎工</td> <td style="width: 15%;">I-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-7</td> <td>ニューマチックケーソン基礎工</td> <td>3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工</td> <td>I-22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-3-6-8</td> <td>橋台躯体工</td> <td></td> <td>I-124 ~125</td> </tr> </table>	第6節 橋台工	10-3-6-3	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21		10-3-6-4	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21		10-3-6-5	深礎工	3-2-4-6深礎工	I-22	第6節 橋台工	10-3-6-6	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22		10-3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22		10-3-6-8	橋台躯体工		I-124 ~125	誤植	i-26																																																																																										
第6節 橋台工	10-3-6-3	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-3-6-4	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-3-6-5	深礎工	3-2-4-6深礎工	I-22																																																																																																																																																						
第6節 橋台工	10-3-6-6	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22																																																																																																																																																						
	10-3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22																																																																																																																																																						
	10-3-6-8	橋台躯体工		I-124 ~125																																																																																																																																																						
第6節 橋台工	10-3-6-3	既製杭工	3-2-4-4既製杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-3-6-4	場所打杭工	3-2-4-5場所打杭工	I-21																																																																																																																																																						
	10-3-6-5	深礎工	3-2-4-6深礎工	I-22																																																																																																																																																						
第6節 橋台工	10-3-6-6	オープンケーソン基礎工	3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-22																																																																																																																																																						
	10-3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-22																																																																																																																																																						
	10-3-6-8	橋台躯体工		I-124 ~125																																																																																																																																																						

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

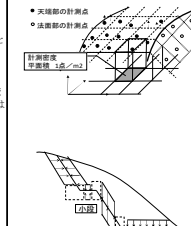
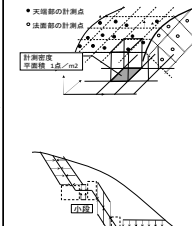
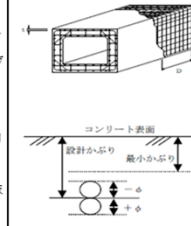
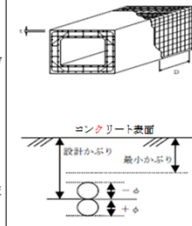
項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																														
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>																																																																		
<b>第5節 PC橋工</b>																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第5節 PC橋工</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">10-5-5-2</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">けた橋</td> <td style="width: 10%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">I-10</td> </tr> <tr> <td>スラブ橋</td> <td>3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td>I-10</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-4</td> <td>プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td></td> <td>3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>I-11</td> </tr> </table>	第5節 PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10	10-5-5-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11	10-5-5-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第5節 PC橋工</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">10-5-5-2</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">けた橋</td> <td style="width: 10%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">I-10</td> </tr> <tr> <td>スラブ橋</td> <td>3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td>I-10</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-4</td> <td>プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)</td> <td>I-11</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>I-11</td> </tr> </table>	第5節 PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10	10-5-5-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11	10-5-5-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11	誤植	i-28														
第5節 PC橋工	10-5-5-2				プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10																																																										
			スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)		I-10																																																												
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11																																																												
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11																																																												
	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11																																																													
第5節 PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10																																																													
			スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10																																																													
	10-5-5-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11																																																													
	10-5-5-4	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11																																																													
	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11																																																													
<b>第6節 プレベーム桁橋工</b>																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第6節 プレベーム桁橋工</td> <td style="width: 10%;">10-5-6-2</td> <td style="width: 10%;">プレベーム桁製作工</td> <td style="width: 10%;">現場</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">I-133</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>10-4-5-10支承工</td> <td style="color: red;">I-128</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-4</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13架設工(鋼橋)</td> <td>I-87</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-5</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13架設工(鋼橋)</td> <td>I-87</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-6</td> <td>床版・横組工</td> <td></td> <td>3-2-18-2床版工</td> <td>I-94</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-9</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-4-8-3落橋防止装置工</td> <td style="color: red;">I-129</td> </tr> </table>	第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2	プレベーム桁製作工	現場		I-133	10-5-6-3	支承工		10-4-5-10支承工	I-128	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87	10-5-6-6	床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第6節 プレベーム桁橋工</td> <td style="width: 10%;">10-5-6-2</td> <td style="width: 10%;">プレベーム桁製作工</td> <td style="width: 10%;">現場</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">I-133</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>10-4-5-10支承工</td> <td style="color: red;">I-131 ~132</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-4</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13架設工(鋼橋)</td> <td>I-87</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-5</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13架設工(鋼橋)</td> <td>I-87</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-6</td> <td>床版・横組工</td> <td></td> <td>3-2-18-2床版工</td> <td>I-94</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-9</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-4-8-3落橋防止装置工</td> <td style="color: red;">I-132</td> </tr> </table>	第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2	プレベーム桁製作工	現場		I-133	10-5-6-3	支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87	10-5-6-6	床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132	誤植	i-29
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-133																																																												
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-128																																																												
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87																																																												
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87																																																												
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94																																																												
	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-129																																																													
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2	プレベーム桁製作工	現場		I-133																																																													
	10-5-6-3	支承工		10-4-5-10支承工	I-131 ~132																																																													
	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87																																																													
	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	I-87																																																													
	10-5-6-6	床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-94																																																													
	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-132																																																													
<b>第14章 道路維持</b>																																																																		
<b>第6節 防護柵工</b>																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第6節 防護柵工</td> <td style="width: 10%;">10-14-6-2</td> <td style="width: 10%;">路側防護柵工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">3-2-3-8路側防護柵工</td> <td style="width: 10%;">I-8</td> </tr> <tr> <td>10-14-6-3</td> <td>防止柵工</td> <td></td> <td>3-2-3-7防止柵工</td> <td>I-8</td> </tr> <tr> <td>10-14-6-5</td> <td>ボックスビーム工</td> <td></td> <td>3-2-3-8路側防護柵工</td> <td>I-8</td> </tr> <tr> <td>10-14-6-6</td> <td>車止めポスト工</td> <td></td> <td>3-2-3-7防止柵工</td> <td>I-8</td> </tr> </table>	第6節 防護柵工	10-14-6-2	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	10-14-6-3	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	10-14-6-5	ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	10-14-6-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第6節 防護柵工</td> <td style="width: 10%;">10-14-6-3</td> <td style="width: 10%;">路側防護柵工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">3-2-3-8路側防護柵工</td> <td style="width: 10%;">I-8</td> </tr> <tr> <td>10-14-6-4</td> <td>防止柵工</td> <td></td> <td>3-2-3-7防止柵工</td> <td>I-8</td> </tr> <tr> <td>10-14-6-5</td> <td>ボックスビーム工</td> <td></td> <td>3-2-3-8路側防護柵工</td> <td>I-8</td> </tr> <tr> <td>10-14-6-6</td> <td>車止めポスト工</td> <td></td> <td>3-2-3-7防止柵工</td> <td>I-8</td> </tr> </table>	第6節 防護柵工	10-14-6-3	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	10-14-6-4	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	10-14-6-5	ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	10-14-6-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8	誤植	i-30																				
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8																																																												
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8																																																												
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8																																																												
	10-14-6-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8																																																													
第6節 防護柵工	10-14-6-3	路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8																																																													
	10-14-6-4	防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8																																																													
	10-14-6-5	ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8																																																													
	10-14-6-6	車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8																																																													
<b>第9節 軽量盛土工</b>																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第9節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">10-3-5-2</td> <td style="width: 10%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> </table>	第9節 軽量盛土工	10-3-5-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第9節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">10-14-9-2</td> <td style="width: 10%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> </table>	第9節 軽量盛土工	10-14-9-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	誤植	i-31																																																		
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5																																																													
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2	軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5																																																													
<b>第12節 カルバート工</b>																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第12節 カルバート工</td> <td style="width: 10%;">10-14-12-4</td> <td style="width: 10%;">場所打函渠工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-9-6場所打函渠工</td> <td style="width: 10%;">I-118</td> </tr> <tr> <td>10-14-12-5</td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td></td> <td>3-2-3-28プレキャストカルバート工</td> <td>I-16</td> </tr> </table>	第12節 カルバート工	10-14-12-4	場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-118	10-14-12-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第12節 カルバート工</td> <td style="width: 10%;">10-14-12-4</td> <td style="width: 10%;">場所打函渠工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-9-6場所打函渠工</td> <td style="width: 10%;">I-117</td> </tr> <tr> <td>10-14-12-5</td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td></td> <td>3-2-3-28プレキャストカルバート工</td> <td>I-16</td> </tr> </table>	第12節 カルバート工	10-14-12-4	場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-117	10-14-12-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	誤植	i-31																																								
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-118																																																												
	10-14-12-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16																																																													
第12節 カルバート工	10-14-12-4	場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-117																																																													
	10-14-12-5	プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16																																																													
<b>第15節 橋梁付属物工</b>																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第15節 橋梁付属物工</td> <td style="width: 10%;">10-15-15-2</td> <td style="width: 10%;">伸縮継手工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">3-2-3-24伸縮装置工</td> <td style="width: 10%;">I-14</td> </tr> <tr> <td>10-15-15-4</td> <td>地覆工</td> <td></td> <td>10-4-8-5地覆工</td> <td>I-132</td> </tr> <tr> <td>10-15-15-5</td> <td>橋梁用防護柵工</td> <td></td> <td>10-4-8-6橋梁用防護柵工</td> <td>I-133</td> </tr> <tr> <td>10-15-15-6</td> <td>橋梁用高欄工</td> <td></td> <td>10-4-8-7橋梁用高欄工</td> <td>I-133</td> </tr> <tr> <td>10-15-15-7</td> <td>検査路工</td> <td></td> <td>10-4-8-8検査路工</td> <td>I-133</td> </tr> </table>	第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2	伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14	10-15-15-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132	10-15-15-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133	10-15-15-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133	10-15-15-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第15節 橋梁付属物工</td> <td style="width: 10%;">10-14-15-2</td> <td style="width: 10%;">伸縮継手工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">3-2-3-24伸縮装置工</td> <td style="width: 10%;">I-14</td> </tr> <tr> <td>10-14-15-4</td> <td>地覆工</td> <td></td> <td>10-4-8-5地覆工</td> <td>I-132</td> </tr> <tr> <td>10-14-15-5</td> <td>橋梁用防護柵工</td> <td></td> <td>10-4-8-6橋梁用防護柵工</td> <td>I-133</td> </tr> <tr> <td>10-14-15-6</td> <td>橋梁用高欄工</td> <td></td> <td>10-4-8-7橋梁用高欄工</td> <td>I-133</td> </tr> <tr> <td>10-14-15-7</td> <td>検査路工</td> <td></td> <td>10-4-8-8検査路工</td> <td>I-133</td> </tr> </table>	第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2	伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14	10-14-15-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132	10-14-15-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133	10-14-15-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133	10-14-15-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133	誤植	i-31										
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14																																																												
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132																																																												
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133																																																												
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133																																																												
	10-15-15-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133																																																													
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2	伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14																																																													
	10-14-15-4	地覆工		10-4-8-5地覆工	I-132																																																													
	10-14-15-5	橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-133																																																													
	10-14-15-6	橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-133																																																													
	10-14-15-7	検査路工		10-4-8-8検査路工	I-133																																																													

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																								
<b>第16章 道路修繕</b>																																												
<b>第13節 軽量盛土工</b>																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第13節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">10-3-5-2</td> <td style="width: 15%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 15%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> </table>	第13節 軽量盛土工	10-3-5-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第13節 軽量盛土工</td> <td style="width: 10%;">10-16-13-2</td> <td style="width: 15%;">軽量盛土工</td> <td style="width: 15%;">1-2-4-3路体盛土工</td> <td style="width: 10%;">I-5</td> </tr> </table>	第13節 軽量盛土工	10-16-13-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5	誤植	i-32																														
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5																																								
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2	軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	I-5																																								
<b>第16節 カルバート工</b>																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第16節 カルバート工</td> <td style="width: 10%;">10-16-16-4</td> <td style="width: 15%;">場内打設工</td> <td style="width: 15%;">10-1-9-6場内打設工</td> <td style="width: 10%;">I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-16-16-5</td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td>3-2-3-28プレキャストカルバート工</td> <td>I-16</td> </tr> </table>	第16節 カルバート工	10-16-16-4	場内打設工	10-1-9-6場内打設工	I-118		10-16-16-5	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第16節 カルバート工</td> <td style="width: 10%;">10-16-16-4</td> <td style="width: 15%;">場内打設工</td> <td style="width: 15%;">10-1-9-6場内打設工</td> <td style="width: 10%;">I-117</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-16-16-5</td> <td>プレキャストカルバート工</td> <td>3-2-3-28プレキャストカルバート工</td> <td>I-16</td> </tr> </table>	第16節 カルバート工	10-16-16-4	場内打設工	10-1-9-6場内打設工	I-117		10-16-16-5	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	頁番号の修正	i-32																				
第16節 カルバート工	10-16-16-4	場内打設工	10-1-9-6場内打設工	I-118																																								
	10-16-16-5	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16																																								
第16節 カルバート工	10-16-16-4	場内打設工	10-1-9-6場内打設工	I-117																																								
	10-16-16-5	プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16																																								
<b>第18節 落石雪害防護工</b>																																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第18節 落石雪害防止工</td> <td style="width: 10%;">10-18-18-4</td> <td style="width: 15%;">落石防止網工</td> <td style="width: 15%;">10-1-11-4落石防止網工</td> <td style="width: 10%;">I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-18-18-5</td> <td>落石防護柵工</td> <td>10-1-11-5落石防護柵工</td> <td>I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-18-18-6</td> <td>防雪柵工</td> <td>10-1-11-6防雪柵工</td> <td>I-119</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-18-18-7</td> <td>雪崩予防柵工</td> <td>10-1-11-7雪崩予防柵工</td> <td>I-119</td> </tr> </table>	第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4	落石防止網工	10-1-11-4落石防止網工	I-118		10-18-18-5	落石防護柵工	10-1-11-5落石防護柵工	I-118		10-18-18-6	防雪柵工	10-1-11-6防雪柵工	I-119		10-18-18-7	雪崩予防柵工	10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第18節 落石雪害防護工</td> <td style="width: 10%;">10-16-18-4</td> <td style="width: 15%;">落石防止網工</td> <td style="width: 15%;">10-1-11-4落石防止網工</td> <td style="width: 10%;">I-117</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-16-18-5</td> <td>落石防護柵工</td> <td>10-1-11-5落石防護柵工</td> <td>I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-16-18-6</td> <td>防雪柵工</td> <td>10-1-11-6防雪柵工</td> <td>I-118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-16-18-7</td> <td>雪崩予防柵工</td> <td>10-1-11-7雪崩予防柵工</td> <td>I-119</td> </tr> </table>	第18節 落石雪害防護工	10-16-18-4	落石防止網工	10-1-11-4落石防止網工	I-117		10-16-18-5	落石防護柵工	10-1-11-5落石防護柵工	I-118		10-16-18-6	防雪柵工	10-1-11-6防雪柵工	I-118		10-16-18-7	雪崩予防柵工	10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119	誤植 頁番号の修正	i-32
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4	落石防止網工	10-1-11-4落石防止網工	I-118																																								
	10-18-18-5	落石防護柵工	10-1-11-5落石防護柵工	I-118																																								
	10-18-18-6	防雪柵工	10-1-11-6防雪柵工	I-119																																								
	10-18-18-7	雪崩予防柵工	10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119																																								
第18節 落石雪害防護工	10-16-18-4	落石防止網工	10-1-11-4落石防止網工	I-117																																								
	10-16-18-5	落石防護柵工	10-1-11-5落石防護柵工	I-118																																								
	10-16-18-6	防雪柵工	10-1-11-6防雪柵工	I-118																																								
	10-16-18-7	雪崩予防柵工	10-1-11-7雪崩予防柵工	I-119																																								

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																																								
<b>出来形管理基準及び規格値</b>																																												
<b>第1編 共通編</b>																																												
<b>第2章 土工</b>																																												
<b>第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工</b>																																												
<b>1-2-3-2 掘削工</b> <small>1 共通編 2 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工</small>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> <td>±50</td> <td>±150</td> <td>±70</td> <td>±160</td> <td>±70</td> <td>±160</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測方法を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測精度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p> 											平均値	個々の計測値	±50	±150	±70	±160	±70	±160	±70	±160	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> <td>±50</td> <td>±150</td> <td>±70</td> <td>±160</td> <td>±70</td> <td>±160</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測方法を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測精度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法面、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内に存在する計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p> 											平均値	個々の計測値	±50	±150	±70	±160	±70	±160	±70	±160	表記統一のため修正	I-1
平均値	個々の計測値	±50	±150	±70	±160	±70	±160	±70	±160																																			
平均値	個々の計測値	±50	±150	±70	±160	±70	±160	±70	±160																																			
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>																																												
<b>第7節 鉄筋工</b>																																												
<b>1-3-7-4 組立て</b> <small>1 共通編 3 無筋、鉄筋コンクリート 7 鉄筋工</small>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>平均間隔 d</td> <td>±φ</td> <td colspan="2"><math>d = \frac{D}{n-1}</math></td> <td>設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>D: n本間の延長 n: 10本程度とする</p> <p>① 鉄筋は工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各層で一層所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準供状書「設計編」(標準編編2)1)参照。ただし、道筋補強工事の適用を受ける場合には、道筋補強工事(Ⅲ)コンクリート構・コンクリート部材編 5)による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版部(PC構造等)の鉄筋については、第3編3-2-15-2鉄筋工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面構造以上のボックスカルバート(工事製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、必要に応じて「構造設計編」によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領も併せて適用する。</p> 											平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>平均間隔 d</td> <td>±φ</td> <td colspan="2"><math>d = \frac{D}{n-1}</math></td> <td>設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>D: n本間の延長 n: 10本程度とする</p> <p>① 鉄筋は工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各層で一層所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準供状書「設計編」(標準編編2)1)参照。ただし、道筋補強工事の適用を受ける場合には、道筋補強工事(Ⅲ)コンクリート構・コンクリート部材編 5)による。</p> <p>注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。</p> <p>注2) 橋梁コンクリート床版部(PC構造等)の鉄筋については、第3編3-2-15-2鉄筋工を適用する。</p> <p>注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面構造以上のボックスカルバート(工事製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、必要に応じて「構造設計編」によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領も併せて適用する。</p> 											平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上						誤植	I-6
平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上																																								
平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$		設計かぶり ±φかつ最小かぶり以上																																								

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																																																																												
<b>第3編 土木工事共通編</b> <b>第2章 一般施工</b> <b>第3節 共通の工種</b> 3-2-3-6 小型標識工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">4</td><td style="width: 10%;">小型標識工</td> <td style="width: 10%;">設置高さ H</td><td style="width: 10%;">設計値以上</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/1基</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-6</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>幅 w (D)</td><td style="text-align: center;">-30</td><td>基礎1基毎</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>根入長</td><td style="text-align: center;">設計値以上</td><td></td> </tr> </table>	3	2	3	4	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6					幅 w (D)	-30	基礎1基毎					高さ h	-30						根入長	設計値以上		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">4</td><td style="width: 10%;">小型標識工</td> <td style="width: 10%;">設置高さ H</td><td style="width: 10%;">設計値以上</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/1基</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-6</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>幅 w (D)</td><td style="text-align: center;">-30</td><td>基礎1基毎</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>根入長</td><td style="text-align: center;">設計値以上</td><td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">【3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】</p>	3	2	3	4	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6					幅 w (D)	-30	基礎1基毎					高さ h	-30						根入長	設計値以上		ICT	I-7														
3	2	3	4	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6																																																																							
				幅 w (D)	-30	基礎1基毎																																																																										
				高さ h	-30																																																																											
				根入長	設計値以上																																																																											
3	2	3	4	小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		3-2-3-6																																																																							
				幅 w (D)	-30	基礎1基毎																																																																										
				高さ h	-30																																																																											
				根入長	設計値以上																																																																											
3-2-3-7 防止柵工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">7</td><td style="width: 10%;">防止柵工 (立入防止柵) (転落(墜落)防止柵) (車止めポスト)</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td><td style="width: 10%;">-30</td><td style="width: 10%;">単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。</td> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-7</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>パイプ取付高 H</td><td style="text-align: center;">+30 -20</td><td>1ヶ所/1施工箇所</td> </tr> </table>	3	2	3	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(墜落)防止柵) (車止めポスト)	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7					高さ h	-30						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">7</td><td style="width: 10%;">防止柵工 (立入防止柵) (転落(墜落)防止柵) (車止めポスト)</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td><td style="width: 10%;">-30</td><td style="width: 10%;">単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。</td> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-7</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>パイプ取付高 H</td><td style="text-align: center;">+30 -20</td><td>1ヶ所/1施工箇所</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">【3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】</p>	3	2	3	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(墜落)防止柵) (車止めポスト)	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7					高さ h	-30						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	ICT	I-8																												
3	2	3	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(墜落)防止柵) (車止めポスト)	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7																																																																							
				高さ h	-30																																																																											
				パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																																																																										
3	2	3	7	防止柵工 (立入防止柵) (転落(墜落)防止柵) (車止めポスト)	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定、測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7																																																																							
				高さ h	-30																																																																											
				パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																																																																										
3-2-3-8 路側防護柵工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">8</td><td style="width: 10%;">路側防護柵工 (ガードレール)</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td><td style="width: 10%;">-30</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。</td> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>ビーム取付高 H</td><td style="text-align: center;">+30 -20</td><td>1ヶ所/1施工箇所</td> </tr> </table>	3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードレール)	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8					高さ h	-30						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">8</td><td style="width: 10%;">路側防護柵工 (ガードレール)</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td><td style="width: 10%;">-30</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。</td> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>ビーム取付高 H</td><td style="text-align: center;">+30 -20</td><td>1ヶ所/1施工箇所</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">【3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】</p>	3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードレール)	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8					高さ h	-30						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	ICT	I-8																												
3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードレール)	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8																																																																							
				高さ h	-30																																																																											
				ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																																																																										
3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードレール)	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m、40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8																																																																							
				高さ h	-30																																																																											
				ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">8</td><td style="width: 10%;">路側防護柵工 (ガードケーブル)</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td><td style="width: 10%;">-30</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/1基礎毎</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>延長 L</td><td style="text-align: center;">-100</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>ケーブル取付高 H</td><td style="text-align: center;">+30 -20</td><td>1ヶ所/1施工箇所</td> </tr> </table>	3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8					高さ h	-30						延長 L	-100						ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">8</td><td style="width: 10%;">路側防護柵工 (ガードケーブル)</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td><td style="width: 10%;">-30</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/1基礎毎</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">-30</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>延長 L</td><td style="text-align: center;">-100</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>ケーブル取付高 H</td><td style="text-align: center;">+30 -20</td><td>1ヶ所/1施工箇所</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">【3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】</p>	3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8					高さ h	-30						延長 L	-100						ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所	ICT	I-8														
3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8																																																																							
				高さ h	-30																																																																											
				延長 L	-100																																																																											
				ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																																																																										
3	2	3	8	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8																																																																							
				高さ h	-30																																																																											
				延長 L	-100																																																																											
				ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所																																																																										
3-2-3-10 道路付属物工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">10</td><td style="width: 10%;">道路付属物工 (視界確保柵) (距離標)</td> <td style="width: 10%;">高さ h</td><td style="width: 10%;">±30</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-10</td> </tr> </table>	3	2	3	10	道路付属物工 (視界確保柵) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">10</td><td style="width: 10%;">道路付属物工 (視界確保柵) (距離標)</td> <td style="width: 10%;">高さ h</td><td style="width: 10%;">±30</td><td style="width: 10%;">1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-10</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">【3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】</p>	3	2	3	10	道路付属物工 (視界確保柵) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	ICT	I-9																																																								
3	2	3	10	道路付属物工 (視界確保柵) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10																																																																							
3	2	3	10	道路付属物工 (視界確保柵) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本、10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10																																																																							
3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">13</td><td style="width: 10%;">ポストテンション桁製作工</td> <td style="width: 10%;">幅(上) w<sub>1</sub></td><td style="width: 10%;">+10 -5</td><td style="width: 10%;">桁金数について測定、横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)</td> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-13</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>幅(下) w<sub>2</sub></td><td style="text-align: center;">±5</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">+10 -5</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>桁長 ℓ 支間長</td><td style="text-align: center;">ℓ &lt; 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5)かつ -30mm以内</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>横方向最大タワミ</td><td style="text-align: center;">0.5ℓ</td><td></td> </tr> </table>	3	2	3	13	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁金数について測定、横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		3-2-3-13					幅(下) w <sub>2</sub>	±5						高さ h	+10 -5						桁長 ℓ 支間長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5)かつ -30mm以内						横方向最大タワミ	0.5ℓ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">2</td><td style="width: 3%;">3</td><td style="width: 3%;">13</td><td style="width: 10%;">ポストテンション桁製作工</td> <td style="width: 10%;">幅(上) w<sub>1</sub></td><td style="width: 10%;">+10 -5</td><td style="width: 10%;">桁金数について測定、横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)</td> <td rowspan="5" style="width: 15%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 10%;">3-2-3-13</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>幅(下) w<sub>2</sub></td><td style="text-align: center;">±5</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>高さ h</td><td style="text-align: center;">+10 -5</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>桁長 ℓ 支間長</td><td style="text-align: center;">ℓ &lt; 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5)かつ -30mm以内</td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>横方向最大タワミ</td><td style="text-align: center;">0.5ℓ</td><td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">【3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】</p>	3	2	3	13	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁金数について測定、横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		3-2-3-13					幅(下) w <sub>2</sub>	±5						高さ h	+10 -5						桁長 ℓ 支間長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5)かつ -30mm以内						横方向最大タワミ	0.5ℓ		誤植	I-11
3	2	3	13	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁金数について測定、横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		3-2-3-13																																																																							
				幅(下) w <sub>2</sub>	±5																																																																											
				高さ h	+10 -5																																																																											
				桁長 ℓ 支間長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5)かつ -30mm以内																																																																											
				横方向最大タワミ	0.5ℓ																																																																											
3	2	3	13	ポストテンション桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁金数について測定、横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		3-2-3-13																																																																							
				幅(下) w <sub>2</sub>	±5																																																																											
				高さ h	+10 -5																																																																											
				桁長 ℓ 支間長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ±(ℓ-5)かつ -30mm以内																																																																											
				横方向最大タワミ	0.5ℓ																																																																											

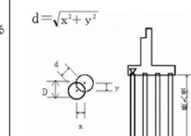
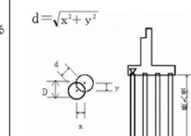
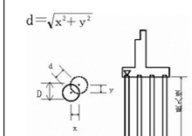
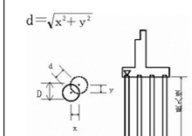
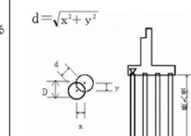
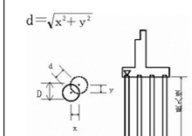
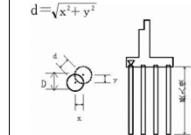
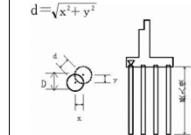
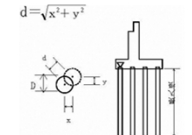
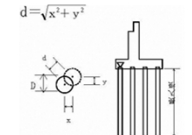
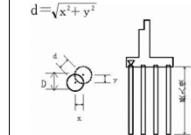
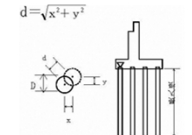
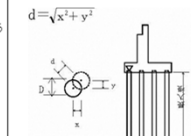
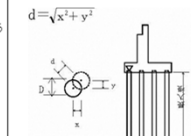
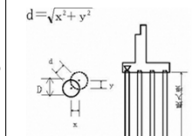
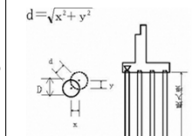
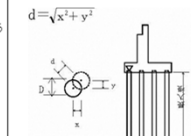
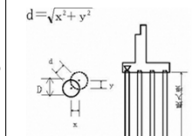
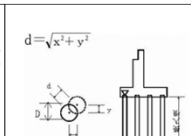
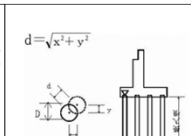
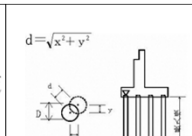
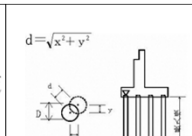
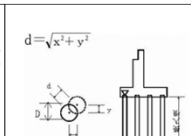
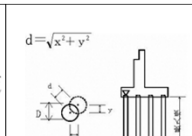
# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号	
3-2-3-14 プレキャストセグメント 桁製作工	3 土木工事共通仕様書 2 一般施工 3 共通の工程 13 2 プレキャストセグメント 桁製作工(購入工)	桁長 $l$ — 断面の外形寸法 (mm) —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-3-13	誤植 I-11
	3 土木工事共通仕様書 2 一般施工 3 共通の工程 14 2 プレキャストセグメント主 桁組立工	桁長 $l$ — 支間長 — 断面の外形寸法 (mm) —	桁全数について測定。横方向最大クワミの測定は、プレストレスング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする $l$ : 支間長 (m)	3-2-3-14	
3-2-3-29 側溝工	3 土木工事共通仕様書 2 一般施工 3 共通の工程 29 1 側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管溝)	基準高 $\nabla$ — ±30 延長 L — -200	施工延長40m(測点間隔20mの場合は20m)につき1ヶ所。施工延長40m(または20m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-2-3-29	ICT I-17
	3 土木工事共通仕様書 2 一般施工 3 共通の工程 29 2 側溝工 (側溝排水給工)	基準高 $\nabla$ — ±30 厚さ $t_1, t_2$ — -20 幅 $w$ — -30 高さ $h_1, h_2$ — -30 延長 L — -200	施工延長40m(測点間隔20mの場合は20m)につき1ヶ所。施工延長40m(または20m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	3-2-3-29	
3-2-3-30 集水樹工	3 土木工事共通仕様書 2 一般施工 3 共通の工程 30 集水樹工	基準高 $\nabla$ — ±30 ※厚さ $t_1 \sim t_2$ — -20 ※幅 $w_1, w_2$ — -30 ※高さ $h_1, h_2$ — -30	1ヶ所毎 ※は、視感打部分のある場合	3-2-3-30	ICT I-18
	3 土木工事共通仕様書 2 一般施工 3 共通の工程 30 集水樹工	基準高 $\nabla$ — ±30 ※厚さ $t_1 \sim t_2$ — -20 ※幅 $w_1, w_2$ — -30 ※高さ $h_1, h_2$ — -30	1ヶ所毎 ※は、視感打部分のある場合	3-2-3-30	

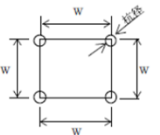
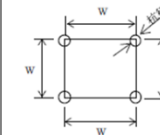
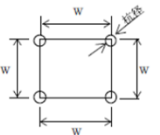
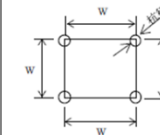
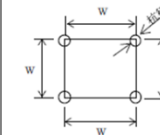
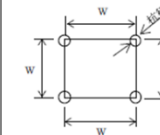
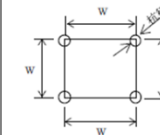
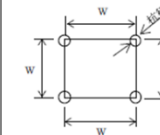
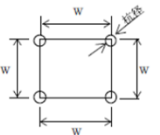
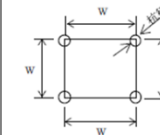
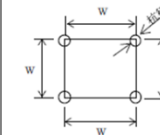
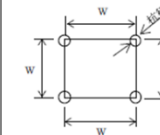
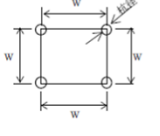
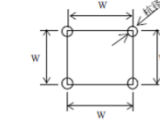
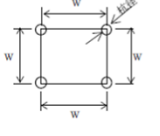
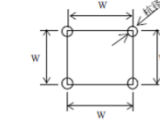
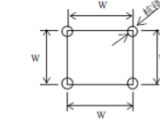
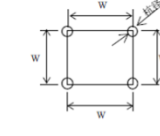
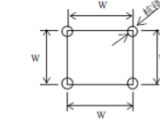
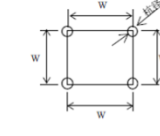
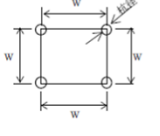
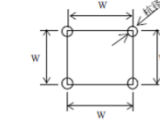
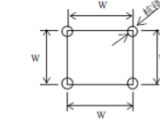
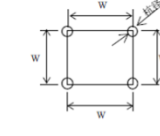
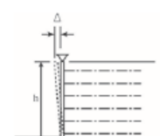
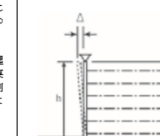
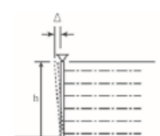
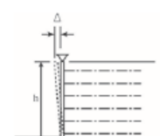
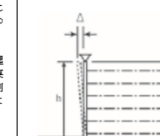
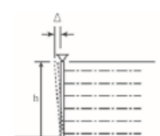
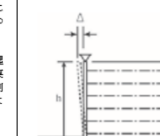
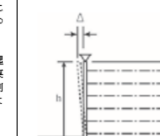
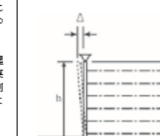
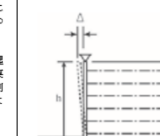
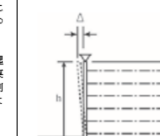
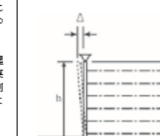
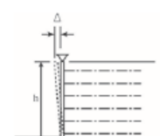
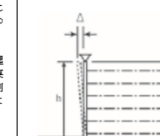
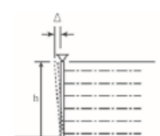
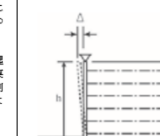
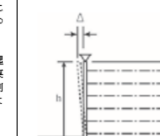
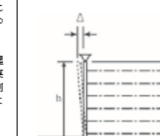

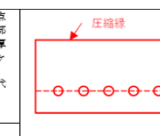
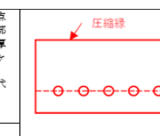

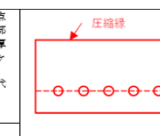
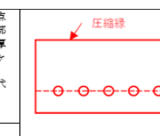
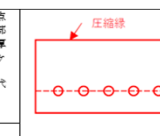
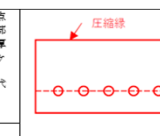
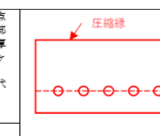
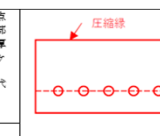
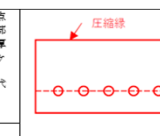
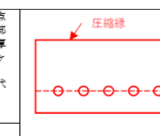

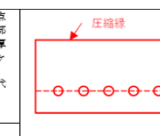
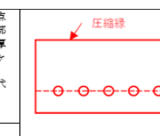
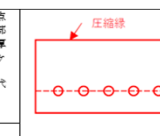
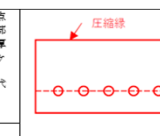
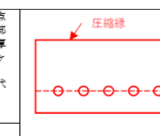
# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所: 赤字】	改定理由	頁番号																				
<b>第4節 基礎工</b>																								
<b>3-2-4-4 既製杭工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d D/4以内かつ100以内                      傾斜 1/100以内                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-4</td> </tr> </table>	3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d D/4以内かつ100以内                      傾斜 1/100以内                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-4</td> </tr> </table>	3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	表記統一のため 修正	I-21
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4															
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 15%;">既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d D/4以内かつ100以内                      傾斜 1/100以内                      杭径 D 設計値以上                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-4</td> </tr> </table>	3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 15%;">既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d D/4以内かつ100以内                      傾斜 1/100以内                      杭径 D 設計値以上                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-4</td> </tr> </table>	3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4	ICT	I-21
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4															
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d D/4以内かつ100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4															
<b>3-2-4-5 場所打杭工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">場所打杭工</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d 100以内                      傾斜 1/100以内                      杭径 D 設計値(公称値)                      ≧30以上                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-5</td> </tr> </table>	3	2	4	5	1	場所打杭工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値(公称値) ≧30以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">場所打杭工</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d 100以内                      傾斜 1/100以内                      杭径 D 設計値(公称値)                      ≧30以上                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。                      「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-5</td> </tr> </table>	3	2	4	5	1	場所打杭工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値(公称値) ≧30以上	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5	表記統一のため 修正	I-21
3	2	4	5	1	場所打杭工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値(公称値) ≧30以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5															
3	2	4	5	1	場所打杭工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/100以内 杭径 D 設計値(公称値) ≧30以上	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5															
<b>3-2-4-6 深礎工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">深礎工</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d 100以内                      傾斜 1/30以内                      基礎径 D 設計値(公称値)                      以上※                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      ※別列のDの場合はその内径、補強Dが必要とする場合は補強Dの内径とし、別列のDの場合はモデル等の土留め構造の内径にて測定。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-6</td> </tr> </table>	3	2	4	6	1	深礎工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/30以内 基礎径 D 設計値(公称値) 以上※	全数について杭中心で測定。 ※別列のDの場合はその内径、補強Dが必要とする場合は補強Dの内径とし、別列のDの場合はモデル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 15%;">深礎工</td> <td style="width: 15%;">                     基準高▽ ±80                      根入長 設計値以上                      偏心量 d 100以内                      傾斜 1/30以内                      基礎径 D 設計値(公称値)                      以上※                 </td> <td style="width: 15%;">                     全数について杭中心で測定。                      傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。                      ※別列のDの場合はその内径、補強Dが必要とする場合は補強Dの内径とし、別列のDの場合はモデル等の土留め構造の内径にて測定。                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <math>d = \sqrt{x^2 + y^2}</math>   </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3-2-4-6</td> </tr> </table>	3	2	4	6	1	深礎工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/30以内 基礎径 D 設計値(公称値) 以上※	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※別列のDの場合はその内径、補強Dが必要とする場合は補強Dの内径とし、別列のDの場合はモデル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6	表記統一のため 修正	I-22
3	2	4	6	1	深礎工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/30以内 基礎径 D 設計値(公称値) 以上※	全数について杭中心で測定。 ※別列のDの場合はその内径、補強Dが必要とする場合は補強Dの内径とし、別列のDの場合はモデル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6															
3	2	4	6	1	深礎工	基準高▽ ±80 根入長 設計値以上 偏心量 d 100以内 傾斜 1/30以内 基礎径 D 設計値(公称値) 以上※	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋脚方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※別列のDの場合はその内径、補強Dが必要とする場合は補強Dの内径とし、別列のDの場合はモデル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6															

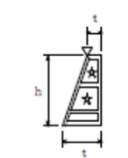
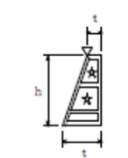
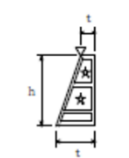
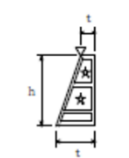
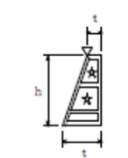
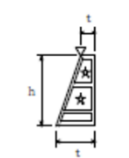
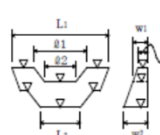
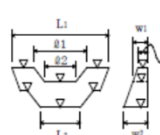
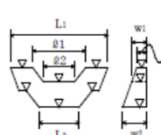
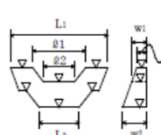
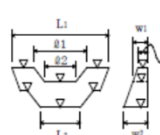
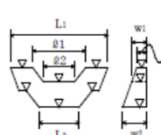
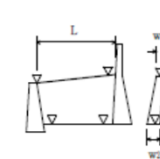
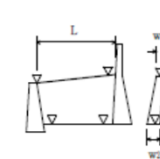
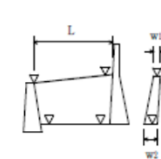
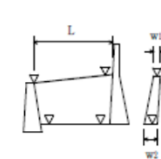
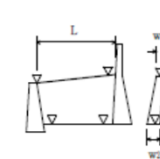
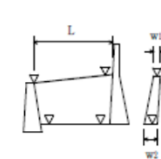


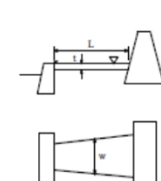
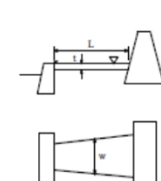

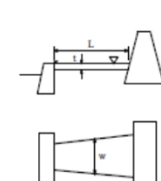
# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																																																																																																																																
<b>第7節 地盤改良工</b>																																																																																																																																				
<b>3-2-7-7</b> <b>パーチカルドレーン工</b>  <b>3-2-7-8</b> <b>締固め改良工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 15%;">パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋積式サンドドレーン工)</td> <td style="width: 15%;">位置・間隔 w</td> <td style="width: 10%;">±100</td> <td style="width: 15%;">100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測 定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外 とする。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-7-7 3-2-7-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)</td> <td>杭 径 D</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="3">3-2-7-7 3-2-7-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>打込長さ h</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サンドドレーン、袋積式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全本数 計測管理にかえることができる。</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※余長は、適用除外</p>	3	2	7	7	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋積式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測 定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外 とする。		3-2-7-7 3-2-7-8				8	締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)	杭 径 D	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8						打込長さ h	設計値以上	全本数					サンドドレーン、袋積式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	—	全本数 計測管理にかえることができる。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 15%;">パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋積式サンドドレーン工)</td> <td style="width: 15%;">位置・間隔 w</td> <td style="width: 10%;">±100</td> <td style="width: 15%;">100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測 定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外 とする。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-7-7 3-2-7-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td>締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)</td> <td>杭 径 D</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="3">3-2-7-7 3-2-7-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>打込長さ h</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>サンドドレーン、袋積式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全本数 計測管理にかえることができる。   <span style="color: red;">サンドコンパクションパイル工におい ては、「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。</span></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※余長は、適用除外</p>	3	2	7	7	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋積式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測 定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外 とする。		3-2-7-7 3-2-7-8				8	締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)	杭 径 D	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8						打込長さ h	設計値以上	全本数					サンドドレーン、袋積式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	—	全本数 計測管理にかえることができる。  <span style="color: red;">サンドコンパクションパイル工におい ては、「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。</span>	諸基準類との整合	I-71																																																								
3	2	7	7	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋積式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測 定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外 とする。		3-2-7-7 3-2-7-8																																																																																																																											
			8	締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)	杭 径 D	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8																																																																																																																											
					打込長さ h	設計値以上	全本数																																																																																																																													
				サンドドレーン、袋積式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	—	全本数 計測管理にかえることができる。																																																																																																																													
3	2	7	7	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋積式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所、 100本以下は2ヶ所測定、1ヶ所に4本測 定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外 とする。		3-2-7-7 3-2-7-8																																																																																																																											
			8	締固め改良工 (サンドコンパクションパ イル工)	杭 径 D	設計値以上	全本数		3-2-7-7 3-2-7-8																																																																																																																											
					打込長さ h	設計値以上	全本数																																																																																																																													
				サンドドレーン、袋積式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	—	全本数 計測管理にかえることができる。  <span style="color: red;">サンドコンパクションパイル工におい ては、「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」の規定による測定の管理方法 を用いることができる。</span>																																																																																																																													
<b>3-2-7-9</b> <b>固結工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 15%;">固結工 (スラリー挿挿工)   <span style="color: red;">「施工履歴データを用いた 出来形管理基準(固結工 (スラリー挿挿工)編」(案) 」による管理の場合</span></td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 10%;">0以上</td> <td style="width: 15%;">杭芯位置管理表により基準高を確認</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-7-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>位置</td> <td>D/8以内</td> <td>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理 表により設計杭芯位置と施工した杭芯位 置との距離を確認 (簡易による実測確認は不要)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="3">3-2-7-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>杭径 D</td> <td>設計値以上</td> <td>工事毎に1回 施工前の挿挿量の寸法実測により確認 (簡易による実測確認は不要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改良長 L</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数 施工履歴データから作成した杭打設積 累表により確認 (換尺計測による確認は不要)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※余長は、適用除外</p>	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー挿挿工)  <span style="color: red;">「施工履歴データを用いた 出来形管理基準(固結工 (スラリー挿挿工)編」(案) 」による管理の場合</span>	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理 表により設計杭芯位置と施工した杭芯位 置との距離を確認 (簡易による実測確認は不要)		3-2-7-9						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の挿挿量の寸法実測により確認 (簡易による実測確認は不要)						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設積 累表により確認 (換尺計測による確認は不要)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">7</td> <td style="width: 5%;">9</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 15%;">固結工 (スラリー挿挿工)   <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた 出来形管理基準(案)」第5 編固結工(スラリー挿挿 工)・パーチカルドレーン 工」による管理の場合</span></td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 10%;">0以上</td> <td style="width: 15%;">杭芯位置管理表により基準高を確認</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-7-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>位置</td> <td>D/8以内</td> <td>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理 表により設計杭芯位置と施工した杭芯位 置との距離を確認 (簡易による実測確認は不要)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="3">3-2-7-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>杭径 D</td> <td>設計値以上</td> <td>工事毎に1回 施工前の挿挿量の寸法実測により確認 (簡易による実測確認は不要)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改良長 L</td> <td>設計値以上</td> <td>全本数 施工履歴データから作成した杭打設積 累表により確認 (換尺計測による確認は不要)</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※余長は、適用除外</p>	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー挿挿工)  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた 出来形管理基準(案)」第5 編固結工(スラリー挿挿 工)・パーチカルドレーン 工」による管理の場合</span>	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理 表により設計杭芯位置と施工した杭芯位 置との距離を確認 (簡易による実測確認は不要)		3-2-7-9						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の挿挿量の寸法実測により確認 (簡易による実測確認は不要)						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設積 累表により確認 (換尺計測による確認は不要)	諸基準類との整合	I-73																																																						
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー挿挿工)  <span style="color: red;">「施工履歴データを用いた 出来形管理基準(固結工 (スラリー挿挿工)編」(案) 」による管理の場合</span>	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9																																																																																																																										
					位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理 表により設計杭芯位置と施工した杭芯位 置との距離を確認 (簡易による実測確認は不要)		3-2-7-9																																																																																																																											
					杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の挿挿量の寸法実測により確認 (簡易による実測確認は不要)																																																																																																																													
					改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設積 累表により確認 (換尺計測による確認は不要)																																																																																																																													
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー挿挿工)  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた 出来形管理基準(案)」第5 編固結工(スラリー挿挿 工)・パーチカルドレーン 工」による管理の場合</span>	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9																																																																																																																										
					位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理 表により設計杭芯位置と施工した杭芯位 置との距離を確認 (簡易による実測確認は不要)		3-2-7-9																																																																																																																											
					杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の挿挿量の寸法実測により確認 (簡易による実測確認は不要)																																																																																																																													
					改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設積 累表により確認 (換尺計測による確認は不要)																																																																																																																													
<b>3-2-15-3</b> <b>補強土壁工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 15%;">補強土壁工 (補強土(テールアル ド)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)</td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td style="width: 15%;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-15-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>h &lt; 3m</td> <td>-50</td> <td rowspan="2">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-15-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>h ≥ 3m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉛直度 Δ</td> <td>±0.03hかつ ±300以内</td> <td rowspan="2">1施工箇所毎   <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</span></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-15-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控え長さ (補強材の設計長)</td> <td>設計値以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3	2	16	3	補強土壁工 (補強土(テールアル ド)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-15-3					高さ h	h < 3m	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。		3-2-15-3					高さ h	h ≥ 3m	-100						鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内	1施工箇所毎  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</span>		3-2-15-3					控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上							延長 L	-200				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">16</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 15%;">補強土壁工 (補強土(テールアル ド)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)</td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 10%;">±50</td> <td style="width: 15%;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-15-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>h &lt; 3m</td> <td>-50</td> <td rowspan="2">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-15-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>h ≥ 3m</td> <td>-100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉛直度 Δ</td> <td>±0.03hかつ ±300以内</td> <td rowspan="2">1施工箇所毎   <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</span></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-15-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>控え長さ (補強材の設計長)</td> <td>設計値以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3	2	16	3	補強土壁工 (補強土(テールアル ド)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-15-3					高さ h	h < 3m	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。		3-2-15-3					高さ h	h ≥ 3m	-100						鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内	1施工箇所毎  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</span>		3-2-15-3					控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上							延長 L	-200				誤植	I-92																				
3	2	16	3	補強土壁工 (補強土(テールアル ド)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-15-3																																																																																																																											
				高さ h	h < 3m	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。		3-2-15-3																																																																																																																											
				高さ h	h ≥ 3m	-100																																																																																																																														
					鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内	1施工箇所毎  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</span>		3-2-15-3																																																																																																																											
				控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上																																																																																																																															
					延長 L	-200																																																																																																																														
3	2	16	3	補強土壁工 (補強土(テールアル ド)壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-15-3																																																																																																																											
				高さ h	h < 3m	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。		3-2-15-3																																																																																																																											
				高さ h	h ≥ 3m	-100																																																																																																																														
					鉛直度 Δ	±0.03hかつ ±300以内	1施工箇所毎  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理 基準(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することができ る。</span>		3-2-15-3																																																																																																																											
				控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上																																																																																																																															
					延長 L	-200																																																																																																																														
<b>3-2-18-2</b> <b>床版工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 15%;">床版工</td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 10%;">±20</td> <td style="width: 15%;">基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1箇所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-18-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅 w</td> <td>0~+30</td> <td rowspan="2">1径間当たり3断面(両端及び中央) 測定。1断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-18-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厚さ t</td> <td>-10~+20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋のかぶり</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="2">1径間当たり3ヶ所(両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全 数、縦軸方向の鉄筋は加工形状毎 に2mの範囲を測定。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-18-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋の有効高さ</td> <td>±10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋間隔</td> <td>±20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合</td> <td>±10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3	2	18	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1箇所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)		3-2-18-2						幅 w	0~+30	1径間当たり3断面(両端及び中央) 測定。1断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		3-2-18-2						厚さ t	-10~+20						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全 数、縦軸方向の鉄筋は加工形状毎 に2mの範囲を測定。		3-2-18-2						鉄筋の有効高さ	±10						鉄筋間隔	±20									上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合	±10				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">18</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 15%;">床版工</td> <td style="width: 15%;">基準高▽</td> <td style="width: 10%;">±20</td> <td style="width: 15%;">基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1箇所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 10%;">3-2-18-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅 w</td> <td>0~+30</td> <td rowspan="2">1径間当たり3断面(両端及び中央) 測定。1断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-18-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厚さ t</td> <td>-10~+20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋のかぶり</td> <td>設計値以上</td> <td rowspan="2">1径間当たり3ヶ所(両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全 数、縦軸方向の鉄筋は加工形状毎 に2mの範囲を測定。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td rowspan="2">3-2-18-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋の有効高さ</td> <td>±10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄筋間隔</td> <td>±20</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合</td> <td>±10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	3	2	18	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1箇所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)		3-2-18-2						幅 w	0~+30	1径間当たり3断面(両端及び中央) 測定。1断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		3-2-18-2						厚さ t	-10~+20						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全 数、縦軸方向の鉄筋は加工形状毎 に2mの範囲を測定。		3-2-18-2						鉄筋の有効高さ	±10						鉄筋間隔	±20									上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合	±10				図形の追加	I-94
3	2	18	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1箇所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)		3-2-18-2																																																																																																																											
					幅 w	0~+30	1径間当たり3断面(両端及び中央) 測定。1断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		3-2-18-2																																																																																																																											
					厚さ t	-10~+20																																																																																																																														
					鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全 数、縦軸方向の鉄筋は加工形状毎 に2mの範囲を測定。		3-2-18-2																																																																																																																											
					鉄筋の有効高さ	±10																																																																																																																														
					鉄筋間隔	±20																																																																																																																														
					上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合	±10																																																																																																																														
3	2	18	2	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点 付近)で、1箇所当たり両端と中央部 の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚 さは型枠設置時におおむね10mmに1ヶ 所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代 える。)		3-2-18-2																																																																																																																											
					幅 w	0~+30	1径間当たり3断面(両端及び中央) 測定。1断面の測定箇所は断面変化毎 1ヶ所とする。		3-2-18-2																																																																																																																											
					厚さ t	-10~+20																																																																																																																														
					鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央) 測定。 1ヶ所の測定は、横軸方向の鉄筋は全 数、縦軸方向の鉄筋は加工形状毎 に2mの範囲を測定。		3-2-18-2																																																																																																																											
					鉄筋の有効高さ	±10																																																																																																																														
					鉄筋間隔	±20																																																																																																																														
					上記、鉄筋の有効 高さがマイナスの 場合	±10																																																																																																																														

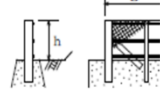
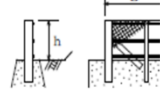
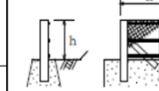
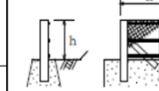
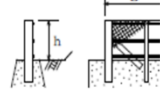
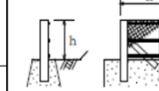
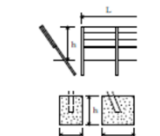
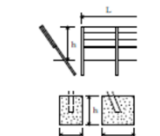
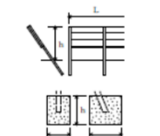
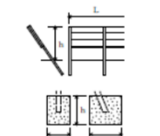
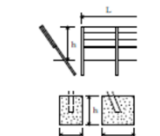
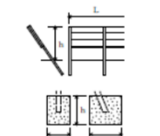
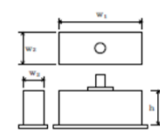
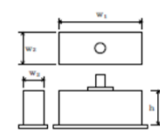
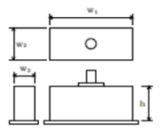
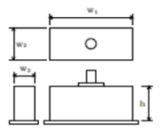
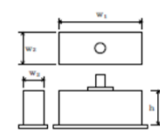
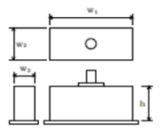
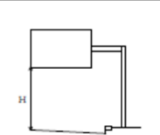
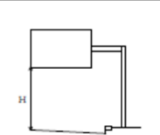
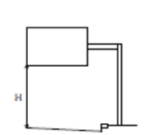
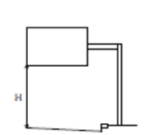
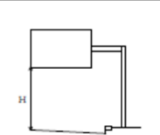
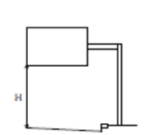
# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																		
<b>第7編 河川海岸編</b> <b>第2章 突堤・人工岬</b> <b>第5節 突堤本体工</b>																						
7-2-5-9 石枠工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">7</td><td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">5</td><td style="width: 5%;">9</td><td style="width: 10%;">石枠工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>    <math>\pm 50</math>                              厚さ <math>t</math>            <math>-50</math>                              高さ <math>h</math>  <math>h &lt; 3m</math>        <math>-50</math>  <math>h \geq 3m</math>        <math>-100</math>                              延長 <math>L</math>            <math>-200</math> </td> <td style="width: 15%;">                             施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。                              1施工箇所毎                         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 5%;">7-2-5-9</td> </tr> </table>	7	2	5	9	石枠工	基準高 $\nabla$ $\pm 50$ 厚さ $t$ $-50$ 高さ $h$ $h < 3m$ $-50$ $h \geq 3m$ $-100$ 延長 $L$ $-200$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		7-2-5-9	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">7</td><td style="width: 5%;">2</td><td style="width: 5%;">5</td><td style="width: 5%;">9</td><td style="width: 10%;">石枠工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>    <math>\pm 50</math>                              厚さ <math>t</math>            <math>-50</math>                              高さ <math>h</math>  <math>h &lt; 3m</math>        <math>-50</math>  <math>h \geq 3m</math>        <math>-100</math>                              延長 <math>L</math>            <math>-200</math> </td> <td style="width: 15%;">                             施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。                              1施工箇所毎                         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 5%;">7-2-5-9</td> </tr> </table>	7	2	5	9	石枠工	基準高 $\nabla$ $\pm 50$ 厚さ $t$ $-50$ 高さ $h$ $h < 3m$ $-50$ $h \geq 3m$ $-100$ 延長 $L$ $-200$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		7-2-5-9	誤植	I-104
7	2	5	9	石枠工	基準高 $\nabla$ $\pm 50$ 厚さ $t$ $-50$ 高さ $h$ $h < 3m$ $-50$ $h \geq 3m$ $-100$ 延長 $L$ $-200$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		7-2-5-9														
7	2	5	9	石枠工	基準高 $\nabla$ $\pm 50$ 厚さ $t$ $-50$ 高さ $h$ $h < 3m$ $-50$ $h \geq 3m$ $-100$ 延長 $L$ $-200$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		7-2-5-9														
<b>第8編 砂防編</b> <b>第1章 砂防堰堤</b> <b>第8節 コンクリート堰堤工</b>																						
8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">4</td><td style="width: 10%;">コンクリート堰堤本体工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>        <math>\pm 30</math>                              天端部 <math>w_1, w_2</math>   <math>-30</math>                              幅幅 <math>w_2</math>                              水通しの幅 <math>A_1, A_2</math>   <math>\pm 50</math>                              橋長 <math>L1, L2</math>        <math>-100</math> </td> <td style="width: 15%;">                             図面の表示箇所にて測定。   </td> <td style="width: 5%;">8-1-8-4</td> </tr> </table>	8	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 天端部 $w_1, w_2$ $-30$ 幅幅 $w_2$ 水通しの幅 $A_1, A_2$ $\pm 50$ 橋長 $L1, L2$ $-100$	図面の表示箇所にて測定。 	8-1-8-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">4</td><td style="width: 10%;">コンクリート堰堤本体工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>        <math>\pm 30</math>                              天端部 <math>w_1, w_2</math>   <math>-30</math>                              幅幅 <math>w_2</math>                              水通しの幅 <math>A_1, A_2</math>   <math>\pm 50</math>                              橋長 <math>L1, L2</math>        <math>-100</math> </td> <td style="width: 15%;">                             図面の表示箇所にて測定。                              「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。                         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 5%;">8-1-8-4</td> </tr> </table>	8	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 天端部 $w_1, w_2$ $-30$ 幅幅 $w_2$ 水通しの幅 $A_1, A_2$ $\pm 50$ 橋長 $L1, L2$ $-100$	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。		8-1-8-4	ICT	I-108	
8	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 天端部 $w_1, w_2$ $-30$ 幅幅 $w_2$ 水通しの幅 $A_1, A_2$ $\pm 50$ 橋長 $L1, L2$ $-100$	図面の表示箇所にて測定。 	8-1-8-4															
8	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 天端部 $w_1, w_2$ $-30$ 幅幅 $w_2$ 水通しの幅 $A_1, A_2$ $\pm 50$ 橋長 $L1, L2$ $-100$	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。		8-1-8-4														
8-1-8-6 コンクリート側壁工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">6</td><td style="width: 10%;">コンクリート側壁工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>        <math>\pm 30</math>                              幅 <math>w_1, w_2</math>        <math>-30</math>                              長さ <math>L</math>             <math>-100</math> </td> <td style="width: 15%;">                             1. 図面の寸法表示箇所を測定。                              2. 上記以外の測定箇所の場合は、天端部・天端高で各測点及びジョイント部に測定。                              3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。   </td> <td style="width: 5%;">8-1-8-6</td> </tr> </table>	8	1	8	6	コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w_1, w_2$ $-30$ 長さ $L$ $-100$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の場合は、天端部・天端高で各測点及びジョイント部に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。 	8-1-8-6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">6</td><td style="width: 10%;">コンクリート側壁工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>        <math>\pm 30</math>                              幅 <math>w_1, w_2</math>        <math>-30</math>                              長さ <math>L</math>             <math>-100</math> </td> <td style="width: 15%;">                             1. 図面の寸法表示箇所を測定。                              2. 上記以外の測定箇所の場合は、天端部・天端高で各測点及びジョイント部に測定。                              3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。                              「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。                         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 5%;">8-1-8-6</td> </tr> </table>	8	1	8	6	コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w_1, w_2$ $-30$ 長さ $L$ $-100$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の場合は、天端部・天端高で各測点及びジョイント部に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。		8-1-8-6	ICT	I-108	
8	1	8	6	コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w_1, w_2$ $-30$ 長さ $L$ $-100$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の場合は、天端部・天端高で各測点及びジョイント部に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。 	8-1-8-6															
8	1	8	6	コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w_1, w_2$ $-30$ 長さ $L$ $-100$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の場合は、天端部・天端高で各測点及びジョイント部に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。		8-1-8-6														
8-1-8-8 水叩工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 10%;">水叩工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>        <math>\pm 30</math>                              幅 <math>w</math>                <math>-100</math>                              厚さ <math>t</math>                <math>-30</math>                              延長 <math>L</math>             <math>-100</math> </td> <td style="width: 15%;">                             基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。                              厚さは目地及びその中間点で測定。   </td> <td style="width: 5%;">8-1-8-8</td> </tr> </table>	8	1	8	8	水叩工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w$ $-100$ 厚さ $t$ $-30$ 延長 $L$ $-100$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 	8-1-8-8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">1</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 5%;">8</td><td style="width: 10%;">水叩工</td> <td style="width: 15%;">                             基準高 <math>\nabla</math>        <math>\pm 30</math>                              幅 <math>w</math>                <math>-100</math>                              厚さ <math>t</math>                <math>-30</math>                              延長 <math>L</math>             <math>-100</math> </td> <td style="width: 15%;">                             基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。                              厚さは目地及びその中間点で測定。                              「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。                         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">  </td> <td style="width: 5%;">8-1-8-8</td> </tr> </table>	8	1	8	8	水叩工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w$ $-100$ 厚さ $t$ $-30$ 延長 $L$ $-100$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。		8-1-8-8	ICT	I-109	
8	1	8	8	水叩工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w$ $-100$ 厚さ $t$ $-30$ 延長 $L$ $-100$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 	8-1-8-8															
8	1	8	8	水叩工	基準高 $\nabla$ $\pm 30$ 幅 $w$ $-100$ 厚さ $t$ $-30$ 延長 $L$ $-100$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定による測点の管理が図を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(高)」の規定により管理を行う場合は、橋長の変化点で測定。		8-1-8-8														

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

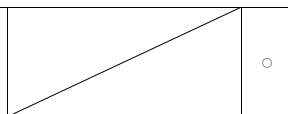
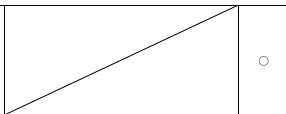
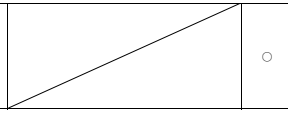
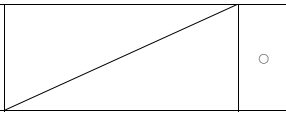
出来形管理基準及び規格値

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																												
<b>第10編 道路編</b> <b>第1章 道路改良</b> <b>第11節 落石雪害防止工</b>																																																																																
10-1-11-4 落石防止網工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">1 道路改良</td> <td style="width: 5%;">11 落石雪害防止工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 15%;">落石防止網工</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td> <td style="width: 10%;">-200</td> <td style="width: 15%;">1施工箇所毎</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-11-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4						延長 L	-200				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">1 道路改良</td> <td style="width: 5%;">11 落石雪害防止工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 15%;">落石防止網工</td> <td style="width: 10%;">幅 w</td> <td style="width: 10%;">-200</td> <td style="width: 15%;">1施工箇所毎</td> <td style="width: 10%;">10-1-11-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎	10-1-11-4						延長 L	-200				ICT	I-117																																					
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		10-1-11-4																																																																							
					延長 L	-200																																																																										
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4	落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎	10-1-11-4																																																																								
					延長 L	-200																																																																										
10-1-11-5 落石防護柵工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">1 道路改良</td> <td style="width: 5%;">11 落石雪害防止工</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 15%;">落石防護柵工</td> <td style="width: 10%;">高さ h</td> <td style="width: 10%;">±30</td> <td style="width: 15%;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-11-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td>1施工箇所毎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5						延長 L	-200	1施工箇所毎			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">1 道路改良</td> <td style="width: 5%;">11 落石雪害防止工</td> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 15%;">落石防護柵工</td> <td style="width: 10%;">高さ h</td> <td style="width: 10%;">±30</td> <td style="width: 15%;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-11-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td>1施工箇所毎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5						延長 L	-200	1施工箇所毎			ICT	I-118																																				
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5																																																																							
					延長 L	-200	1施工箇所毎																																																																									
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5																																																																							
					延長 L	-200	1施工箇所毎																																																																									
10-1-11-6 防雪柵工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">1 道路改良</td> <td style="width: 5%;">11 落石雪害防止工</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 15%;">防雪柵工</td> <td style="width: 10%;">高さ h</td> <td style="width: 10%;">±30</td> <td style="width: 15%;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-11-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td>1施工箇所毎</td> <td rowspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅 w<sub>1</sub>, w<sub>2</sub></td> <td>-30</td> <td>基礎1基毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>-30</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6						延長 L	-200	1施工箇所毎								幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎							高さ h	-30			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">1 道路改良</td> <td style="width: 5%;">11 落石雪害防止工</td> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 15%;">防雪柵工</td> <td style="width: 10%;">高さ h</td> <td style="width: 10%;">±30</td> <td style="width: 15%;">施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-1-11-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>延長 L</td> <td>-200</td> <td>1施工箇所毎</td> <td rowspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幅 w<sub>1</sub>, w<sub>2</sub></td> <td>-30</td> <td>基礎1基毎</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>-30</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6						延長 L	-200	1施工箇所毎								幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎							高さ h	-30			ICT	I-118
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6																																																																							
					延長 L	-200	1施工箇所毎																																																																									
					幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎																																																																									
					高さ h	-30																																																																										
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6																																																																							
					延長 L	-200	1施工箇所毎																																																																									
					幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎																																																																									
					高さ h	-30																																																																										
<b>第2章 舗装</b> <b>第9節 標識工</b>																																																																																
10-2-9-4 大型標識工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">2 舗装</td> <td style="width: 5%;">9 標識工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 15%;">大型標識工 (標識基礎工)</td> <td style="width: 10%;">幅 w<sub>1</sub>, w<sub>2</sub></td> <td style="width: 10%;">-30</td> <td style="width: 15%;">基礎1基毎</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-2-9-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>-30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		10-2-9-4						高さ h	-30				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">2 舗装</td> <td style="width: 5%;">9 標識工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 15%;">大型標識工 (標識基礎工)</td> <td style="width: 10%;">幅 w<sub>1</sub>, w<sub>2</sub></td> <td style="width: 10%;">-30</td> <td style="width: 15%;">基礎1基毎</td> <td style="width: 10%;">10-2-9-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>高さ h</td> <td>-30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎	10-2-9-4						高さ h	-30				ICT	I-121																																					
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		10-2-9-4																																																																							
					高さ h	-30																																																																										
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎	10-2-9-4																																																																								
					高さ h	-30																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">2 舗装</td> <td style="width: 5%;">9 標識工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 15%;">大型標識工 (標識柱工)</td> <td style="width: 10%;">設置高さ H</td> <td style="width: 10%;">設計値以上</td> <td style="width: 15%;">1ヶ所/1基</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">10-2-9-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">10 道路編</td> <td style="width: 5%;">2 舗装</td> <td style="width: 5%;">9 標識工</td> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 15%;">大型標識工 (標識柱工)</td> <td style="width: 10%;">設置高さ H</td> <td style="width: 10%;">設計値以上</td> <td style="width: 15%;">1ヶ所/1基</td> <td style="width: 10%;">10-2-9-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理基準(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4											ICT	I-121																																					
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4																																																																							
																																																																																
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	10-2-9-4																																																																								
																																																																																

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																								
<b>品質管理基準</b> <b>1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)</b>	<b>種別：材料、試験区分：その他</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">粗骨材のすりへり試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1121 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	<b>種別：材料、試験区分：その他</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">粗骨材のすりへり試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1121 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	II-1												
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○																						
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">砂の有機不純物試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1105</td> <td style="width: 15%;">標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の圧縮強度による試験方法」による。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">砂の有機不純物試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1105</td> <td style="width: 15%;">標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の圧縮強度による試験方法」による。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	II-1													
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○																							
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td style="width: 15%;">砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td style="width: 15%;">砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	II-1													
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○																							
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書J</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">回収水の場合：JIS A 5308附属書J</td> <td style="width: 15%;">塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書J	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書J	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○	JIS改定諸基準の表記に合わせる	II-2	
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																							
回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○																							
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書J	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁物質の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																							
回収水の場合：JIS A 5308附属書J	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○																							
<b>種別：製造(プラント)、試験区分：その他</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I-502-2013</td> <td style="width: 15%;">コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I-502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I-502-2013</td> <td style="width: 15%;">コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I-502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。			○	諸基準類の改定にともなう	II-2
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○																							
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I-502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○																							
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○																							
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I-502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。			○																							
<b>種別：施工、試験区分：必須</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">塩化物総量規制</td> <td style="width: 15%;">「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td style="width: 15%;">原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td style="width: 15%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。</li> <li>用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。</li> <li>用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">塩化物総量規制</td> <td style="width: 15%;">「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td style="width: 15%;">原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td style="width: 15%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。</li> <li>用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。</li> <li>用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○	J SCE規準改定	II-2												
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。</li> <li>用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○																							
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</li> <li>骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。</li> <li>用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> <li>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</li> </ul>	○																							

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行				改定【改定箇所：赤字】				改定理由	頁番号		
	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋軟弱コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨渠工、橋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋軟弱コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種等で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※ 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕梁(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨渠工、橋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	誤植 JIS改定 諸基準の表記に 合わせる	II-3
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(φ7×3個、φ28×3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した材料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は打設場所にて採取し、1回につき6個(φ7×3個、φ28×3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。			
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
<b>4 プレキャストコンクリート製品(その他)</b>	<b>種別：材料、試験区分：その他</b>				<b>種別：材料、試験区分：その他</b>							
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回以上/12 <sup>か月</sup> 及び産地が変わった場合。		諸基準類の改定 にともなう	II-5
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12 <sup>か月</sup> 及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	諸基準類の改定 にともなう	II-5
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6 <sup>ヶ月</sup> 以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12 <sup>か月</sup> 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12 <sup>か月</sup> 及び産地が変わった場合。		諸基準類の改定 にともなう	II-5
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年 <sup>以上</sup> 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12 <sup>か月</sup> 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	JIS改定 諸基準の表記に 合わせる	II-5

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行				改定【改定箇所: 赤字】				改定理由	頁番号
6 既製杭工	<b>種別：材料、試験区分：必須</b>				<b>種別：材料、試験区分：必須</b>				適用範囲の明確化	II-6
	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。			
	○				○					
<b>種別：施工、試験区分：必須</b>				<b>種別：施工、試験区分：必須</b>				適用範囲の明確化	II-7	
外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。			
鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			
鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）			
<b>種別：施工、試験区分：その他</b>				<b>種別：施工、試験区分：その他</b>				適用範囲の明確化	II-7	
鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）			
鋼管杭・コンクリート杭（根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中廻り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中廻り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			
鋼管杭・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びセメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	セメントミルク工法に用いる根固め液及びセメントミルクの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。			

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																																								
14 アスファルト舗装	<b>種別：プラント、試験区分：必須</b>		誤植	II-15																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">粒度 (2.36mmふるい)</td> <td style="width: 15%;">舗装調査・試験法便覧【2】-16</td> <td style="width: 15%;">2.36mmふるい：±12%以内基準粒度</td> <td style="width: 15%;">中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>粒度 (75μmふるい)</td> <td>舗装調査・試験法便覧【2】-16</td> <td>75μmふるい：±5%以内基準粒度</td> <td>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量抽出 粒度分析試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧【4】-238</td> <td>アスファルト量：±0.9%以内</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>温度測定(アスファルト・骨材・混合物)</td> <td>温度計による。</td> <td>配合設計で決定した混合温度。</td> <td>随時</td> <td>○</td> </tr> </table>	粒度 (2.36mmふるい)			舗装調査・試験法便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧【4】-238	アスファルト量：±0.9%以内		○	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">粒度 (2.36mmふるい)</td> <td style="width: 15%;">舗装調査・試験法便覧【2】-16</td> <td style="width: 15%;">2.36mmふるい：±12%以内基準粒度</td> <td style="width: 15%;">中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>粒度 (75μmふるい)</td> <td>舗装調査・試験法便覧【2】-16</td> <td>75μmふるい：±5%以内基準粒度</td> <td>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量抽出 粒度分析試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧【4】-318</td> <td>アスファルト量：±0.9%以内</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>温度測定(アスファルト・骨材・混合物)</td> <td>温度計による。</td> <td>配合設計で決定した混合温度。</td> <td>随時</td> <td>○</td> </tr> </table>	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧【4】-318	アスファルト量：±0.9%以内		○	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○
	粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16			2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○																																					
	粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16			75μmふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○																																					
アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧【4】-238	アスファルト量：±0.9%以内		○																																								
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○																																								
粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○																																								
粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○																																								
アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧【4】-318	アスファルト量：±0.9%以内		○																																								
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○																																								
15 転圧コンクリート	<b>種別：材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		JIS改定 諸基準の表記に 合わせる	II-17																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td>・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td>○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験			上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td>・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td>○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																				
	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C			懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○																																					
	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																																					
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	○																																								
回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																																								
<b>種別：製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		諸基準類の改定 にともなう	II-17																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験			パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○																					
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○																																								
連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○																																								
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○																																								
連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○																																								

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号		
21 補強土壁工	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		誤植	II-22		
	<p>現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</p> <p>最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214)</p> <p>最大粒径&gt;53mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法</p>	<p>次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。</p>			<p>500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。</p>	<p>・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上</p>
	<p>または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</p>	<p>次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。または、設計図書による。</p>			<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点</p>	<p>・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上</p>
<p>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ポイントの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>			
22 吹付工	<b>種別：材料、試験区分：その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</b>		諸基準類の改定にともなう	II-23		
	<p>砂の有機不純物試験 JIS A 1105</p> <p>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</p>	<p>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</p>			<p>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</p>	<p>・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の1499圧縮強度による試験方法」による。</p>
	<p>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005</p> <p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</p>			<p>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005</p> <p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</p>
<p>練混ぜ水の水質試験</p> <p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</p> <p>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>	<p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</p> <p>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>			
<p>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</p> <p>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>	<p>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</p> <p>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>			
<b>種別：材料、試験区分：その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</b>		諸基準類の改定にともなう	II-23			
<p>砂の有機不純物試験 JIS A 1105</p> <p>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</p>	<p>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</p>			<p>工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</p>	<p>・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の1499圧縮強度による試験方法」による。</p>	
<p>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005</p> <p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</p>			<p>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005</p> <p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</p>	
<p>練混ぜ水の水質試験</p> <p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</p> <p>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>	<p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</p> <p>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>			
<p>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</p> <p>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>	<p>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</p> <p>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>			
<b>種別：材料、試験区分：その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</b>		諸基準類の改定にともなう	II-23			
<p>砂の有機不純物試験 JIS A 1105</p> <p>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</p>	<p>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</p>			<p>工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</p>	<p>・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の1499圧縮強度による試験方法」による。</p>	
<p>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005</p> <p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</p>			<p>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 JIS A 1122 JIS A 5005</p> <p>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</p>	<p>砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</p>	
<p>練混ぜ水の水質試験</p> <p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</p> <p>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>	<p>上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</p> <p>懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</p>			
<p>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</p> <p>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>	<p>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</p> <p>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</p>	<p>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</p>			

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号	
	<b>種別：製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		諸基準類の改定にともなう	II-24	
ミキサの練混ぜ性能試験	<p>パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</p> <p>コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下</p> <p>圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</p>	<p>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>			○
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I502-2013	<p>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</p>	<p>連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I502-2013</p> <p>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</p>			○
	<b>種別：製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>				
	<b>種別：施工、試験区分：その他</b>		JSCE規準改定	II-24	
塩化物総量規制	<p>「コンクリートの耐久性向上」仕様書 原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JIS F5002-2018、5003-2018）または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打ち、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p>			○
	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		JSCE規準改定	II-24	
コンクリートの圧縮強度試験	<p>JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2013</p> <p>3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。</p> <p>吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。</p>	<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> <p>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>			○
	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>				
コンクリートの圧縮強度試験	<p>JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2013</p> <p>3本の強度の平均値が材齢28日で設計強度以上とする。</p> <p>吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。</p>	<p>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前にを行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</p> <p>小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照</p>	○		

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																							
<b>23 現場吹付法砕工</b>	<b>種別：材料、試験区分：その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）</b>		<b>種別：材料、試験区分：その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）</b>																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">砂の有機不純物試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1105</td> <td style="width: 20%;">標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年<sup>以上</sup>及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">砂の有機不純物試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1105</td> <td style="width: 20%;">標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回<sup>以上/12か月</sup>及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	II-25											
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○																					
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td style="width: 20%;">細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td style="width: 15%;">砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月<sup>以上</sup>及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年<sup>以上</sup>及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td style="width: 20%;">細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td style="width: 15%;">砂、砂利：工事開始前、工事中1回<sup>以上/12か月</sup>及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回<sup>以上/12か月</sup>及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	諸基準類の改定にともなう	II-25												
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○																						
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 10%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 20%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年<sup>以上</sup>及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td>工事開始前、工事中1回/年<sup>以上</sup>及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 10%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC</td> <td style="width: 20%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回<sup>以上/12か月</sup>及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>回収水の場合：JIS A 5308附属書JC</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td>工事開始前、工事中1回<sup>以上/12か月</sup>及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定諸基準の表記に合わせる	II-25
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																						
回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回/年 <sup>以上</sup> 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																						
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																						
回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																						
<b>種別：製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		<b>種別：製造（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		諸基準類の改定にともなう	II-26																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 10%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 20%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年<sup>以上</sup>。</td> <td style="width: 15%;">・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、枕木（橋所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下			工事開始前及び工事中1回/年 <sup>以上</sup> 。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、枕木（橋所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 10%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 20%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回<sup>以上/12か月</sup>。</td> <td style="width: 15%;">・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、枕木（橋所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、枕木（橋所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年 <sup>以上</sup> 。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、枕木（橋所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○																						
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○																						
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回 <sup>以上/12か月</sup> 。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、枕木（橋所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○																						
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○																						
<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		JSCE規準改定	II-26																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">コンクリートの圧縮強度試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013</td> <td style="width: 20%;">設計図書による</td> <td style="width: 15%;">1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7-3本、φ28-3本、）とする。</td> <td style="width: 15%;">・参考値：18N/mm<sup>2</sup>以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2018, 503-2018] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013	設計図書による			1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7-3本、φ28-3本、）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2018, 503-2018] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">コンクリートの圧縮強度試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023</td> <td style="width: 20%;">設計図書による</td> <td style="width: 15%;">1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7-3本、φ28-3本、）とする。</td> <td style="width: 15%;">・参考値：18N/mm<sup>2</sup>以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2023, 503-2023] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7-3本、φ28-3本、）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2023, 503-2023] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○												
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7-3本、φ28-3本、）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2018, 503-2018] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○																						
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（φ7-3本、φ28-3本、）とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2023, 503-2023] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○																						
<b>種別：施工、試験区分：その他</b>		<b>種別：施工、試験区分：その他</b>		JSCE規準改定	II-26																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">塩化物総量規制</td> <td style="width: 10%;">「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td style="width: 20%;">原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td style="width: 15%;">・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2018, 503-2018] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下			コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2018, 503-2018] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">塩化物総量規制</td> <td style="width: 10%;">「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td style="width: 20%;">原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td style="width: 15%;">・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2023, 503-2023] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2023, 503-2023] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○												
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2018, 503-2018] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○																						
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたががる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」[JSCE-C502-2023, 503-2023] または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○																						

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号
24 河川土工	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		誤植	II-27
	<p>現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</p> <p>最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214)</p> <p>最大粒径&gt;53mm： 鋪設調査・試験法便覧[4]-256 突砂法</p> <p>または、「計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。</p> <p>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。</p>	<p>現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</p> <p>最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214)</p> <p>最大粒径&gt;53mm： 鋪設調査・試験法便覧[4]-256 突砂法</p> <p>または、「計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。</p> <p>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。</p>		
25 海岸土工	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		誤植	II-28
	<p>現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</p> <p>最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214)</p> <p>最大粒径&gt;53mm： 鋪設調査・試験法便覧[4]-256 突砂法</p> <p>または、「計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。</p> <p>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。</p>	<p>現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</p> <p>最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214)</p> <p>最大粒径&gt;53mm： 鋪設調査・試験法便覧[4]-256 突砂法</p> <p>または、「計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。</p> <p>または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。</p>		

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号	
26 砂防土工	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		誤植	II-29	
	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。  最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214)  最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧【4】-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。  1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。  左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。  1,000㎡に1回の割合、または設計図書による。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。  左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。  盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 現場は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点			1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。  盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 現場は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点
または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。  1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。  1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号	
<b>27 道路土工</b>	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		
	<p>現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</p> <p>最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214)</p> <p>最大粒径&gt;53mm： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法</p>	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）。</li> <li>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）もしくは90%以上（締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法）。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。</li> <li>・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。</li> </ul> <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>	<p>路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。</p> <p>路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。</p> <p>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。</p>	<p>誤植</p>	<p>II-30</p>
	<p>または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</p>	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）。</li> <li>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上（締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法）。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。</li> </ul> <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500㎡未満：5点</li> <li>・500㎡以上1,000㎡未満：10点</li> <li>・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点</li> </ul> <p>・最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	<p>または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</p>	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）。</li> <li>・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B法）もしくは92%以上（締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法）。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。</li> </ul> <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>または、設計図書による。</p>
<p>または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	<p>または、「IS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。</p> <p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																							
29 コンクリートダム	<b>種別：材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		<b>種別：材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">骨材の密度及び吸水率試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021</td> <td style="width: 15%;">飽和密度：2.5以上 吸水率：【2013年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロコックススラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 吸水率：【2013年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロコックススラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">骨材の密度及び吸水率試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021</td> <td style="width: 15%;">飽和密度：2.5以上 吸水率：【2023年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロコックススラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 吸水率：【2023年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロコックススラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○	発行に伴う変更	II-31											
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 吸水率：【2013年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロコックススラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○																					
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	飽和密度：2.5以上 吸水率：【2023年制定】コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロコックススラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材—第3部：鋼スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材—第5部：石灰ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">砂の有機不純物試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1105</td> <td style="width: 15%;">標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">砂の有機不純物試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1105</td> <td style="width: 15%;">標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○	諸基準類の改定にともなう	II-31												
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○																						
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材の圧縮強度による試験方法」による。	○																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td style="width: 15%;">砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">粗骨材のすりへり試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1121</td> <td style="width: 15%;">40%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td style="width: 15%;">砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">粗骨材のすりへり試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1121</td> <td style="width: 15%;">40%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	諸基準類の改定にともなう	II-32
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○																						
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○																						
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○																						
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の水質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○	JIS改定諸基準の表記に合わせる	II-32
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																						
回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○																						
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書B	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性懸濁残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																						
回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		○																						
<b>種別：製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>		<b>種別：製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）、試験区分：その他</b>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502-2013</td> <td style="width: 15%;">コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502-2013</td> <td style="width: 15%;">コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。			○	諸基準類の改定にともなう	II-32
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○																						
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○																						
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○																						
連続ミキサの場合：土木学会規準JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。			○																						

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																														
	<p><b>種別：施工、試験区分：必須</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">塩化物総量規制</td> <td style="width: 15%;">「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td style="width: 15%;">原則0.3kg/m<sup>2</sup>以下</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、または、午後5時以降に打設を行う場合は、1回の試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>                     ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。                      ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-F502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。                      ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)                 </td> <td></td> </tr> </table>	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、または、午後5時以降に打設を行う場合は、1回の試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○				・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-F502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		<p><b>種別：施工、試験区分：必須</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">塩化物総量規制</td> <td style="width: 15%;">「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td style="width: 15%;">原則0.3kg/m<sup>2</sup>以下</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、または、午後5時以降に打設を行う場合は、1回の試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>                     ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。                      ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-F502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。                      ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)                 </td> <td></td> </tr> </table>	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、または、午後5時以降に打設を行う場合は、1回の試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○				・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-F502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		JSCE規準改定	II-33										
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、または、午後5時以降に打設を行う場合は、1回の試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○																														
			・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-F502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)																															
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>2</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、または、午後5時以降に打設を行う場合は、1回の試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○																														
			・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-F502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)																															
<b>30 覆工コンクリート(NATM)</b>	<p><b>種別：材料、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">粗骨材のすりへり試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1121 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">砕石40%以下 砂利35%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>砂の有機不純物試験</td> <td>JIS A 1105</td> <td>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td>濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の有機不純物による試験方法」による。</td> </tr> <tr> <td>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td>JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td>砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。</td> <td>寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> </tr> </table>	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の有機不純物による試験方法」による。	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	<p><b>種別：材料、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">粗骨材のすりへり試験</td> <td style="width: 15%;">JIS A 1121 JIS A 5005</td> <td style="width: 15%;">砕石40%以下 砂利35%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>砂の有機不純物試験</td> <td>JIS A 1105</td> <td>標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。</td> <td>工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td>濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の有機不純物による試験方法」による。</td> </tr> <tr> <td>硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験</td> <td>JIS A 1122 JIS A 5005</td> <td>細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下</td> <td>砂、砂利：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。</td> <td>寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。</td> </tr> </table>	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の有機不純物による試験方法」による。	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	諸基準類の改定にともなう	II-34
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○																														
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の有機不純物による試験方法」による。																														
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。																														
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○																														
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む粗骨材の有機不純物による試験方法」による。																														
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。																														
	<p><b>種別：材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の品質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>回収水の場合</td> <td>JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td>○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	回収水の場合	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	<p><b>種別：材料 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の品質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 15%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>回収水の場合</td> <td>JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日</td> <td>○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。	○	回収水の場合	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○	JIS改定諸基準の表記に合わせる	II-35										
練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○																														
回収水の場合	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○																														
練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/以上/12か月及び水質が変わった場合。	○																														
回収水の場合	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○																														
	<p><b>種別：製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合</td> <td>土木学会規準JISCE-I502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td>工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td>○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	連続ミキサの場合	土木学会規準JISCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	<p><b>種別：製造 (プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 15%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;">○</td> </tr> <tr> <td>連続ミキサの場合</td> <td>土木学会規準JISCE-I502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td>工事開始前及び工事中1回/以上/12か月。</td> <td>○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月。	○	連続ミキサの場合	土木学会規準JISCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月。	○	諸基準類の改定にともなう	II-35										
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○																														
連続ミキサの場合	土木学会規準JISCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○																														
ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月。	○																														
連続ミキサの場合	土木学会規準JISCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/以上/12か月。	○																														

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号																														
	<p><b>種別：施工、試験区分：必須</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">コンクリートの圧縮強度試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1108</td> <td style="width: 20%;">1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)</td> <td style="width: 20%;">・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストベースは打設時で圧取し、1回につき6個(σ7～3個、σ28…3個)とする。</td> <td style="width: 25%;">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td>原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。</td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128</td> <td>±1.5% (許容差)</td> <td>・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</td> <td></td> </tr> </table>	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストベースは打設時で圧取し、1回につき6個(σ7～3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		<p><b>種別：施工、試験区分：必須</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">コンクリートの圧縮強度試験</td> <td style="width: 10%;">JIS A 1108</td> <td style="width: 20%;">1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)</td> <td style="width: 20%;">・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストベースの採取は、1回につき6個(σ7～3個、σ28…3個)とする。</td> <td style="width: 25%;">示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</td> </tr> <tr> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性向上」仕様書</td> <td>原則0.3kg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。</td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128</td> <td>±1.5% (許容差)</td> <td>・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</td> <td></td> </tr> </table>	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストベースの採取は、1回につき6個(σ7～3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		JIS改定	II-36
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストベースは打設時で圧取し、1回につき6個(σ7～3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。																														
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。																														
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。																															
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストベースの採取は、1回につき6個(σ7～3個、σ28…3個)とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。																														
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2013, 503-2013)または設計図書の規定により行う。																														
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。																															
	<p><b>種別：材料、試験区分：その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の品質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 20%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日</td> <td>その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	<p><b>種別：材料、試験区分：その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">練混ぜ水の品質試験</td> <td style="width: 15%;">上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td style="width: 20%;">懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td style="width: 15%;">工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。</td> <td style="width: 15%;">上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回収水の場合：JIS A 5308附属書C</td> <td>塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上</td> <td>工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日</td> <td>その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	JIS改定 諸基準の表記に合わせる	II-37						
練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																													
	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																													
練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性固形物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○																													
	回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○																													
31 吹付けコンクリート(NATM)	<p><b>種別：製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 20%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回/年以上。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連続ミキサの場合：土木学会規程JSCE-I 502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○		連続ミキサの場合：土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	<p><b>種別：製造(プラント) (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)、試験区分：その他</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ミキサの練混ぜ性能試験</td> <td style="width: 15%;">パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2</td> <td style="width: 20%;">コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下</td> <td style="width: 15%;">工事開始前及び工事中1回以上/12か月。</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連続ミキサの場合：土木学会規程JSCE-I 502-2013</td> <td>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○		連続ミキサの場合：土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	諸基準類の改定にともなう	II-37						
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○																													
	連続ミキサの場合：土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○																													
ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○																													
	連続ミキサの場合：土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○																													

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所：赤字】	改定理由	頁番号	
	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		JSCE規準改定	II-37	
	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下 コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」仕様書 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下 コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。
	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7~3本、φ28~3本、)とする。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			コンクリートの圧縮強度試験 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7~3本、φ28~3本、)とする。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。
吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G 561-2010) 1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上 トンネル施工長40mごとに1回	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G 561-2010) 1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上 トンネル施工長40mごとに1回			
	<b>種別：施工、試験区分：その他</b>		JSCE規準改定	II-38	
	スランパ試験	JIS A 1101 スランパ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			スランパ試験 JIS A 1101 スランパ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランパ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。
	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 ±1.5% (許容差) ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			空気量測定 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128 ±1.5% (許容差) ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。
<b>33 路上再生路盤工</b>	<b>種別：材料、試験区分：必須</b>		諸基準類との整合	II-38	
土の粒度試験	JIS A 1204 舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による 当初及び材料の変化時	土の粒度試験 JIS A 1204 舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破碎した路盤再生骨材の目標粒度範囲による 当初及び材料の変化時			
土の含水比試験	JIS A 1203 設計図書による。	土の含水比試験 JIS A 1203 設計図書による。			
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 塑性指数PI：9以下	土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205 塑性指数PI：9以下			
<b>34 路上表層再生工</b>	<b>種別：施工、試験区分：必須</b>		諸基準類との整合	II-40	
かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる -0.7cm以内 1,000m <sup>2</sup> 毎	かきほぐし深さ 「舗装再生便覧」付録-8に準じる -0.7cm以内 1,000m <sup>2</sup> 毎			



# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																																														
撮影箇所一覧表(出来形管理)																																																																																																		
第1編 共通編																																																																																																		
第2章 土工																																																																																																		
第3節 河川・海岸土工・砂防土工																																																																																																		
1-2-3-2 掘削工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・ 海岸・ 砂防土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 10%;">掘削工</td> <td style="width: 15%;">土質等の判別</td> <td style="width: 15%;">地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕</td> <td style="width: 10%;">1-2-3-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法長 ※右のいずれかで 撮影する。</td> <td>200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕</td> <td rowspan="2">・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2						法長 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・ 海岸 <b>土工</b>・ 砂防土工</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 10%;">掘削工</td> <td style="width: 15%;">土質等の判別</td> <td style="width: 15%;">地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕</td> <td style="width: 10%;">1-2-3-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法長 ※右のいずれかで 撮影する。</td> <td>200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕</td> <td rowspan="2">・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸 <b>土工</b> ・ 砂防土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2						法長 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		誤記修正	III-1																																
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2																																																																																											
					法長 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕																																																																																												
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影																																																																																												
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																																																																																											
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸 <b>土工</b> ・ 砂防土工	2	掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2																																																																																											
					法長 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔掘削後〕																																																																																												
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影																																																																																												
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																																																																																											
1-2-3-3 盛土工	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・ 海岸・ 砂防土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 10%;">盛土工</td> <td style="width: 15%;">巻出し厚</td> <td style="width: 15%;">200mに1回 〔巻出し時〕</td> <td style="width: 10%;">1-2-3-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>締固め状況</td> <td>転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。</td> <td>200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕</td> <td rowspan="2">・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要							締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕							法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1 共通編</td> <td style="width: 5%;">2 土工</td> <td style="width: 5%;">3 河川・ 海岸 <b>土工</b>・ 砂防土工</td> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 10%;">盛土工</td> <td style="width: 15%;">巻出し厚</td> <td style="width: 15%;">200mに1回 〔巻出し時〕</td> <td style="width: 10%;">1-2-3-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>締固め状況</td> <td>転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。</td> <td>200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕</td> <td rowspan="2">・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</td> <td></td> </tr> </table>	1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸 <b>土工</b> ・ 砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要							締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕							法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		誤記修正	III-1
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸・ 砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3																																																																																											
						「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要																																																																																												
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕																																																																																												
					法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕																																																																																												
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影																																																																																												
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																																																																																											
1 共通編	2 土工	3 河川・ 海岸 <b>土工</b> ・ 砂防土工	3	盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3																																																																																											
						「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要																																																																																												
					締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕																																																																																												
					法長 幅 ※右のいずれかで 撮影する。	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕																																																																																												
					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と 出来形計測対象点 上のプリズムの設置 状況(プリズムが必要 な場合のみ)がわか るように撮影																																																																																												
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。																																																																																											

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所: 赤字】	改定理由	頁番号
1-2-3-4 盛土補強工	1 共通編 2 土工 3 河川・海岸・砂防土工 4 盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	1 共通編 2 土工 3 河川・海岸土工・砂防土工 4 盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	誤記修正	III-2
	厚さ 120m又は1施工箇所1回 (施工後)	厚さ 120m又は1施工箇所1回 (施工後)		
1-2-3-5 法面整形工(盛土部)	1 共通編 2 土工 3 河川・海岸・砂防土工 5 法面整形工(盛土部)	1 共通編 2 土工 3 河川・海岸土工・砂防土工 5 法面整形工(盛土部)	誤記修正	III-2
	仕上げ状況 厚さ 120m又は1施工箇所1回 (仕上げ時)	仕上げ状況 厚さ 120m又は1施工箇所1回 (仕上げ時)		
1-2-3-6 堤防天端工	1 共通編 2 土工 3 河川・海岸・砂防土工 6 堤防天端工	1 共通編 2 土工 3 河川・海岸土工・砂防土工 6 堤防天端工	誤記修正	III-2
	厚さ 幅 200mに1回 (施工後)	厚さ 幅 200mに1回 (施工後)		
<b>第4節 道路土工</b>				
1-2-4-3 路体盛土工 路床盛土工	1 共通編 2 土工 4 道路土工 3 路体盛土工 路床盛土工	1 共通編 2 土工 4 道路土工 3 路体盛土工 路床盛土工	誤記修正	III-3
	巻出し厚 200mに1回 (巻出し時)	巻出し厚 200mに1回 (巻出し時)		
	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要		
	締固め状況 転圧機械又は地質が変わる毎に1回 (締固め時)	締固め状況 転圧機械又は地質が変わる毎に1回 (締固め時)		
法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 (施工後)	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所1回 (施工後)	
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 (施工後)	・出来映えの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		
	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。			
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号	
<b>第3編 土木工事共通編</b>					
<b>第2章 一般施工</b>					
<b>第3節 共通の工種</b>					
3-2-3-18 沈床工	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種 18	沈床工 格子寸法 厚さ 割石状況 幅 40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 3-2-2-18	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種 18	沈床工 格子寸法 厚さ 割石状況 幅 40m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 3-2-3-18	誤記修正 III-6
3-2-3-29 側溝工	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種 29 2	場所打水路工 厚さ 幅 高さ 200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 3-2-3-29	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種 29 2	側溝工 (場所打水路工) 厚さ 幅 高さ 200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 3-2-3-29	誤記修正 III-7
	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種 29 3	暗渠工 幅 深さ 120m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕 3-2-3-29	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種 29 3	側溝工 (暗渠工) 幅 深さ 120m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕 3-2-3-29	III-8
3-2-3 端止工	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種	端止工 法長 幅 厚さ 200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 3-2-15-1 場所打ち擁壁工に 準拠	3 土木工事共通編 2 一般施工 3 共通の工種	端止工 法長 幅 厚さ 200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 3-2-15-1 場所打ち擁壁工に 準拠	誤記修正 III-8
<b>第4節 基礎工</b>					
3-2-4-4 既製杭工	3 土木工事共通編 2 一般施工 4 基礎工 4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) 偏心量 1施工箇所1回 〔打込後〕 根入長 1施工箇所1回 〔打込前〕 数量 全数量 〔打込後〕 杭頭処理状況 1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕 3-2-4-4	3 土木工事共通編 2 一般施工 4 基礎工 4 1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭) 偏心量 1施工箇所1回 〔打込後〕 根入長 1施工箇所1回 〔打込前〕 数量 全数量 〔打込後〕 杭頭処理状況 1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕 3-2-4-4	枝番の追加 III-9
		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭) 偏心量(鋼管杭・掘削心) 1施工箇所1回 〔打込後〕 根入長(鋼管杭、ロッド) 1施工箇所1回 〔打込前〕 数量、杭径(ソイルセメント柱径) 全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後 杭頭処理状況 1施工箇所1回 〔処理前、中、後〕 3-2-4-4		新規追加	
<b>第5節 石・ブロック積(張)工</b>					
3-2-5-3 コンクリートブロック工 (天端コンクリート)	3 土木工事共通編 2 一般施工 5 石・ブロック積(張)工 3	コンクリートブロック工(天端コンクリート) 幅 厚さ 延長 200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 3-2-15-1 場所打ち擁壁工に 準拠	3 土木工事共通編 2 一般施工 5 石・ブロック積(張)工 3	コンクリートブロック工(天端コンクリート) 幅 厚さ 延長 200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 3-2-15-1 場所打ち擁壁工に 準拠	誤記修正 III-11

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																								
<b>第6節 一般舗装工</b>																																																																												
<b>3-2-6-10 透水性舗装工 路盤工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">6</td><td style="width: 2%;">10</td><td style="width: 2%;">1</td> <td style="width: 20%;">透水性舗装工 路盤工</td> <td style="width: 15%;">敷均し厚さ 転圧状況</td> <td style="width: 15%;">各層毎400mに1回 【施工中】</td> <td style="width: 10%;">3-2-6-9</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>整正状況</td> <td>各層毎400mに1回 【整正後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>厚さ</td> <td>各層毎200mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に 1回 【整正後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>幅</td> <td>各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回 【整正後】</td> <td></td> </tr> </table>	3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	3-2-6-9							整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】								厚さ	各層毎200mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に 1回 【整正後】								幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回 【整正後】		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">6</td><td style="width: 2%;">10</td><td style="width: 2%;">1</td> <td style="width: 20%;">透水性舗装工 路盤工</td> <td style="width: 15%;">敷均し厚さ 転圧状況</td> <td style="width: 15%;">各層毎400mに1回 【施工中】</td> <td style="width: 10%;">3-2-6-10</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>整正状況</td> <td>各層毎400mに1回 【整正後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>厚さ</td> <td>各層毎200mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に 1回 【整正後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>幅</td> <td>各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回 【整正後】</td> <td></td> </tr> </table>	3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	3-2-6-10							整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】								厚さ	各層毎200mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に 1回 【整正後】								幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回 【整正後】		誤記修正	III-17
3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	3-2-6-9																																																																				
						整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】																																																																					
						厚さ	各層毎200mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に 1回 【整正後】																																																																					
						幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回 【整正後】																																																																					
3	2	6	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 【施工中】	3-2-6-10																																																																				
						整正状況	各層毎400mに1回 【整正後】																																																																					
						厚さ	各層毎200mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」により「厚さあるいは標高 較差」を管理する場合は各層毎1工事に 1回 【整正後】																																																																					
						幅	各層毎80mに1回 【整正後】 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」による場合は各層毎1工 事に1回 【整正後】																																																																					
<b>第7節 地盤改良工</b>																																																																												
<b>3-2-7-7 パーチカルドレーン工 3-2-7-8 締め改良工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">7</td><td style="width: 2%;">7</td><td style="width: 2%;">8</td> <td style="width: 20%;">パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションバイル工)</td> <td style="width: 15%;">打込長さ 出来ばえ</td> <td style="width: 15%;">200㎡又は1施工箇所1回 【打込み前後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-7-7</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>杭径 位置・間隔</td> <td>200㎡又は1施工箇所1回 【打込後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>砂の投入量</td> <td>全数量 【打込前後】</td> <td></td> </tr> </table>	3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションバイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 【打込み前後】	3-2-7-7							杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 【打込後】								砂の投入量	全数量 【打込前後】		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">7</td><td style="width: 2%;">7</td><td style="width: 2%;">8</td> <td style="width: 20%;">パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションバイル工)</td> <td style="width: 15%;">打込長さ 出来ばえ</td> <td style="width: 15%;">200㎡又は1施工箇所1回 【打込み前後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-7-7 3-2-7-8</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>杭径 位置・間隔</td> <td>200㎡又は1施工箇所1回 【打込後】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>砂の投入量</td> <td>全数量 【打込前後】</td> <td></td> </tr> </table>	3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションバイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 【打込み前後】	3-2-7-7 3-2-7-8							杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 【打込後】								砂の投入量	全数量 【打込前後】		誤記修正	III-26																		
3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションバイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 【打込み前後】	3-2-7-7																																																																				
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 【打込後】																																																																					
						砂の投入量	全数量 【打込前後】																																																																					
3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締め改良工 (サンドコンパクションバイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所1回 【打込み前後】	3-2-7-7 3-2-7-8																																																																				
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所1回 【打込後】																																																																					
						砂の投入量	全数量 【打込前後】																																																																					
<b>3-2-7-9 固結工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">7</td><td style="width: 2%;">9</td><td style="width: 2%;">1</td> <td style="width: 20%;">固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)</td> <td style="width: 15%;">位置・間隔 杭径</td> <td style="width: 15%;">1施工箇所1回 【打込後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-7-9</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>深度</td> <td>1施工箇所1回 【打込前後】 ただし、「スラリー攪拌工」において「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)固結工(スラリー攪拌工)」により 出来形管理資料を提出する場合は、出 来形管理に関わる写真管理項目を省略 できる。</td> <td></td> </tr> </table>	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 【打込後】	3-2-7-9							深度	1施工箇所1回 【打込前後】 ただし、「スラリー攪拌工」において「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)固結工(スラリー攪拌工)」により 出来形管理資料を提出する場合は、出 来形管理に関わる写真管理項目を省略 できる。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">7</td><td style="width: 2%;">9</td><td style="width: 2%;">1</td> <td style="width: 20%;">固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)</td> <td style="width: 15%;">位置・間隔 杭径</td> <td style="width: 15%;">1施工箇所1回 【打込後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-7-9</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td>深度</td> <td>1施工箇所1回 【打込前後】 ただし、「スラリー攪拌工」において「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)・ パーチカルドレーン編」により出来形管理 資料を提出する場合は、出来形管理に 関わる写真管理項目を省略できる。</td> <td></td> </tr> </table>	3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 【打込後】	3-2-7-9							深度	1施工箇所1回 【打込前後】 ただし、「スラリー攪拌工」において「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)・ パーチカルドレーン編」により出来形管理 資料を提出する場合は、出来形管理に 関わる写真管理項目を省略できる。		諸基準類との整合	III-26																																				
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 【打込後】	3-2-7-9																																																																				
						深度	1施工箇所1回 【打込前後】 ただし、「スラリー攪拌工」において「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)固結工(スラリー攪拌工)」により 出来形管理資料を提出する場合は、出 来形管理に関わる写真管理項目を省略 できる。																																																																					
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所1回 【打込後】	3-2-7-9																																																																				
						深度	1施工箇所1回 【打込前後】 ただし、「スラリー攪拌工」において「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第8編 固結工(スラリー攪拌工)・ パーチカルドレーン編」により出来形管理 資料を提出する場合は、出来形管理に 関わる写真管理項目を省略できる。																																																																					
<b>第13節 橋梁架設工</b>																																																																												
<b>3-2-13 架設工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">13</td><td style="width: 2%;">1</td> <td style="width: 20%;">架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)</td> <td style="width: 15%;">架設状況</td> <td style="width: 15%;">架設工法が変わる毎に1回 【架設中】</td> <td style="width: 10%;">3-2-13-1</td> </tr> </table>	3	2	13	1	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 【架設中】	3-2-13-1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">13</td><td style="width: 2%;"><del>1</del></td> <td style="width: 20%;">架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)</td> <td style="width: 15%;">架設状況</td> <td style="width: 15%;">架設工法が変わる毎に1回 【架設中】</td> <td style="width: 10%;">3-2-13-<del>1</del></td> </tr> </table>	3	2	13	<del>1</del>	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 【架設中】	3-2-13- <del>1</del>	番号修正	III-30																																																								
3	2	13	1	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 【架設中】	3-2-13-1																																																																					
3	2	13	<del>1</del>	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 【架設中】	3-2-13- <del>1</del>																																																																					
<b>第15節 擁壁工</b>																																																																												
<b>3-2-15-3 補強土壁工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">15</td><td style="width: 2%;">3</td> <td style="width: 20%;"><b>補強土壁工</b> (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)</td> <td style="width: 15%;">高さ 鉛直度</td> <td style="width: 15%;">120m又は1施工箇所1回 【施工後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-15-3</td> </tr> </table>	3	2	15	3	<b>補強土壁工</b> (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 【施工後】	3-2-15-3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">15</td><td style="width: 2%;">3</td> <td style="width: 20%;"><b>補強土壁工</b> (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)</td> <td style="width: 15%;">高さ 鉛直度</td> <td style="width: 15%;">120m又は1施工箇所1回 【施工後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-15-3</td> </tr> </table>	3	2	15	3	<b>補強土壁工</b> (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 【施工後】	3-2-15-3	誤記修正	III-31																																																								
3	2	15	3	<b>補強土壁工</b> (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 【施工後】	3-2-15-3																																																																					
3	2	15	3	<b>補強土壁工</b> (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補 強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所1回 【施工後】	3-2-15-3																																																																					
<b>第18節 床版工</b>																																																																												
<b>3-2-18-2 床版・横組工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">18</td><td style="width: 2%;">1</td> <td style="width: 20%;">床版・横組工</td> <td style="width: 15%;">幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔</td> <td style="width: 15%;">1スパンに1回 【打設前後】</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table>	3	2	18	1	床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 【打設前後】	-	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 2%;">3</td><td style="width: 2%;">2</td><td style="width: 2%;">18</td><td style="width: 2%;"><del>1</del></td> <td style="width: 20%;">床版・横組工</td> <td style="width: 15%;">幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔</td> <td style="width: 15%;">1スパンに1回 【打設前後】</td> <td style="width: 10%;">3-2-18-2</td> </tr> </table>	3	2	18	<del>1</del>	床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 【打設前後】	3-2-18-2	番号修正	III-32																																																								
3	2	18	1	床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 【打設前後】	-																																																																					
3	2	18	<del>1</del>	床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 【打設前後】	3-2-18-2																																																																					

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号
<b>第6編 河川編</b>				
<b>第4章 水門</b>				
<b>第6節 水門本体工</b>				
6-4-6-7 床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	6 河川 編 4 水 門 6 水 門 本 体 工 7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工 厚さ 幅 高さ 1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 6-4-6-7	6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	誤記修正 III-34
<b>第7章 床止め・床固め</b>				
<b>第4節 床止め工</b>				
6-7-4-6 本体工	6 河川 編 7 床 止 め ・ 床 固 め 4 床 止 め 工 6 1	本体工(床固め本体工) 天端幅 堤幅 水通し幅 測定箇所毎に1回 〔施工後〕 6-7-4-6	6-7-4-6	番号修正 III-36
6-7-4-8 水叩工	6 河川 編 7 床 止 め ・ 床 固 め 4 床 止 め 工 8 1	水叩工 幅 高さ 測定箇所毎に1回 〔施工後〕 6-7-4-8	6-7-4-8	番号修正 III-36
<b>第7編 河川海岸編</b>				
<b>第2章 突堤・人工岬</b>				
<b>第5節 突堤本体工</b>				
7-2-5-9 石砕工	7 河川 海 岸 編 2 突 堤 ・ 人 工 岬 5 突 堤 本 体 工 9 1	石砕工 厚さ 高さ 間詰石状況 200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 1施工箇所1回 〔施工後〕 7-2-5-9	7-2-5-9	誤記修正 III-38
<b>第10編 道路編</b>				
<b>第2章 舗装</b>				
<b>第12節 道路付属施設工</b>				
10-2-12-5 ケーブル配管工	10 道 路 編 2 舗 装 12 道 路 付 属 施 設 工 5 2	ケーブル配管工(ハンドホー ル) 厚さ 幅 高さ 100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 10-2-12-5-2	10-2-12-5-2	誤記修正 III-46
10-2-12-6 照明工	10 道 路 編 2 舗 装 12 道 路 付 属 施 設 工 6	照明工(照明柱基礎工) 幅 高さ 基礎タイプ毎5箇所に1回(施工前は必要 に応じて) 〔施工前後〕 10-2-6	10-2-12-6	誤記修正 III-46
<b>第12章 電線共同溝</b>				
<b>第5節 電線共同溝工</b>				
10-12-5-4 現場打ちボックス工 (特殊部)	10 道 路 編 12 電 線 共 同 溝 5 電 線 共 同 溝 工 4	現場打ちボックス工(特殊部) 厚さ 内空幅 内空高 100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 10-12-5-4	10-12-5-4	誤記修正 III-50

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																																																																																					
撮影箇所(出来形管理)索引																																																																																																																																									
第3編 土木工事共通編																																																																																																																																									
第2章 一般施工																																																																																																																																									
第3節 共通の工種																																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第3節 共通の工種</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;">3-2-3-29 側溝工</td> <td style="width: 20%;">プレキャストU型側溝</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>L型側溝</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>自由勾配側溝</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>管渠</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-29 場所打水路工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-29 暗渠工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-30 集水樹工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-31 現場塗装工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> </table>	第3節 共通の工種	3-2-3-29 側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-7	L型側溝		Ⅲ-7	自由勾配側溝		Ⅲ-7	管渠		Ⅲ-7	3-2-3-29 場所打水路工			Ⅲ-7	3-2-3-29 暗渠工			Ⅲ-8	3-2-3-30 集水樹工			Ⅲ-8	3-2-3-31 現場塗装工			Ⅲ-8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第3節 共通の工種</td> <td rowspan="6" style="width: 15%;">3-2-3-29 側溝工</td> <td style="width: 20%;">プレキャストU型側溝</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>L型側溝</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>自由勾配側溝</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>管渠</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">場所打水路工</td> <td></td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">暗渠工</td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-30 集水樹工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td>3-2-3-31 現場塗装工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">3-2-3 小段排水工</td> <td style="color: red;">KH-1-1</td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">3-2-3 縦排水工</td> <td style="color: red;">TH-1-1</td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">3-2-3 張コンクリート工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">3-2-3 小段排水工</td> <td style="color: red;">KH-1-2</td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">3-2-3 端止工</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> </table>	第3節 共通の工種	3-2-3-29 側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-7	L型側溝		Ⅲ-7	自由勾配側溝		Ⅲ-7	管渠		Ⅲ-7	場所打水路工		Ⅲ-7	暗渠工		Ⅲ-8	3-2-3-30 集水樹工			Ⅲ-8	3-2-3-31 現場塗装工			Ⅲ-8	3-2-3 小段排水工	KH-1-1		Ⅲ-8	3-2-3 縦排水工	TH-1-1		Ⅲ-8	3-2-3 張コンクリート工			Ⅲ-8	3-2-3 小段排水工	KH-1-2		Ⅲ-8	3-2-3 端止工			Ⅲ-8	誤記修正	iii-3																																																							
第3節 共通の工種	3-2-3-29 側溝工			プレキャストU型側溝		Ⅲ-7																																																																																																																																			
				L型側溝		Ⅲ-7																																																																																																																																			
				自由勾配側溝		Ⅲ-7																																																																																																																																			
			管渠		Ⅲ-7																																																																																																																																				
	3-2-3-29 場所打水路工				Ⅲ-7																																																																																																																																				
	3-2-3-29 暗渠工				Ⅲ-8																																																																																																																																				
	3-2-3-30 集水樹工				Ⅲ-8																																																																																																																																				
	3-2-3-31 現場塗装工				Ⅲ-8																																																																																																																																				
	第3節 共通の工種		3-2-3-29 側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅲ-7																																																																																																																																			
		L型側溝			Ⅲ-7																																																																																																																																				
自由勾配側溝				Ⅲ-7																																																																																																																																					
管渠				Ⅲ-7																																																																																																																																					
場所打水路工				Ⅲ-7																																																																																																																																					
暗渠工				Ⅲ-8																																																																																																																																					
3-2-3-30 集水樹工				Ⅲ-8																																																																																																																																					
3-2-3-31 現場塗装工				Ⅲ-8																																																																																																																																					
3-2-3 小段排水工		KH-1-1		Ⅲ-8																																																																																																																																					
3-2-3 縦排水工		TH-1-1		Ⅲ-8																																																																																																																																					
3-2-3 張コンクリート工			Ⅲ-8																																																																																																																																						
3-2-3 小段排水工	KH-1-2		Ⅲ-8																																																																																																																																						
3-2-3 端止工			Ⅲ-8																																																																																																																																						
第4節 基礎工																																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="14" style="width: 15%;">第4節 基礎工</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;">3-2-4-1 一般事項</td> <td style="width: 20%;">切込砂利</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>砕石基礎工</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>割ぐり石基礎工</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>均しコンクリート</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-3 基礎工護岸</td> <td></td> <td>現場打</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>プレキャスト</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-4 既製杭工</td> <td></td> <td>既製コンクリート杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鋼管杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H鋼杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-5 場所打杭工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-6 深礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-10</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-10</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-10</td> </tr> </table>	第4節 基礎工	3-2-4-1 一般事項	切込砂利		Ⅲ-9	砕石基礎工		Ⅲ-9	割ぐり石基礎工		Ⅲ-9	均しコンクリート		Ⅲ-9	3-2-4-3 基礎工護岸		現場打		Ⅲ-9			プレキャスト		Ⅲ-9	3-2-4-4 既製杭工		既製コンクリート杭		Ⅲ-9			鋼管杭		Ⅲ-9			H鋼杭		Ⅲ-9	3-2-4-5 場所打杭工				Ⅲ-9	3-2-4-6 深礎工				Ⅲ-9	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工				Ⅲ-10	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工				Ⅲ-10	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工				Ⅲ-10	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="14" style="width: 15%;">第4節 基礎工</td> <td rowspan="4" style="width: 15%;">3-2-4-1 一般事項</td> <td style="width: 20%;">切込砂利</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>砕石基礎工</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>割ぐり石基礎工</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>均しコンクリート</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-3 基礎工護岸</td> <td></td> <td>現場打</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>プレキャスト</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-4 既製杭工</td> <td></td> <td>既製コンクリート杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鋼管杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>H鋼杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="color: red;">鋼管ソイルセメント杭</td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-5 場所打杭工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-6 深礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-10</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-10</td> </tr> <tr> <td>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-10</td> </tr> </table>	第4節 基礎工	3-2-4-1 一般事項	切込砂利		Ⅲ-9	砕石基礎工		Ⅲ-9	割ぐり石基礎工		Ⅲ-9	均しコンクリート		Ⅲ-9	3-2-4-3 基礎工護岸		現場打		Ⅲ-9			プレキャスト		Ⅲ-9	3-2-4-4 既製杭工		既製コンクリート杭		Ⅲ-9			鋼管杭		Ⅲ-9			H鋼杭		Ⅲ-9			鋼管ソイルセメント杭		Ⅲ-9	3-2-4-5 場所打杭工				Ⅲ-9	3-2-4-6 深礎工				Ⅲ-9	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工				Ⅲ-10	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工				Ⅲ-10	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工				Ⅲ-10	新規追加	iii-3
第4節 基礎工	3-2-4-1 一般事項			切込砂利		Ⅲ-9																																																																																																																																			
				砕石基礎工		Ⅲ-9																																																																																																																																			
				割ぐり石基礎工		Ⅲ-9																																																																																																																																			
			均しコンクリート		Ⅲ-9																																																																																																																																				
	3-2-4-3 基礎工護岸			現場打		Ⅲ-9																																																																																																																																			
				プレキャスト		Ⅲ-9																																																																																																																																			
	3-2-4-4 既製杭工			既製コンクリート杭		Ⅲ-9																																																																																																																																			
				鋼管杭		Ⅲ-9																																																																																																																																			
				H鋼杭		Ⅲ-9																																																																																																																																			
	3-2-4-5 場所打杭工					Ⅲ-9																																																																																																																																			
	3-2-4-6 深礎工					Ⅲ-9																																																																																																																																			
	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工					Ⅲ-10																																																																																																																																			
	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工					Ⅲ-10																																																																																																																																			
	3-2-4-9 鋼管矢板基礎工				Ⅲ-10																																																																																																																																				
第4節 基礎工	3-2-4-1 一般事項	切込砂利		Ⅲ-9																																																																																																																																					
		砕石基礎工		Ⅲ-9																																																																																																																																					
		割ぐり石基礎工		Ⅲ-9																																																																																																																																					
		均しコンクリート		Ⅲ-9																																																																																																																																					
	3-2-4-3 基礎工護岸		現場打		Ⅲ-9																																																																																																																																				
			プレキャスト		Ⅲ-9																																																																																																																																				
	3-2-4-4 既製杭工		既製コンクリート杭		Ⅲ-9																																																																																																																																				
			鋼管杭		Ⅲ-9																																																																																																																																				
			H鋼杭		Ⅲ-9																																																																																																																																				
			鋼管ソイルセメント杭		Ⅲ-9																																																																																																																																				
	3-2-4-5 場所打杭工				Ⅲ-9																																																																																																																																				
	3-2-4-6 深礎工				Ⅲ-9																																																																																																																																				
	3-2-4-7 オープンケーソン基礎工				Ⅲ-10																																																																																																																																				
	3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工				Ⅲ-10																																																																																																																																				
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工				Ⅲ-10																																																																																																																																					
第13節 橋梁架設工																																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第13節 橋梁架設工</td> <td rowspan="6" style="width: 15%;">3-2-13-1 架設工</td> <td style="width: 20%;">クレーン架設</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>ケーブルクレーン架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>ケーブルエレクション架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>架設桁架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>送出し架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>トラベラークレーン架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> </table>	第13節 橋梁架設工	3-2-13-1 架設工	クレーン架設		Ⅲ-30	ケーブルクレーン架設		Ⅲ-30	ケーブルエレクション架設		Ⅲ-30	架設桁架設		Ⅲ-30	送出し架設		Ⅲ-30	トラベラークレーン架設		Ⅲ-30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第13節 橋梁架設工</td> <td rowspan="6" style="width: 15%;">3-2-13-<del>1</del> 架設工</td> <td style="width: 20%;">クレーン架設</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>ケーブルクレーン架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>ケーブルエレクション架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>架設桁架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>送出し架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>トラベラークレーン架設</td> <td></td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> </table>	第13節 橋梁架設工	3-2-13- <del>1</del> 架設工	クレーン架設		Ⅲ-30	ケーブルクレーン架設		Ⅲ-30	ケーブルエレクション架設		Ⅲ-30	架設桁架設		Ⅲ-30	送出し架設		Ⅲ-30	トラベラークレーン架設		Ⅲ-30	番号修正	iii-7																																																																																													
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1 架設工			クレーン架設		Ⅲ-30																																																																																																																																			
				ケーブルクレーン架設		Ⅲ-30																																																																																																																																			
				ケーブルエレクション架設		Ⅲ-30																																																																																																																																			
				架設桁架設		Ⅲ-30																																																																																																																																			
				送出し架設		Ⅲ-30																																																																																																																																			
		トラベラークレーン架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					
第13節 橋梁架設工	3-2-13- <del>1</del> 架設工	クレーン架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					
		ケーブルクレーン架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					
		ケーブルエレクション架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					
		架設桁架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					
		送出し架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					
		トラベラークレーン架設		Ⅲ-30																																																																																																																																					

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																										
<b>第15節 擁壁工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第15節 擁壁工</td> <td style="width: 15%;">3-2-15-1 場所打擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>3-2-15-2 プレキャスト擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="color: red;">3-2-15-3 盛土補強工</td> <td>補強土(テールアルメ)壁工法</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>多数アンカー式補強土工法</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>ジオテキスタイルを用いた補強土工法</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>3-2-15-4 井桁ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> </table>	第15節 擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工			Ⅲ-31	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工			Ⅲ-31	3-2-15-3 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法			Ⅲ-31	多数アンカー式補強土工法			Ⅲ-31	ジオテキスタイルを用いた補強土工法			Ⅲ-31	3-2-15-4 井桁ブロック工			Ⅲ-31	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第15節 擁壁工</td> <td style="width: 15%;">3-2-15-1 場所打擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>3-2-15-2 プレキャスト擁壁工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="color: red;">3-2-15-3 補強土壁工</td> <td>補強土(テールアルメ)壁工法</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>多数アンカー式補強土工法</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>ジオテキスタイルを用いた補強土工法</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>3-2-15-4 井桁ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-31</td> </tr> </table>	第15節 擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工			Ⅲ-31	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工			Ⅲ-31	3-2-15-3 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法			Ⅲ-31	多数アンカー式補強土工法			Ⅲ-31	ジオテキスタイルを用いた補強土工法			Ⅲ-31	3-2-15-4 井桁ブロック工			Ⅲ-31	誤記修正	iii-7						
第15節 擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工				Ⅲ-31																																																									
	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工				Ⅲ-31																																																									
	3-2-15-3 盛土補強工		補強土(テールアルメ)壁工法			Ⅲ-31																																																								
			多数アンカー式補強土工法			Ⅲ-31																																																								
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法			Ⅲ-31																																																									
3-2-15-4 井桁ブロック工			Ⅲ-31																																																											
第15節 擁壁工	3-2-15-1 場所打擁壁工			Ⅲ-31																																																										
	3-2-15-2 プレキャスト擁壁工			Ⅲ-31																																																										
	3-2-15-3 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法			Ⅲ-31																																																									
		多数アンカー式補強土工法			Ⅲ-31																																																									
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法			Ⅲ-31																																																									
3-2-15-4 井桁ブロック工			Ⅲ-31																																																											
<b>第18節 床版工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第18節 床版工</td> <td style="width: 15%;">3-2-18-1 床版・横組工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第18節 床版工	3-2-18-1 床版・横組工			Ⅲ-32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第18節 床版工</td> <td style="width: 15%; color: red;">3-2-18-2 床版・横組工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第18節 床版工	3-2-18-2 床版・横組工			Ⅲ-32	番号修正	iii-7																																																
第18節 床版工	3-2-18-1 床版・横組工			Ⅲ-32																																																										
第18節 床版工	3-2-18-2 床版・横組工			Ⅲ-32																																																										
<b>第6編 河川編</b>																																																														
<b>第2章 浚渫(河川)</b>																																																														
<b>第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</b>																																																														
<b>第4節 浚渫工(グラブ船)</b>																																																														
<b>第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; color: blue;">第2章 浚渫(川)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</td> <td style="width: 15%;">6-2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)</td> <td></td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>第3節 浚渫工(グラブ船)</td> <td>6-2-3-2 浚渫船運転工</td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)</td> <td>6-2-4-2 浚渫船運転工</td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第2章 浚渫(川)					第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	6-2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32	第3節 浚渫工(グラブ船)	6-2-3-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32	第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-4-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center; color: red;">第2章 浚渫(河川)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)</td> <td style="width: 15%;">6-3-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)</td> <td></td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>第4節 浚渫工(グラブ船)</td> <td>6-4-3-2 浚渫船運転工</td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)</td> <td>6-5-4-2 浚渫船運転工</td> <td>3-2-16-3浚渫船運転工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第2章 浚渫(河川)					第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	6-3-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32	第4節 浚渫工(グラブ船)	6-4-3-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32	第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-5-4-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32	誤記修正	iii-9																						
第2章 浚渫(川)																																																														
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	6-2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32																																																										
	第3節 浚渫工(グラブ船)	6-2-3-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32																																																										
	第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-4-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32																																																										
第2章 浚渫(河川)																																																														
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	6-3-2-2 浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32																																																										
	第4節 浚渫工(グラブ船)	6-4-3-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32																																																										
	第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-5-4-2 浚渫船運転工	3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅲ-32																																																										
<b>第4章 水門</b>																																																														
<b>第9節 鋼管理橋上部工</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%;">第9節 鋼管理橋上部工</td> <td style="width: 15%;">6-4-9-4 架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-7 架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-8 架設工(送出し架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(送出し架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-10 支承工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-34</td> </tr> </table>	第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30	6-4-9-7 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-4-9-8 架設工(送出し架設)		3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30	6-4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-9-10 支承工			Ⅲ-34	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%;">第9節 鋼管理橋上部工</td> <td style="width: 15%;">6-4-9-4 架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-7 架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-8 架設工(送出し架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(送出し架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-9-10 支承工</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-34</td> </tr> </table>	第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30	6-4-9-7 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-4-9-8 架設工(送出し架設)		3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30	6-4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-9-10 支承工			Ⅲ-34	番号修正	iii-10
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4 架設工(クレーン架設)			3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																									
	6-4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)			3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30																																																									
	6-4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)			3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30																																																									
	6-4-9-7 架設工(架設桁架設)			3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																									
	6-4-9-8 架設工(送出し架設)			3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30																																																									
	6-4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)			3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30																																																									
	6-4-9-10 支承工			Ⅲ-34																																																										
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																										
	6-4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30																																																										
	6-4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30																																																										
	6-4-9-7 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																										
	6-4-9-8 架設工(送出し架設)		3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30																																																										
	6-4-9-9 架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30																																																										
	6-4-9-10 支承工			Ⅲ-34																																																										
<b>第11節 床版工</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第11節 床版工</td> <td style="width: 15%;">6-4-11-2 床版工</td> <td></td> <td>3-2-18-1床版・横組工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第11節 床版工	6-4-11-2 床版工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第11節 床版工</td> <td style="width: 15%;">6-4-11-2 床版工</td> <td></td> <td>3-2-18-2床版・横組工</td> <td style="text-align: center;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第11節 床版工	6-4-11-2 床版工		3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32	番号修正	iii-10																																																
第11節 床版工	6-4-11-2 床版工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32																																																										
第11節 床版工	6-4-11-2 床版工		3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32																																																										

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																									
<b>第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</b>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</td> <td style="width: 15%;">6-4-14-2</td> <td style="width: 15%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-4</td> <td>プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-6</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-9</td> <td>床版・横組工</td> <td>3-2-18-1床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-4-14-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5	6-4-14-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5	6-4-14-6	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-4-14-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-14-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-4-14-9	床版・横組工	3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32	6-4-14-10	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</td> <td style="width: 15%;">6-4-14-2</td> <td style="width: 15%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-4</td> <td>プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-6</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-9</td> <td>床版・横組工</td> <td>3-2-18-2床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>6-4-14-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-4-14-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5	6-4-14-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5	6-4-14-6	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-4-14-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-4-14-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-4-14-9	床版・横組工	3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32	6-4-14-10	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-10
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)		6-4-14-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																								
		6-4-14-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5																																																																								
		6-4-14-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																								
		6-4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5																																																																								
		6-4-14-6	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																								
		6-4-14-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-4-14-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-4-14-9	床版・横組工	3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32																																																																								
		6-4-14-10	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																								
	第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																								
6-4-14-3		ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5																																																																									
6-4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																									
6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5																																																																									
6-4-14-6		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																									
6-4-14-7		架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-4-14-8		架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-4-14-9		床版・横組工	3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32																																																																									
6-4-14-10		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																									
<b>第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</b>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</td> <td style="width: 15%;">6-4-15-2</td> <td style="width: 15%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-3</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-4</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-5</td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	6-4-15-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-4-15-4	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)</td> <td style="width: 15%;">6-4-15-2</td> <td style="width: 15%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-3</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-4</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> <tr> <td>6-4-15-5</td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	6-4-15-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-4-15-4	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5	番号修正	iii-10																																								
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)		6-4-15-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																								
		6-4-15-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																								
		6-4-15-4	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																								
		6-4-15-5	PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5																																																																								
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																								
6-4-15-3		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																									
6-4-15-4		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																									
6-4-15-5		PCホロースラブ製作工	3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5																																																																									
<b>第5章 堰</b>																																																																													
<b>第10節 鋼管理橋上部工</b>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="width: 15%;">第10節 鋼管理橋上部工</td> <td style="width: 15%;">6-5-10-4</td> <td style="width: 15%;">架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-5</td> <td>架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-6</td> <td>架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-7</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-8</td> <td>架設工(送出し架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(送出し架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-9</td> <td>架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-10</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> </table>	第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-10-5	架設工(ケーブルクレーン架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-10-6	架設工(ケーブルエレクション架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30	6-5-10-7	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-5-10-8	架設工(送出し架設)	3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30	6-5-10-9	架設工(トラベラークレーン架設)	3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-10-10	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="8" style="width: 15%;">第10節 鋼管理橋上部工</td> <td style="width: 15%;">6-5-10-4</td> <td style="width: 15%;">架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-5</td> <td>架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-6</td> <td>架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-7</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-8</td> <td>架設工(送出し架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(送出し架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-9</td> <td>架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-10-10</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> </table>	第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-10-5	架設工(ケーブルクレーン架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-10-6	架設工(ケーブルエレクション架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30	6-5-10-7	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-5-10-8	架設工(送出し架設)	3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30	6-5-10-9	架設工(トラベラークレーン架設)	3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-10-10	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	番号修正	iii-12																
第10節 鋼管理橋上部工		6-5-10-4	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-5-10-5	架設工(ケーブルクレーン架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-5-10-6	架設工(ケーブルエレクション架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-5-10-7	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-5-10-8	架設工(送出し架設)	3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-5-10-9	架設工(トラベラークレーン架設)	3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30																																																																								
		6-5-10-10	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																								
	第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																								
6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)	3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-5-10-7		架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-5-10-8		架設工(送出し架設)	3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)	3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30																																																																									
6-5-10-10		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																									
<b>第12節 床版工</b>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第12節 床版工</td> <td style="width: 15%;">6-5-12-2 床版工</td> <td style="width: 15%;">3-2-18-1床版・横組工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第12節 床版工	6-5-12-2 床版工	3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第12節 床版工</td> <td style="width: 15%;">6-5-12-2 床版工</td> <td style="width: 15%;">3-2-18-2床版・横組工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第12節 床版工	6-5-12-2 床版工	3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32	番号修正	iii-12																																																																		
第12節 床版工	6-5-12-2 床版工	3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32																																																																										
第12節 床版工	6-5-12-2 床版工	3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32																																																																										

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																										
<b>第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</td> <td style="width: 15%;">6-5-15-2</td> <td style="width: 15%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-4</td> <td>プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-6</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-9</td> <td>床版・横組工</td> <td>3-2-18-1床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-5-15-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5	6-5-15-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-5-15-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5	6-5-15-6	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-5-15-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-15-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-5-15-9	床版・横組工	3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32	6-5-15-10	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)</td> <td style="width: 15%;">6-5-15-2</td> <td style="width: 15%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-4</td> <td>プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-6</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-9</td> <td>床版・横組工</td> <td>3-2-18-2床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>6-5-15-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-5-15-3	ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5	6-5-15-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	6-5-15-5	プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5	6-5-15-6	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-5-15-7	架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	6-5-15-8	架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	6-5-15-9	床版・横組工	3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32	6-5-15-10	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-12
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																									
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5																																																																									
	6-5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																									
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5																																																																									
	6-5-15-6		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																									
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																									
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																									
	6-5-15-9		床版・横組工	3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32																																																																									
	6-5-15-10		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																									
	第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2	プレテンション桁製作工(購入工)	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																									
6-5-15-3		ポストテンション桁製作工	3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5																																																																										
6-5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																										
6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工	3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5																																																																										
6-5-15-6		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																										
6-5-15-7		架設工(クレーン架設)	3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																										
6-5-15-8		架設工(架設桁架設)	3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																										
6-5-15-9		床版・横組工	3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32																																																																										
6-5-15-10		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																										
<b>第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)</td> <td style="width: 15%;">6-5-16-2</td> <td style="width: 15%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-16-3</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-5-16-4</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> <tr> <td>6-5-16-5</td> <td>PCホロスラブ製作工</td> <td>3-2-3-15PCホロスラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> </table>	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)	6-5-16-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	6-5-16-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-5-16-4	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	6-5-16-5	PCホロスラブ製作工	3-2-3-15PCホロスラブ製作工	Ⅲ-5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)</td> <td style="width: 15%;">6-5-16-2</td> <td style="width: 15%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-16-3</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-5-16-4</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> <tr> <td>6-5-16-5</td> <td>PCホロスラブ製作工</td> <td>3-2-3-15PCホロスラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> </table>	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)	6-5-16-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	6-5-16-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-5-16-4	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	6-5-16-5	PCホロスラブ製作工	3-2-3-15PCホロスラブ製作工	Ⅲ-5	番号修正	iii-12																																								
第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)	6-5-16-2		架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																									
	6-5-16-3		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																									
	6-5-16-4		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																									
	6-5-16-5		PCホロスラブ製作工	3-2-3-15PCホロスラブ製作工	Ⅲ-5																																																																									
	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロスラブ橋)	6-5-16-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																									
6-5-16-3		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																										
6-5-16-4		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																										
6-5-16-5		PCホロスラブ製作工	3-2-3-15PCホロスラブ製作工	Ⅲ-5																																																																										
<b>第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)</td> <td style="width: 15%;">6-5-17-2</td> <td style="width: 15%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-17-3</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-5-17-4</td> <td>PC箱桁製作工</td> <td>3-2-3-16PC箱桁製作工</td> <td>Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td>6-5-17-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	6-5-17-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-5-17-4	PC箱桁製作工	3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6	6-5-17-5	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)</td> <td style="width: 15%;">6-5-17-2</td> <td style="width: 15%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>6-5-17-3</td> <td>支承工</td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>6-5-17-4</td> <td>PC箱桁製作工</td> <td>3-2-3-16PC箱桁製作工</td> <td>Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td>6-5-17-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	6-5-17-3	支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	6-5-17-4	PC箱桁製作工	3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6	6-5-17-5	落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-13																																								
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-2		架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																									
	6-5-17-3		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																									
	6-5-17-4		PC箱桁製作工	3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6																																																																									
	6-5-17-5		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																									
	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-2	架設支保工(固定)	3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																									
6-5-17-3		支承工	6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																										
6-5-17-4		PC箱桁製作工	3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6																																																																										
6-5-17-5		落橋防止装置工	10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																										
<b>第7編 河川海岸編</b>																																																																														
<b>第1章 堤防・護岸</b>																																																																														
<b>第14節 付帯道路工</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第14節 付帯道路工</td> <td style="width: 15%;">7-1-14-3</td> <td style="width: 15%;">路側防護柵工</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-8路側防護柵工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-4</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-5</td> <td>アスファルト舗装工</td> <td>3-2-6-7アスファルト舗装工</td> <td>Ⅲ-11</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-6</td> <td>コンクリート舗装工</td> <td>3-2-6-12コンクリート舗装工</td> <td>Ⅲ-18</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-7</td> <td>薄層カラー舗装工</td> <td>3-2-6-13薄層カラー舗装工</td> <td>Ⅲ-22</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第14節 付帯道路工</td> <td style="width: 15%;">7-1-14-8</td> <td style="width: 15%;">側溝工</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-29側溝工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-9</td> <td>集水樹工</td> <td>3-2-3-30集水樹工</td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-10</td> <td>縁石工</td> <td>3-2-3-5縁石工</td> <td>Ⅲ-4</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-11</td> <td>区画線工</td> <td>3-2-3-9区画線工</td> <td>Ⅲ-4</td> </tr> </table>	第14節 付帯道路工	7-1-14-3	路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4	7-1-14-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11	7-1-14-6	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-18	7-1-14-7	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-22	第14節 付帯道路工	7-1-14-8	側溝工	3-2-3-29側溝工	Ⅲ-7	7-1-14-9	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	Ⅲ-8	7-1-14-10	縁石工	3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4	7-1-14-11	区画線工	3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第14節 付帯道路工</td> <td style="width: 15%;">7-1-14-3</td> <td style="width: 15%;">路側防護柵工</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-8路側防護柵工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-4</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-5</td> <td>アスファルト舗装工</td> <td>3-2-6-7アスファルト舗装工</td> <td>Ⅲ-11</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-6</td> <td>コンクリート舗装工</td> <td>3-2-6-12コンクリート舗装工</td> <td>Ⅲ-18</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-7</td> <td>薄層カラー舗装工</td> <td>3-2-6-13薄層カラー舗装工</td> <td>Ⅲ-22</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第14節 付帯道路工</td> <td style="width: 15%;">7-1-14-8</td> <td style="width: 15%;">側溝工</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-29側溝工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-9</td> <td>集水樹工</td> <td>3-2-3-30集水樹工</td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-10</td> <td>縁石工</td> <td>3-2-3-5縁石工</td> <td>Ⅲ-4</td> </tr> <tr> <td>7-1-14-11</td> <td>区画線工</td> <td>3-2-3-9区画線工</td> <td>Ⅲ-4</td> </tr> </table>	第14節 付帯道路工	7-1-14-3	路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4	7-1-14-5	アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11	7-1-14-6	コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-18	7-1-14-7	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-22	第14節 付帯道路工	7-1-14-8	側溝工	3-2-3-29側溝工	Ⅲ-7	7-1-14-9	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	Ⅲ-8	7-1-14-10	縁石工	3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4	7-1-14-11	区画線工	3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4	誤記修正	iii-15						
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4																																																																									
	7-1-14-5		アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11																																																																									
	7-1-14-6		コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-18																																																																									
	7-1-14-7	薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-22																																																																										
第14節 付帯道路工	7-1-14-8	側溝工	3-2-3-29側溝工	Ⅲ-7																																																																										
	7-1-14-9	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	Ⅲ-8																																																																										
	7-1-14-10	縁石工	3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4																																																																										
	7-1-14-11	区画線工	3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4																																																																										
	第14節 付帯道路工	7-1-14-3	路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4																																																																									
7-1-14-5		アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅲ-11																																																																										
7-1-14-6		コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅲ-18																																																																										
7-1-14-7		薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅲ-22																																																																										
第14節 付帯道路工	7-1-14-8	側溝工	3-2-3-29側溝工	Ⅲ-7																																																																										
	7-1-14-9	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	Ⅲ-8																																																																										
	7-1-14-10	縁石工	3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4																																																																										
	7-1-14-11	区画線工	3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4																																																																										
	<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)</b>																																																																													
<b>第4節 海域堤本体工</b>																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第4節 海域堤本体工</td> <td style="width: 15%;">7-3-4-2</td> <td style="width: 15%;">捨石工</td> <td style="width: 15%;">7-2-4-4捨石工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-37</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-3</td> <td>海岸コンクリートブロック工</td> <td>7-2-5-5海岸コンクリートブロック工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-4</td> <td>ケーソン工</td> <td>7-2-5-11ケーソン工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-5</td> <td>セルラー工</td> <td>7-2-5-12セルラー工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-6</td> <td>場所打コンクリート工</td> <td>7-2-5-10場所打ちコンクリート工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> </table>	第4節 海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	7-2-4-4捨石工	Ⅲ-37	7-3-4-3	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-38	7-3-4-4	ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ-38	7-3-4-5	セルラー工	7-2-5-12セルラー工	Ⅲ-38	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-38	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第4節 海域堤本体工</td> <td style="width: 15%;">7-3-4-2</td> <td style="width: 15%;">捨石工</td> <td style="width: 15%;">7-2-4-4捨石工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-37</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-3</td> <td>海岸コンクリートブロック工</td> <td>7-2-5-5海岸コンクリートブロック工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-4</td> <td>ケーソン工</td> <td>7-2-5-11ケーソン工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-5</td> <td>セルラー工</td> <td>7-2-5-12セルラー工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> <tr> <td>7-3-4-6</td> <td>場所打コンクリート工</td> <td>7-2-5-10場所打ちコンクリート工</td> <td>Ⅲ-38</td> </tr> </table>	第4節 海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	7-2-4-4捨石工	Ⅲ-37	7-3-4-3	海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-38	7-3-4-4	ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ-38	7-3-4-5	セルラー工	7-2-5-12セルラー工	Ⅲ-38	7-3-4-6	場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-38	誤記修正	iii-16																																
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工	7-2-4-4捨石工	Ⅲ-37																																																																									
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-38																																																																									
	7-3-4-4		ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ-38																																																																									
	7-3-4-5		セルラー工	7-2-5-12セルラー工	Ⅲ-38																																																																									
	7-3-4-6		場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-38																																																																									
	第4節 海域堤本体工	7-3-4-2	捨石工	7-2-4-4捨石工	Ⅲ-37																																																																									
7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工	7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅲ-38																																																																										
7-3-4-4		ケーソン工	7-2-5-11ケーソン工	Ⅲ-38																																																																										
7-3-4-5		セルラー工	7-2-5-12セルラー工	Ⅲ-38																																																																										
7-3-4-6		場所打コンクリート工	7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅲ-38																																																																										

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

写真管理基準(案)

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																										
<b>第10編 道路編</b>																																																														
<b>第1章 道路改良</b>																																																														
<b>第5節 法面工</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第5節 法面工</td> <td style="width: 15%;">10-1-6-2 植生工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-14-2植生工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-1-6-3 法面吹付工</td> <td></td> <td>3-2-14-3吹付工</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-1-6-4 法砕工</td> <td></td> <td>3-2-14-4法砕工</td> <td>Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>10-1-6-6 アンカー工</td> <td></td> <td>3-2-14-6アンカー工</td> <td>Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10-1-6-7 かご工</td> <td>じゃかご</td> <td></td> <td>3-2-3-27じゃかご</td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>ふとんかご</td> <td></td> <td>3-2-3-27ふとんかご、かご 枕</td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> </table>	第5節 法面工	10-1-6-2 植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-30	10-1-6-3 法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-30	10-1-6-4 法砕工		3-2-14-4法砕工	Ⅲ-31	10-1-6-6 アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-31	10-1-6-7 かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7	ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご 枕	Ⅲ-7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第5節 法面工</td> <td style="width: 15%;">10-1-5-2 植生工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-14-2植生工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-1-5-3 法面吹付工</td> <td></td> <td>3-2-14-3吹付工</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-1-5-4 法砕工</td> <td></td> <td>3-2-14-4法砕工</td> <td>Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td>10-1-5-6 アンカー工</td> <td></td> <td>3-2-14-6アンカー工</td> <td>Ⅲ-31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10-1-5-7 かご工</td> <td>じゃかご</td> <td></td> <td>3-2-3-27じゃかご</td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> <tr> <td>ふとんかご</td> <td></td> <td>3-2-3-27ふとんかご、かご 枕</td> <td>Ⅲ-7</td> </tr> </table>	第5節 法面工	10-1-5-2 植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-30	10-1-5-3 法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-30	10-1-5-4 法砕工		3-2-14-4法砕工	Ⅲ-31	10-1-5-6 アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-31	10-1-5-7 かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7	ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご 枕	Ⅲ-7	誤記修正	iii-20						
第5節 法面工	10-1-6-2 植生工			3-2-14-2植生工	Ⅲ-30																																																									
	10-1-6-3 法面吹付工			3-2-14-3吹付工	Ⅲ-30																																																									
	10-1-6-4 法砕工			3-2-14-4法砕工	Ⅲ-31																																																									
	10-1-6-6 アンカー工			3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-31																																																									
	10-1-6-7 かご工		じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7																																																								
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご 枕	Ⅲ-7																																																									
第5節 法面工	10-1-5-2 植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-30																																																										
	10-1-5-3 法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-30																																																										
	10-1-5-4 法砕工		3-2-14-4法砕工	Ⅲ-31																																																										
	10-1-5-6 アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-31																																																										
	10-1-5-7 かご工	じゃかご		3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7																																																									
		ふとんかご		3-2-3-27ふとんかご、かご 枕	Ⅲ-7																																																									
<b>第3章 橋梁下部</b>																																																														
<b>第10節 矢板護岸工</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第10節 矢板護岸工</td> <td style="width: 15%;">10-3-9-3 笠コンクリート工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-4-3基礎工(護岸)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>10-3-10-4 矢板工</td> <td></td> <td>3-2-3-4矢板工</td> <td>Ⅲ-4</td> </tr> </table>	第10節 矢板護岸工	10-3-9-3 笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-9	10-3-10-4 矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">第10節 矢板護岸工</td> <td style="width: 15%;">10-3-10-3 笠コンクリート工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-4-3基礎工(護岸)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>10-3-10-4 矢板工</td> <td></td> <td>3-2-3-4矢板工</td> <td>Ⅲ-4</td> </tr> </table>	第10節 矢板護岸工	10-3-10-3 笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-9	10-3-10-4 矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4	誤記修正	iii-22																																								
第10節 矢板護岸工	10-3-9-3 笠コンクリート工			3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-9																																																									
	10-3-10-4 矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4																																																										
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3 笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅲ-9																																																										
	10-3-10-4 矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅲ-4																																																										
<b>第4章 鋼橋上部</b>																																																														
<b>第5節 鋼橋架設工</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%;">第5節 鋼橋架設工</td> <td style="width: 15%;">10-4-5-4 架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-7 架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-8 架設工(送出し架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(送出し架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-10 支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> </table>	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4 架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	10-4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30	10-4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30	10-4-5-7 架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	10-4-5-8 架設工(送出し架設)		3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30	10-4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30	10-4-5-10 支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="7" style="width: 15%;">第5節 鋼橋架設工</td> <td style="width: 15%;">10-4-5-4 架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-<del>1</del>架設工(クレーン架設)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(ケーブルクレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(ケーブルエレクション架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-7 架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-8 架設工(送出し架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(送出し架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(トラベラークレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-5-10 支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> </table>	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4 架設工(クレーン架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	10-4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30	10-4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30	10-4-5-7 架設工(架設桁架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	10-4-5-8 架設工(送出し架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(送出し架設)	Ⅲ-30	10-4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30	10-4-5-10 支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	番号修正	iii-23
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4 架設工(クレーン架設)			3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																									
	10-4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)			3-2-13-1架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30																																																									
	10-4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)			3-2-13-1架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30																																																									
	10-4-5-7 架設工(架設桁架設)			3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																									
	10-4-5-8 架設工(送出し架設)			3-2-13-1架設工(送出し架設)	Ⅲ-30																																																									
	10-4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設)			3-2-13-1架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30																																																									
	10-4-5-10 支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																										
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4 架設工(クレーン架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																										
	10-4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(ケーブルクレーン架設)	Ⅲ-30																																																										
	10-4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(ケーブルエレクション架設)	Ⅲ-30																																																										
	10-4-5-7 架設工(架設桁架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																										
	10-4-5-8 架設工(送出し架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(送出し架設)	Ⅲ-30																																																										
	10-4-5-9 架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工(トラベラークレーン架設)	Ⅲ-30																																																										
	10-4-5-10 支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																										
<b>第7節 床版工</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第7節 床版工</td> <td style="width: 15%;">10-4-7-2 床版工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-18-<del>1</del>床版・横組工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第7節 床版工	10-4-7-2 床版工		3-2-18- <del>1</del> 床版・横組工	Ⅲ-32	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第7節 床版工</td> <td style="width: 15%;">10-4-7-2 床版工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-18-<del>2</del>床版・横組工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-32</td> </tr> </table>	第7節 床版工	10-4-7-2 床版工		3-2-18- <del>2</del> 床版・横組工	Ⅲ-32	番号修正	iii-23																																																
第7節 床版工	10-4-7-2 床版工		3-2-18- <del>1</del> 床版・横組工	Ⅲ-32																																																										
第7節 床版工	10-4-7-2 床版工		3-2-18- <del>2</del> 床版・横組工	Ⅲ-32																																																										
<b>第9節 歩道橋本体工</b>																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第9節 歩道橋本体工</td> <td style="width: 15%;">10-4-9-3 既製杭工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-4-4既製杭工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>10-4-9-4 場所打杭工</td> <td></td> <td>3-2-4-5場所打杭工</td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10-4-9-5 橋脚フーチング工</td> <td>I型</td> <td></td> <td>10-3-8-9橋脚フーチング工</td> <td>Ⅲ-47</td> </tr> <tr> <td>T型</td> <td></td> <td>10-3-8-9橋脚フーチング工</td> <td>Ⅲ-47</td> </tr> <tr> <td>10-4-9-6 歩道橋架設工</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(鋼橋)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-9-7 現場塗装工</td> <td></td> <td>3-2-3-31現場塗装工</td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> </table>	第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3 既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	10-4-9-4 場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9	10-4-9-5 橋脚フーチング工	I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47	T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47	10-4-9-6 歩道橋架設工		3-2-13- <del>1</del> 架設工(鋼橋)	Ⅲ-30	10-4-9-7 現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 15%;">第9節 歩道橋本体工</td> <td style="width: 15%;">10-4-9-3 既製杭工</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-4-4既製杭工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td>10-4-9-4 場所打杭工</td> <td></td> <td>3-2-4-5場所打杭工</td> <td>Ⅲ-9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10-4-9-5 橋脚フーチング工</td> <td>I型</td> <td></td> <td>10-3-8-9橋脚フーチング工</td> <td>Ⅲ-47</td> </tr> <tr> <td>T型</td> <td></td> <td>10-3-8-9橋脚フーチング工</td> <td>Ⅲ-47</td> </tr> <tr> <td>10-4-9-6 歩道橋架設工</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del>架設工(鋼橋)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-4-9-7 現場塗装工</td> <td></td> <td>3-2-3-31現場塗装工</td> <td>Ⅲ-8</td> </tr> </table>	第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3 既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9	10-4-9-4 場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9	10-4-9-5 橋脚フーチング工	I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47	T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47	10-4-9-6 歩道橋架設工		3-2-13- <del>1</del> 架設工(鋼橋)	Ⅲ-30	10-4-9-7 現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8	番号修正	iii-23						
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3 既製杭工			3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9																																																									
	10-4-9-4 場所打杭工			3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9																																																									
	10-4-9-5 橋脚フーチング工		I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47																																																								
			T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47																																																								
	10-4-9-6 歩道橋架設工		3-2-13- <del>1</del> 架設工(鋼橋)	Ⅲ-30																																																										
10-4-9-7 現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8																																																											
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3 既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅲ-9																																																										
	10-4-9-4 場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅲ-9																																																										
	10-4-9-5 橋脚フーチング工	I型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47																																																									
		T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅲ-47																																																									
	10-4-9-6 歩道橋架設工		3-2-13- <del>1</del> 架設工(鋼橋)	Ⅲ-30																																																										
10-4-9-7 現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8																																																											

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																																																																																						
<b>第5章 コンクリート橋上部</b>																																																																																																										
<b>第5節 PC橋工</b>																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第5節 PC橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-5-2</td> <td style="width: 20%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">けた橋</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>スラブ橋</td> <td>3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-4</td> <td>プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-6</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-9</td> <td>床版・横組工</td> <td></td> <td>3-2-18-1床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第5節 PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5			スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	10-5-5-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5	10-5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5	10-5-5-6	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-5-7	架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	10-5-5-8	架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	10-5-5-9	床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32	10-5-5-10	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%;">第5節 PC橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-5-2</td> <td style="width: 20%;">プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">けた橋</td> <td style="width: 15%;">3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>スラブ橋</td> <td>3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-3</td> <td>ポストテンション桁製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-13ポストテンション桁製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-4</td> <td>プレキャストセグメント製作工(購入工)</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-5</td> <td>プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td></td> <td>3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-6</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-7</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-8</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-9</td> <td>床版・横組工</td> <td></td> <td>3-2-18-2床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>10-5-5-10</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第5節 PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5			スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	10-5-5-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5	10-5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5	10-5-5-6	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-5-7	架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	10-5-5-8	架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	10-5-5-9	床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32	10-5-5-10	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-24
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																																																				
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																																																				
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5																																																																																																				
	10-5-5-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																																																				
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5																																																																																																				
	10-5-5-6		支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																				
	10-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32																																																																																																				
	10-5-5-10	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
第5節 PC橋工	10-5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																																																					
			スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																																																					
	10-5-5-3	ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅲ-5																																																																																																					
	10-5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁製作工(購入工)	Ⅲ-5																																																																																																					
	10-5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅲ-5																																																																																																					
	10-5-5-6	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																					
	10-5-5-7	架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-5-8	架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-5-9	床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32																																																																																																					
	10-5-5-10	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
<b>第6節 プレベーム桁橋工</b>																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第6節 プレベーム桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-6-2</td> <td style="width: 20%;">プレベーム桁製作工(現場)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-47</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-4</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-5</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-6</td> <td>床版・横組工</td> <td></td> <td>3-2-18-1床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-9</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2	プレベーム桁製作工(現場)			Ⅲ-47	10-5-6-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	10-5-6-6	床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="width: 15%;">第6節 プレベーム桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-6-2</td> <td style="width: 20%;">プレベーム桁製作工(現場)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-47</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-4</td> <td>架設工(クレーン架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(クレーン架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-5</td> <td>架設工(架設桁架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工(架設桁架設)</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-6</td> <td>床版・横組工</td> <td></td> <td>3-2-18-2床版・横組工</td> <td>Ⅲ-32</td> </tr> <tr> <td>10-5-6-9</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2	プレベーム桁製作工(現場)			Ⅲ-47	10-5-6-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30	10-5-6-6	床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-24																																								
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工(現場)			Ⅲ-47																																																																																																				
	10-5-6-3		支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																				
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-1床版・横組工	Ⅲ-32																																																																																																				
	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2	プレベーム桁製作工(現場)			Ⅲ-47																																																																																																					
	10-5-6-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																					
	10-5-6-4	架設工(クレーン架設)		3-2-13-1架設工(クレーン架設)	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-6-5	架設工(架設桁架設)		3-2-13-1架設工(架設桁架設)	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-6-6	床版・横組工		3-2-18-2床版・横組工	Ⅲ-32																																																																																																					
	10-5-6-9	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
<b>第7節 PCホロースラブ橋工</b>																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第7節 PCホロースラブ橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-7-2</td> <td style="width: 20%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-7-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-7-4</td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-7-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	10-5-7-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-7-4	PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5	10-5-7-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第7節 PCホロースラブ橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-7-2</td> <td style="width: 20%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-7-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-7-4</td> <td>PCホロースラブ製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-7-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	10-5-7-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-7-4	PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5	10-5-7-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-24																																																												
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2		架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-7-3		支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																				
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5																																																																																																				
	10-5-7-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-7-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																					
	10-5-7-4	PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5																																																																																																					
	10-5-7-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
<b>第8節 RCホロースラブ橋工</b>																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第8節 RCホロースラブ橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-8-2</td> <td style="width: 20%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-8-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-8-4</td> <td>RC場所打ホロースラブ製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-8-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	10-5-8-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-8-4	RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5	10-5-8-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第8節 RCホロースラブ橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-8-2</td> <td style="width: 20%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-8-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-8-4</td> <td>RC場所打ホロースラブ製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-15PCホロースラブ製作工</td> <td>Ⅲ-5</td> </tr> <tr> <td>10-5-8-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	10-5-8-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-8-4	RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5	10-5-8-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-24																																																												
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2		架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-8-3		支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																				
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5																																																																																																				
	10-5-8-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-8-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																					
	10-5-8-4	RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅲ-5																																																																																																					
	10-5-8-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
<b>第10節 PC箱桁橋工</b>																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第10節 PC箱桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-10-2</td> <td style="width: 20%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-10-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-10-4</td> <td>PC箱桁製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-16PC箱桁製作工</td> <td>Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td>10-5-10-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	10-5-10-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-10-4	PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6	10-5-10-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">第10節 PC箱桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-10-2</td> <td style="width: 20%;">架設支保工(固定)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-13-1架設工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-30</td> </tr> <tr> <td>10-5-10-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-10-4</td> <td>PC箱桁製作工</td> <td></td> <td>3-2-3-16PC箱桁製作工</td> <td>Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td>10-5-10-5</td> <td>落橋防止装置工</td> <td></td> <td>10-16-22-4落橋防止装置工</td> <td>Ⅲ-51</td> </tr> </table>	第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	10-5-10-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-10-4	PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6	10-5-10-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51	番号修正	iii-24																																																												
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2		架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																				
	10-5-10-3		支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																				
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6																																																																																																				
	10-5-10-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2	架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																					
	10-5-10-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																					
	10-5-10-4	PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6																																																																																																					
	10-5-10-5	落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	Ⅲ-51																																																																																																					
<b>第11節 PC片持箱桁橋工</b>																																																																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">第11節 PC片持箱桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-11-2</td> <td style="width: 20%;">PC片持箱桁製作工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-3-16PC箱桁製作工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td>10-5-11-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-11-4</td> <td>架設工(片持架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> </table>	第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2	PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6	10-5-11-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-11-4	架設工(片持架設)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">第11節 PC片持箱桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-11-2</td> <td style="width: 20%;">PC片持箱桁製作工</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-3-16PC箱桁製作工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td>10-5-11-3</td> <td>支承工</td> <td></td> <td>6-4-9-10支承工</td> <td>Ⅲ-34</td> </tr> <tr> <td>10-5-11-4</td> <td>架設工(片持架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1架設工</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> </table>	第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2	PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6	10-5-11-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34	10-5-11-4	架設工(片持架設)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30	番号修正	iii-24																																																																						
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6																																																																																																				
	10-5-11-3		支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																				
	10-5-11-4	架設工(片持架設)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																					
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2	PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅲ-6																																																																																																					
	10-5-11-3	支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-34																																																																																																					
	10-5-11-4	架設工(片持架設)		3-2-13-1架設工	Ⅲ-30																																																																																																					

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

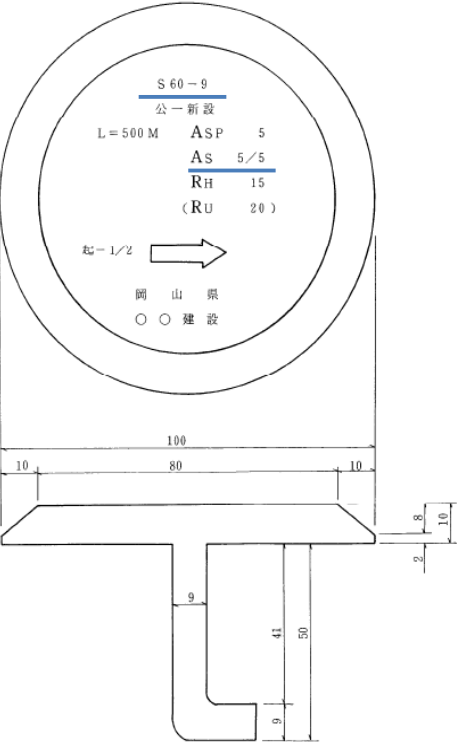
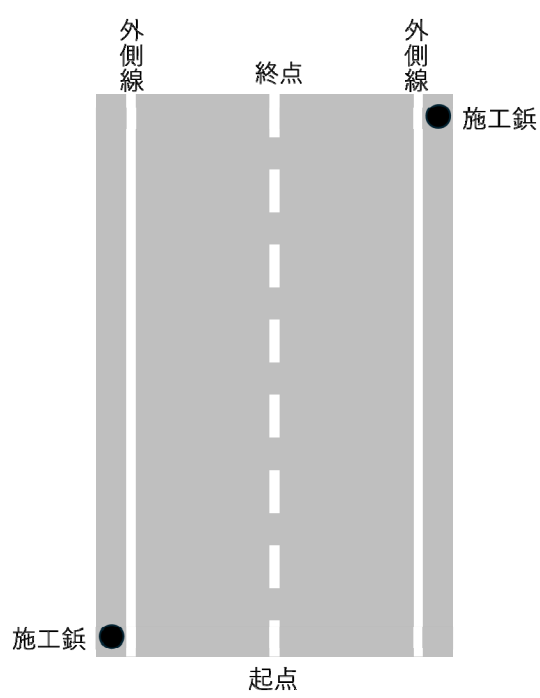
写真管理基準(案)

	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																														
<b>第12節 PC押し箱桁橋工</b>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第12節 PC押し箱桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-12-2 PC押し箱桁製作</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-3-16 PC押し箱桁製作工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-5-12-3 架設工(押し架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-1 架設工</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> </table>	第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2 PC押し箱桁製作		3-2-3-16 PC押し箱桁製作工	Ⅲ-6		10-5-12-3 架設工(押し架設)		3-2-13-1 架設工	Ⅲ-30	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第12節 PC押し箱桁橋工</td> <td style="width: 15%;">10-5-12-2 PC押し箱桁製作</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">3-2-3-16 PC押し箱桁製作工</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-5-12-3 架設工(押し架設)</td> <td></td> <td>3-2-13-<del>1</del> 架設工</td> <td>Ⅲ-30</td> </tr> </table>	第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2 PC押し箱桁製作		3-2-3-16 PC押し箱桁製作工	Ⅲ-6		10-5-12-3 架設工(押し架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工	Ⅲ-30	番号修正	iii-24										
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2 PC押し箱桁製作		3-2-3-16 PC押し箱桁製作工	Ⅲ-6																														
	10-5-12-3 架設工(押し架設)		3-2-13-1 架設工	Ⅲ-30																														
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2 PC押し箱桁製作		3-2-3-16 PC押し箱桁製作工	Ⅲ-6																														
	10-5-12-3 架設工(押し架設)		3-2-13- <del>1</del> 架設工	Ⅲ-30																														
<b>第12章 電線共同溝</b>																																		
<b>第5節 電線共同溝工</b>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5節 電線共同溝工</td> <td style="width: 15%;">10-12-5-2 管路工(管路部)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-12-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-50</td> </tr> </table>	第5節 電線共同溝工	10-12-5-2 管路工(管路部)			Ⅲ-50		10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			Ⅲ-50		10-12-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)			Ⅲ-50	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第5節 電線共同溝工</td> <td style="width: 15%;">10-12-5-2 管路工(管路部)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10-12-5-4 現場打ち<del>打</del>ボックス工(特殊部)</td> <td></td> <td></td> <td>Ⅲ-50</td> </tr> </table>	第5節 電線共同溝工	10-12-5-2 管路工(管路部)			Ⅲ-50		10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			Ⅲ-50		10-12-5-4 現場打ち <del>打</del> ボックス工(特殊部)			Ⅲ-50	誤記修正	iii-25
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2 管路工(管路部)			Ⅲ-50																														
	10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			Ⅲ-50																														
	10-12-5-4 現場打ちボックス工(特殊部)			Ⅲ-50																														
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2 管路工(管路部)			Ⅲ-50																														
	10-12-5-3 プレキャストボックス工(特殊部)			Ⅲ-50																														
	10-12-5-4 現場打ち <del>打</del> ボックス工(特殊部)			Ⅲ-50																														
<b>第13章 情報ボックス工</b>																																		
<b>第3節 情報ボックス工</b>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第3節 情報ボックス工</td> <td style="width: 15%;">10-13-3-3 管路工(管路部)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">10-12-5-2 管路工(管路部)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-50</td> </tr> </table>	第3節 情報ボックス工	10-13-3-3 管路工(管路部)		10-12-5-2 管路工(管路部)	Ⅲ-50	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第3節 情報ボックス工</td> <td style="width: 15%;">10-13-3-<del>4</del> 管路工(管路部)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">10-12-5-2 管路工(管路部)</td> <td style="width: 10%;">Ⅲ-50</td> </tr> </table>	第3節 情報ボックス工	10-13-3- <del>4</del> 管路工(管路部)		10-12-5-2 管路工(管路部)	Ⅲ-50	誤記修正	iii-25																				
第3節 情報ボックス工	10-13-3-3 管路工(管路部)		10-12-5-2 管路工(管路部)	Ⅲ-50																														
第3節 情報ボックス工	10-13-3- <del>4</del> 管路工(管路部)		10-12-5-2 管路工(管路部)	Ⅲ-50																														

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版) 主な改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号
<b>プレキャスト製品の確認要領</b>				
<b>1. よう壁など土木用コンクリートブロックの確認方法</b>				
<b>〔2〕総 則</b>				
<b>(3)JIS製品以外</b>	<p>(2) 施工中 上記資料は、最終納入ブロックの製造月日まで1ヶ月毎とりまとめて提出させ、随時検討を行うものとする。 なお、外観確認は、製品納入の都度〔4〕により行うものとする。</p>	<p>(2) 施工中 <b>(必要に応じて行う)</b> 上記資料は、最終納入ブロックの製造月日まで1ヶ月毎とりまとめて提出させ、随時検討を行うものとする。 なお、外観確認は、製品納入の都度〔4〕により行うものとする。</p>	実態を踏まえた変更	1
<b>2. プレキャスト製品の確認要領</b>				
<b>〔2〕総 則</b>				
<b>(3)JIS製品以外</b>	<p>① 施工前(承認) 使用(承諾)しようとする製品については、当該製品の製造前少なくとも、1ヶ月分の品質、出来形資料を求め〔3〕に定める基準に照らし、満足すれば、購入者が現地で行う品質及び出来形(形状寸法)確認を省略し、製造者が工場で行う管理資料の提出に換えることが出来る。 なお、当該製品の製造前1ヵ月分の資料の提出が困難な場合は、監督員と協議し、他の製品の管理記録に換えることが出来る。</p> <p>② JIS製品以外の製品で前記(2)②以外の製品を使用する場合は、請負者から工事箇所ごとに承認願(別冊様式集)を提出させ、上記の基準により審査すること。</p> <p>③ 施工中 品質・出来形資料は、最終納入ブロックの製造月日まで1ヶ月毎とりまとめて提出させ、随時確認を行うものとする。 なお、外観確認は、製品納入の都度〔4〕により行うものとする。</p>	<p>① 施工前(承認) 使用(承諾)しようとする製品については、当該製品の製造前少なくとも、1ヶ月分の品質、出来形資料を求め〔3〕に定める基準に照らし、満足すれば、購入者が現地で行う品質及び出来形(形状寸法)確認を省略し、製造者が工場で行う管理資料の提出に換えることが出来る。 なお、当該製品の製造前1ヵ月分の資料の提出が困難な場合は、監督員と協議し、他の製品の管理記録に換えることが出来る。</p> <p>② JIS製品以外の製品で前記(2)②以外の製品を使用する場合は、請負者から工事箇所ごとに承認願(別冊様式集)を提出させ、上記の基準により審査すること。</p> <p>③ 施工中 <b>(必要に応じて行う)</b> 品質・出来形資料は、最終納入ブロックの製造月日まで1ヶ月毎とりまとめて提出させ、随時確認を行うものとする。 なお、外観確認は、製品納入の都度〔4〕により行うものとする。</p>	実態を踏まえた変更	1

# 岡山県土木工事共通仕様書(令和8年度版)改定内容

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																								
<p>アスファルト舗装工事の施工鉾及び官民境界杭の設置要領</p> <p>アスファルト舗装工事の施工鉾について</p>	<p>「アスファルト舗装工事の施工鉾について」(昭和60年8月30日付け、道整第207号)によること。</p> <p>(施工鉾詳細図および記入例)</p>  <p>単位: mm</p>	<p>(1) 設置箇所            施工区間の起点及び終点の2箇所とし、左側路肩のできるだけ外寄りに設置する。(下図参照)            施工区間が数工区に分かれている場合、又は舗装構成が変化している場合は、各工区及び変化点ごとの起点に設置するものとする。</p> <p>(2) 材質、形状            施工鉾の材質は黄銅とし、形状寸法は別図のとおりとする。</p> <p>(3) 記入事項            施工鉾には、次の事項を刻印するものとする。(別図参照)</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 最上段</td> <td>竣工年月</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 2段目</td> <td>工種</td> <td>公一新設</td> <td>単一新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公一改良</td> <td>単一改良</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公一補修</td> <td>単一補修</td> </tr> <tr> <td>3) 3段目</td> <td colspan="3">左側に施工延長、右側に舗装構成別厚さ(単位cm)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">舗装構成の記号は別表による。</td> </tr> <tr> <td>4) 4段目</td> <td colspan="3">施工区間を示す矢印及び起終点の表示</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">舗装構成の変化点には起-1/2、2/2のように記入</td> </tr> <tr> <td>5) 5段目</td> <td colspan="3">事業主体名</td> </tr> <tr> <td>6) 最下段</td> <td colspan="3">施工業者名</td> </tr> </table> <p>(施工鉾設置位置)</p> 	1) 最上段	竣工年月			2) 2段目	工種	公一新設	単一新設			公一改良	単一改良			公一補修	単一補修	3) 3段目	左側に施工延長、右側に舗装構成別厚さ(単位cm)				舗装構成の記号は別表による。			4) 4段目	施工区間を示す矢印及び起終点の表示				舗装構成の変化点には起-1/2、2/2のように記入			5) 5段目	事業主体名			6) 最下段	施工業者名			<p>説明の追加</p>	<p>1</p>
1) 最上段	竣工年月																																											
2) 2段目	工種	公一新設	単一新設																																									
		公一改良	単一改良																																									
		公一補修	単一補修																																									
3) 3段目	左側に施工延長、右側に舗装構成別厚さ(単位cm)																																											
	舗装構成の記号は別表による。																																											
4) 4段目	施工区間を示す矢印及び起終点の表示																																											
	舗装構成の変化点には起-1/2、2/2のように記入																																											
5) 5段目	事業主体名																																											
6) 最下段	施工業者名																																											

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	改定理由	頁番号																																											
		<p>(別表) 舗装構成の記号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="4">表 基 層</td> <td>密粒及び粗粒度アスコン</td> <td>As</td> <td>路上再生(リフォーム)</td> <td>FAs</td> </tr> <tr> <td>改質アスファルトⅠ型</td> <td>AsR</td> <td>路上再生(リペーブ)</td> <td>PAs</td> </tr> <tr> <td>改質アスファルトⅡ型</td> <td>AsP</td> <td>路上再生(リミックス)</td> <td>MAs</td> </tr> <tr> <td>排水性アスコン</td> <td>AsH</td> <td>セメントコンクリート</td> <td>Co</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上 層 路 盤</td> <td>粒調碎石</td> <td>R</td> <td>セメント安定処理</td> <td>Rc</td> </tr> <tr> <td>水硬性粒調スラグ(HMS)</td> <td>RH</td> <td>石灰安定処理</td> <td>RL</td> </tr> <tr> <td>アスファルト安定処理</td> <td>Ass</td> <td>路上再生セメント安定処理</td> <td>RRc</td> </tr> <tr> <td>路上再生セメントアスファルト乳剤安定処理</td> <td>RRAs</td> <td>路上再生石灰安定処理</td> <td>RRL</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">下 層 路 盤</td> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>Ru</td> <td>セメント安定処理</td> <td>Ruc</td> </tr> <tr> <td>クラッシャーラン</td> <td>RRu</td> <td>石灰安定処理</td> <td>RUL</td> </tr> </table> <p>注) 1. 当該工事により施工した部分以外は ( ) 内書とする。                  (例) 1) オーバーレイ AS 5                  (AS 5)                  (R 10)                  (RU20)                  2) 舗装新設(下層路盤は改良工事で施工)                  AS 5                  R 10                  (RU20)</p> <p>(別図) 施工図詳細図および記入例</p> <div style="text-align: right;">単位: mm</div>	表 基 層	密粒及び粗粒度アスコン	As	路上再生(リフォーム)	FAs	改質アスファルトⅠ型	AsR	路上再生(リペーブ)	PAs	改質アスファルトⅡ型	AsP	路上再生(リミックス)	MAs	排水性アスコン	AsH	セメントコンクリート	Co	上 層 路 盤	粒調碎石	R	セメント安定処理	Rc	水硬性粒調スラグ(HMS)	RH	石灰安定処理	RL	アスファルト安定処理	Ass	路上再生セメント安定処理	RRc	路上再生セメントアスファルト乳剤安定処理	RRAs	路上再生石灰安定処理	RRL	下 層 路 盤	再生クラッシャーラン	Ru	セメント安定処理	Ruc	クラッシャーラン	RRu	石灰安定処理	RUL	説明の追加	1
表 基 層	密粒及び粗粒度アスコン	As		路上再生(リフォーム)	FAs																																										
	改質アスファルトⅠ型	AsR		路上再生(リペーブ)	PAs																																										
	改質アスファルトⅡ型	AsP		路上再生(リミックス)	MAs																																										
	排水性アスコン	AsH	セメントコンクリート	Co																																											
上 層 路 盤	粒調碎石	R	セメント安定処理	Rc																																											
	水硬性粒調スラグ(HMS)	RH	石灰安定処理	RL																																											
	アスファルト安定処理	Ass	路上再生セメント安定処理	RRc																																											
	路上再生セメントアスファルト乳剤安定処理	RRAs	路上再生石灰安定処理	RRL																																											
下 層 路 盤	再生クラッシャーラン	Ru	セメント安定処理	Ruc																																											
	クラッシャーラン	RRu	石灰安定処理	RUL																																											

# 工事提出書類様式新旧対照

－ 契約関係様式 －

様式契-5 現場発生品調書  
 <改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式	旧様式																																																																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">様式契-5 (仕第1-1-1-20条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(担当課長) 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">受注者 住 所 会 社 名 代表者名</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">現場発生品調書</p> <p style="font-size: x-small;">下記のとおり発生品が生じたので納入します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>路線・河川名</td> <td></td> <td>工事場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>品 名</td> <td>規 格</td> <td>単 位</td> <td>数 量</td> <td>発生工種</td> <td>摘 要</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 5px;">資料添付欄</div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">備考 1. 日本産業規格A列4版タテ 2. 発生品納入のとき</p> </div>	工事番号		工事名				路線・河川名		工事場所				品 名	規 格	単 位	数 量	発生工種	摘 要																									<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">様式契-5 (仕第1-1-1-18条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(担当課長) 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">受注者 住 所 会 社 名 代表者名</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">現場発生品調書</p> <p style="font-size: x-small;">下記のとおり発生品が生じたので納入します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>路線・河川名</td> <td></td> <td>工事場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>品 名</td> <td>規 格</td> <td>単 位</td> <td>数 量</td> <td>発生工種</td> <td>摘 要</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 5px;">資料添付欄</div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">備考 1. 日本産業規格A列4版タテ 2. 発生品納入のとき</p> </div>	工事番号		工事名				路線・河川名		工事場所				品 名	規 格	単 位	数 量	発生工種	摘 要																								
工事番号		工事名																																																																																			
路線・河川名		工事場所																																																																																			
品 名	規 格	単 位	数 量	発生工種	摘 要																																																																																
工事番号		工事名																																																																																			
路線・河川名		工事場所																																																																																			
品 名	規 格	単 位	数 量	発生工種	摘 要																																																																																

様式契-18の1 【建設業退職金共済制度】 掛金収納書提出用台帳  
 <改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式	旧様式																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">様式契-18の1(仕様1-1-1-44条関係)</p> <p>発注者 岡山県 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span> 殿</p> <p>工事番号および工事名 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 70%;">建設キャリアアップシステム現場ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span></td> <td style="width: 30%;">総工事費 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em;"></span> 円</td> </tr> </table> <p>受注者(元請)</p> <p>住所 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>名称 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>共済契約者番号 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>建設キャリアアップシステム事業者ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>共済証紙購入金額 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span> 円</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">掛金収納書提出用台紙</p> </div> <div style="text-align: right; font-size: x-small; margin-top: 10px;">(掛金収納書は台紙に貼り付ける)</div> <div style="margin-top: 20px; font-size: x-small;"> <p>当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 発注者の指示のとおり</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合</p> <table style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td style="text-align: center;">就労予定延人数</td> <td style="text-align: center;">販売価格</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人日 ×</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合</p> <table style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td style="text-align: center;">総工事費</td> <td style="text-align: center;">購入率</td> <td style="text-align: center;">※加入率</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 ×</td> <td style="text-align: center;">1,000 ×</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">70 %</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※対象工事における労働者の建退共加入率</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; width: 150px;">購入額の根拠を記入</p> </div> <div style="margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p>(参考)</p> <p>建設キャリアアップシステム登録情報</p> <p>共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)</p> <p>本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)</p> <p>本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)</p> </div>	建設キャリアアップシステム現場ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>	総工事費 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em;"></span> 円	就労予定延人数	販売価格	=	円	人日 ×	円			総工事費	購入率	※加入率	=	円	円 ×	1,000 ×	%					70 %			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">様式契-18の1(仕様1-1-1-41条関係)</p> <p>発注者 岡山県 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 1em;"></span> 殿</p> <p>工事番号および工事名 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 70%;">建設キャリアアップシステム現場ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span></td> <td style="width: 30%;">総工事費 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em;"></span> 円</td> </tr> </table> <p>受注者(元請)</p> <p>住所 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>名称 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>共済契約者番号 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>建設キャリアアップシステム事業者ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span></p> <p>共済証紙購入金額 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; height: 1em;"></span> 円</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">掛金収納書提出用台紙</p> </div> <div style="text-align: right; font-size: x-small; margin-top: 10px;">(掛金収納書は台紙に貼り付ける)</div> <div style="margin-top: 20px; font-size: x-small;"> <p>当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 発注者の指示のとおり</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合</p> <table style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td style="text-align: center;">就労予定延人数</td> <td style="text-align: center;">販売価格</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人日 ×</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合</p> <table style="width: 100%; font-size: x-small;"> <tr> <td style="text-align: center;">総工事費</td> <td style="text-align: center;">購入率</td> <td style="text-align: center;">※加入率</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 ×</td> <td style="text-align: center;">1,000 ×</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">70 %</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※対象工事における労働者の建退共加入率</p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; width: 150px;">購入額の根拠を記入</p> </div> <div style="margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p>(参考)</p> <p>建設キャリアアップシステム登録情報</p> <p>共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)</p> <p>本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)</p> <p>本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)</p> </div>	建設キャリアアップシステム現場ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>	総工事費 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em;"></span> 円	就労予定延人数	販売価格	=	円	人日 ×	円			総工事費	購入率	※加入率	=	円	円 ×	1,000 ×	%					70 %		
建設キャリアアップシステム現場ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>	総工事費 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em;"></span> 円																																																		
就労予定延人数	販売価格	=	円																																																
人日 ×	円																																																		
総工事費	購入率	※加入率	=	円																																															
円 ×	1,000 ×	%																																																	
		70 %																																																	
建設キャリアアップシステム現場ID <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em;"></span>	総工事費 <span style="background-color: #e0f0ff; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 1em;"></span> 円																																																		
就労予定延人数	販売価格	=	円																																																
人日 ×	円																																																		
総工事費	購入率	※加入率	=	円																																															
円 ×	1,000 ×	%																																																	
		70 %																																																	

# 様式契-18の2 【建設業退職金共済制度】掛金収納書（電子申請方式）

<改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式	旧様式																																																																																																																																																																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式契-18の2 (付随1-1-1-14条関係) <b>掛金収納書（電子申請方式）</b> (共済契約者が発注者へ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">共済契約者番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>共済契約者名 (法人または事業主氏名)</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>J Vの場合は 共同企業体名</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">掛金収納書番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> <p>収納年月日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">退職金ポイント購入額</th> </tr> <tr> <th>単価</th> <th>購入日数</th> <th colspan="2">購入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>320円 (中小企業用)</td> <td>日</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>320円 (大企業用)</td> <td>日</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>日</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工事の区分</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">発注者名</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公共</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 民間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">元請契約の工事番号および工事名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>総工事費</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">当該工事の退職金ポイント購入の考え方</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。  <small>独立行政法人労働者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 電子印鑑</small>      投務処理には使用できません。      また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願</p> <p>(参考)  <b>建設キャリアアップシステム登録情報</b>      本工事を施工する下請負人を含めた建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無)      元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID</p> <p>本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 (有) (無)      本現場の建設キャリアアップシステム現場ID</p> <p>本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な欄! (有) (無)</p> </div>	共済契約者番号										共済契約者名 (法人または事業主氏名)										J Vの場合は 共同企業体名																				退職金ポイント購入額				単価	購入日数	購入額		320円 (中小企業用)	日		円	320円 (大企業用)	日		円	合計	日		円	工事の区分		発注者名	<input type="checkbox"/> 公共			<input type="checkbox"/> 民間			<input type="checkbox"/> その他			元請契約の工事番号および工事名						総工事費		円				当該工事の退職金ポイント購入の考え方						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>様式契-18の2 (付随1-1-1-14条関係) <b>掛金収納書（電子申請方式）</b> (共済契約者が発注者へ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">共済契約者番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>共済契約者名 (法人または事業主氏名)</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>J Vの場合は 共同企業体名</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">掛金収納書番号 (お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> <p>収納年月日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">退職金ポイント購入額</th> </tr> <tr> <th>単価</th> <th>購入日数</th> <th colspan="2">購入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>320円 (中小企業用)</td> <td>日</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>320円 (大企業用)</td> <td>日</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>日</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工事の区分</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%;">発注者名</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 公共</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 民間</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">元請契約の工事番号および工事名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>総工事費</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">当該工事の退職金ポイント購入の考え方</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。  <small>独立行政法人労働者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 電子印鑑</small>      投務処理には使用できません。      また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願</p> <p>(参考)  <b>建設キャリアアップシステム登録情報</b>      本工事を施工する下請負人を含めた建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有) (無)      元請負人の建設キャリアアップシステム事業者ID</p> <p>本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無 (有) (無)      本現場の建設キャリアアップシステム現場ID</p> <p>本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な欄! (有) (無)</p> </div>	共済契約者番号										共済契約者名 (法人または事業主氏名)										J Vの場合は 共同企業体名																				退職金ポイント購入額				単価	購入日数	購入額		320円 (中小企業用)	日		円	320円 (大企業用)	日		円	合計	日		円	工事の区分		発注者名	<input type="checkbox"/> 公共			<input type="checkbox"/> 民間			<input type="checkbox"/> その他			元請契約の工事番号および工事名						総工事費		円				当該工事の退職金ポイント購入の考え方					
共済契約者番号																																																																																																																																																																																					
共済契約者名 (法人または事業主氏名)																																																																																																																																																																																					
J Vの場合は 共同企業体名																																																																																																																																																																																					
退職金ポイント購入額																																																																																																																																																																																					
単価	購入日数	購入額																																																																																																																																																																																			
320円 (中小企業用)	日		円																																																																																																																																																																																		
320円 (大企業用)	日		円																																																																																																																																																																																		
合計	日		円																																																																																																																																																																																		
工事の区分		発注者名																																																																																																																																																																																			
<input type="checkbox"/> 公共																																																																																																																																																																																					
<input type="checkbox"/> 民間																																																																																																																																																																																					
<input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																					
元請契約の工事番号および工事名																																																																																																																																																																																					
総工事費		円																																																																																																																																																																																			
当該工事の退職金ポイント購入の考え方																																																																																																																																																																																					
共済契約者番号																																																																																																																																																																																					
共済契約者名 (法人または事業主氏名)																																																																																																																																																																																					
J Vの場合は 共同企業体名																																																																																																																																																																																					
退職金ポイント購入額																																																																																																																																																																																					
単価	購入日数	購入額																																																																																																																																																																																			
320円 (中小企業用)	日		円																																																																																																																																																																																		
320円 (大企業用)	日		円																																																																																																																																																																																		
合計	日		円																																																																																																																																																																																		
工事の区分		発注者名																																																																																																																																																																																			
<input type="checkbox"/> 公共																																																																																																																																																																																					
<input type="checkbox"/> 民間																																																																																																																																																																																					
<input type="checkbox"/> その他																																																																																																																																																																																					
元請契約の工事番号および工事名																																																																																																																																																																																					
総工事費		円																																																																																																																																																																																			
当該工事の退職金ポイント購入の考え方																																																																																																																																																																																					

# 工事提出書類様式新旧対照

－ 検査関係様式 －

# 様式検 - 1 修補指示書

<改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式	旧様式																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small;">様式検 - 1 (工執第29条関係、仕第1-1-1-23条関係)</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">(現場代理人) 殿</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(検査員)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下記について修補を指示する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>修 補 指 示 書</b></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; font-size: x-small;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px; vertical-align: top; font-size: x-small;">修補箇所及び修補内容</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">修補の期限</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: x-small;">備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ</td> </tr> </table>	様式検 - 1 (工執第29条関係、仕第1-1-1-23条関係)		(現場代理人) 殿	年 月 日		(検査員)	下記について修補を指示する。		<b>修 補 指 示 書</b>		工事名		修補箇所及び修補内容		修補の期限	年 月 日	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small;">様式検 - 1 (工執第29条関係、仕第1-1-1-21条関係)</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">(現場代理人) 殿</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(検査員)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">下記について修補を指示する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>修 補 指 示 書</b></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; font-size: x-small;">工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px; vertical-align: top; font-size: x-small;">修補箇所及び修補内容</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">修補の期限</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: x-small;">備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ</td> </tr> </table>	様式検 - 1 (工執第29条関係、仕第1-1-1-21条関係)		(現場代理人) 殿	年 月 日		(検査員)	下記について修補を指示する。		<b>修 補 指 示 書</b>		工事名		修補箇所及び修補内容		修補の期限	年 月 日	備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ	
様式検 - 1 (工執第29条関係、仕第1-1-1-23条関係)																																					
(現場代理人) 殿	年 月 日																																				
	(検査員)																																				
下記について修補を指示する。																																					
<b>修 補 指 示 書</b>																																					
工事名																																					
修補箇所及び修補内容																																					
修補の期限	年 月 日																																				
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ																																					
様式検 - 1 (工執第29条関係、仕第1-1-1-21条関係)																																					
(現場代理人) 殿	年 月 日																																				
	(検査員)																																				
下記について修補を指示する。																																					
<b>修 補 指 示 書</b>																																					
工事名																																					
修補箇所及び修補内容																																					
修補の期限	年 月 日																																				
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ																																					

# 様式検 - 2 修補完了報告書

## <改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式	旧様式				
<div data-bbox="347 502 848 1402"> <p>様式検 - 2 (工執第29条関係、仕第1-1-1-23条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(検査員) 殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 会 社 名 現場代理人</p> <p>年 月 日の( )検査において、修補指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;"><b>修 補 完 了 報 告 書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> </table> <p>検査員の修補指示箇所及び修補内容</p> <hr/> <p>備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ</p> </div>	工事名		<div data-bbox="1447 502 1948 1402"> <p>様式検 - 2 (工執第29条関係、仕第1-1-1-21条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(検査員) 殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 会 社 名 現場代理人</p> <p>年 月 日の( )検査において、修補指示されました部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;"><b>修 補 完 了 報 告 書</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事名</td> <td></td> </tr> </table> <p>検査員の修補指示箇所及び修補内容</p> <hr/> <p>備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ</p> </div>	工事名	
工事名					
工事名					

# 工事提出書類様式新旧対照

－ 施工関係様式 －

様式施－6 検査・段階確認書  
 <改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式	旧様式																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">様式施－6（仕第1-1-1-24条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>検査・段階確認書</b>（監督日誌に綴る）                 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>施工予定表</b> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">                     年 月 日                 </div> <p style="font-size: x-small;">設計図書に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small; margin-bottom: 5px;"> <span>受注業者名： 工事名：</span> <span>現場代理人名 筆</span> </div> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small; margin-bottom: 5px;"> <span>種別：</span> <span>細別：</span> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">受注者記入欄</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">監督員記入欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">検査・段階確認項目</th> <th style="width: 20%;">検査・確認予定時期</th> <th style="width: 10%;">備考</th> <th style="width: 20%;">検査・確認予定時期</th> <th style="width: 20%;">備考</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">                     年 月 日                 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>確認書</b> </div> <p style="font-size: x-small;">上記種別について、検査・段階確認を実施し確認した。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">                     監督員名：                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 100px; margin-bottom: 5px;">                     資料添付欄                 </div> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ</p> </div>	受注者記入欄			監督員記入欄			検査・段階確認項目	検査・確認予定時期	備考	検査・確認予定時期	備考								<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">様式施－6（仕第1-1-1-22条関係）</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>検査・段階確認書</b>（監督日誌に綴る）                 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>施工予定表</b> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">                     年 月 日                 </div> <p style="font-size: x-small;">設計図書に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small; margin-bottom: 5px;"> <span>受注業者名： 工事名：</span> <span>現場代理人名 筆</span> </div> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: x-small; margin-bottom: 5px;"> <span>種別：</span> <span>細別：</span> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">受注者記入欄</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">監督員記入欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">検査・段階確認項目</th> <th style="width: 20%;">検査・確認予定時期</th> <th style="width: 10%;">備考</th> <th style="width: 20%;">検査・確認予定時期</th> <th style="width: 20%;">備考</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">                     年 月 日                 </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <b>確認書</b> </div> <p style="font-size: x-small;">上記種別について、検査・段階確認を実施し確認した。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">                     監督員名：                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 100px; margin-bottom: 5px;">                     資料添付欄                 </div> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ</p> </div>	受注者記入欄			監督員記入欄			検査・段階確認項目	検査・確認予定時期	備考	検査・確認予定時期	備考							
受注者記入欄			監督員記入欄																																		
検査・段階確認項目	検査・確認予定時期	備考	検査・確認予定時期	備考																																	
受注者記入欄			監督員記入欄																																		
検査・段階確認項目	検査・確認予定時期	備考	検査・確認予定時期	備考																																	



# 様式施－8 立会書

<改定> ・仕様書条ずれの修正

## 新様式

様式施－8（仕第1-1-1-24条関係）

**立 会 書**（監督日誌に綴じる）

年 月 日

設計図書に基づき、下記のとおり立会われたい。

工事名： 受注業者名：  
現場代理人名

受注者記入欄			監督員記入欄	
立会項目	立会予定時期	備考	立会予定時期	備考

年 月 日

**確 認 書**

上記種別について立会い確認した。

監督員名：

資料添付欄

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ

## 旧様式

様式施－8（仕第1-1-1-22条関係）

**立 会 書**（監督日誌に綴じる）

年 月 日

設計図書に基づき、下記のとおり立会われたい。

工事名： 受注業者名：  
現場代理人名

受注者記入欄			監督員記入欄	
立会項目	立会予定時期	備考	立会予定時期	備考

年 月 日

**確 認 書**

上記種別について立会い確認した。

監督員名：

資料添付欄

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番タテ



添付資料 施工体制台帳

<改定> ・仕様書条ずれの修正

新様式										旧様式												
施工体制台帳添付資料（仕第1-1-1-12条関係） ◎下請負の相手方及び内容										施工体制台帳添付資料（仕第1-1-1-10条関係） ◎下請負の相手方及び内容												
No.	下請負契約の次数	下請負契約を履行することとなる建設業の種類	建設業許可番号	下請負業者名 (代表者名)	住所 電話番号	契約年月日		下請負に付した金額 (うち消費税相当額)	主任技術者の氏名 (現場代理人を置いた場合はその氏名)	備考	No.	下請負契約の次数	下請負契約を履行することとなる建設業の種類	建設業許可番号	下請負業者名 (代表者名)	住所 電話番号	契約年月日		下請負に付した金額 (うち消費税相当額)	主任技術者の氏名 (現場代理人を置いた場合はその氏名)	備考	
						工	期										工	期				
						現場着手予定日																
1	○次	とび・土工・コンクリート工事業	第00000号	(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			1	○次	とび・土工・コンクリート工事業	第00000号	(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			
2	○次			(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			2	○次			(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			
3	○次			(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			3	○次			(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			
4	○次			(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			4	○次			(〇〇 〇〇)	〒 - ( ) -	〇年〇月〇日 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 〇年〇月〇日	¥000,000,000 (¥00,000)	〇〇 〇〇 ( )			
						一次下請に付した金額の合計額 (うち消費税相当額)	¥000,000,000 (¥00,000)	※左記の合計額が5,000万円（建築一式工事においては8,000万円）を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。 (許可証等の写しの提出は工事毎に一度で良い。)									一次下請に付した金額の合計額 (うち消費税相当額)	¥000,000,000 (¥00,000)	※左記の合計額が5,000万円（建築一式工事においては8,000万円）を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。 (許可証等の写しの提出は工事毎に一度で良い。)			





# 様式施-10の1 再下請負通知書

## <改定> ・ 国の様式へ統一 ・ 仕様書条ずれの修正

### 新様式

様式施-10の1 (仕第 1-1-12 条関係) 年 月 日

#### 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

##### (再下請負通知書様式)

直近上位の  
注文者名 \_\_\_\_\_

現場代理人名 \_\_\_\_\_ 殿 住所 \_\_\_\_\_

元請名称・  
事業者ID \_\_\_\_\_ 会社名・  
\_\_\_\_\_ 事業者ID \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称及び  
工事内容 \_\_\_\_\_ 注文者との  
\_\_\_\_\_ 年 月 日 年 月 日

工 期 自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日 契約日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	

※健康保険 等の加入 状 況	保険加入 の有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理 記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>			

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	

※健康保険 等の加入 状 況	保険加入 の有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理 記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>			

監督員名	安全衛生責任者名
権 限 及 び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権 限 及 び 意見申出方法	※専門技術者名
※主任技術者名	資 格 内 容
専 任 非専任	担当工事内容
資 格 内 容	

※1号特定技能外国人の従事者の状況(有無) 有 無 ※外国人技能実習生の従事者の状況(有無) 有 無

《記入要領》

- 再下請負契約がある場合、報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合(再下請負関係) 欄(右側の右部分)に記入するとともに、次の契約書類の写しを提出すること。なお、再下請負が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届出すること。
- この届出事項に変更があった場合は、直ちに再提出すること。

※1号特定技能外国人の従事者の状況(有無) 有 無 ※外国人技能実習生の従事者の状況(有無) 有 無

《記入要領》

- 再下請負契約がある場合、報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合(再下請負関係) 欄(右側の右部分)に記入するとともに、次の契約書類の写しを提出すること。なお、再下請負が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は、直ちに再提出すること。

### 旧様式

様式施-10の1 (仕第 1-1-10 条関係) 年 月 日

#### 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

##### (再下請負通知書様式)

直近上位の  
注文者名 \_\_\_\_\_

現場代理人名 \_\_\_\_\_ 殿 住所 \_\_\_\_\_

元請名称・  
事業者ID \_\_\_\_\_ 会社名・  
\_\_\_\_\_ 事業者ID \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称及び  
工事内容 \_\_\_\_\_ 注文者との  
\_\_\_\_\_ 年 月 日 年 月 日

工 期 自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至 \_\_\_\_\_ 年 月 日 契約日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	

※健康保険 等の加入 状 況	保険加入 の有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理 記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>			

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	年 月 日	

※健康保険 等の加入 状 況	保険加入 の有無 <sup>1</sup>	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理 記号等	営業所の名称 <sup>2</sup>	健康保険 <sup>3</sup>	厚生年金保険 <sup>4</sup>	雇用保険 <sup>5</sup>			

監督員名	安全衛生責任者名
権 限 及 び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権 限 及 び 意見申出方法	※専門技術者名
※主任技術者名	資 格 内 容
専 任 非専任	担当工事内容
資 格 内 容	

※1号特定技能外国人の従事者の状況(有無) 有 無 ※外国人技能実習生の従事者の状況(有無) 有 無

《記入要領》

- 再下請負契約がある場合、報告下請負業者は、直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合(再下請負関係) 欄(右側の右部分)に記入するとともに、次の契約書類の写しを提出すること。なお、再下請負が複数ある場合は、《再下請負関係》欄をコピーして使用する。
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
- この届出事項に変更があった場合は、直ちに再提出すること。

